

官報号外

昭和四十一年三月二十五日

○第五十一回 衆議院会議録 第三十二号(一)

昭和四十一年三月二十五日(金曜日)

議事日程 第十九号

昭和四十一年三月二十五日

午後二時開議

第一 住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金

融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本住宅公団法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第三 農業近代化資金助成法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第四 農業信用基金協会法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第五 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第六 最高裁判所裁判官退職手当特別法案

(内閣提出)

第七 物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第八 租税特別措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

〇本日の会議に付した案件

日程第一 住宅金融公庫法及び産業労働者住宅
資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議
○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 住宅金融公庫法及び産業労働者住
宅資金融通法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二 日本住宅公団法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

日程第三 農業近代化資金助成法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

日程第四 農業信用基金協会法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

日程第五 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

日程第六 最高裁判所裁判官退職手当特別法案
(内閣提出)

日程第七 物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第八 租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

日程第九 地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

昭和四十一年三月十五日
内閣總理大臣 佐藤 榮作

右

国会に提出する。

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通
法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通
通法の一部を改正する法律
(内閣提出)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百
五十六号)の一部を次のように改正する。
(役員の欠格条項)
第十二条の二 政府又は地方公共団体の職員
(非常勤の者を除く。)は、役員となることが
できない。

第十七条第二項中「必要な資金を」の下に「同
項第三号又は第四号に掲げる者が、住宅の建設
とあわせて幼稚園又は保護者の委託を受けてそ
の乳児若しくは幼児を保育することを目的とす
るその他の施設(第四項第二号に規定する関連
利便施設に該当するものを除くものとし、以下
「幼稚園等」という。)の建設を必要とする場合に
おいては、幼稚園等の建設に必要な資金(幼稚園
等の建設に附隨して新たに土地又は借地権の取
得を必要とする場合は、土地又は借地権
の取得に必要な資金を含む。第三十五条の三第
一項において同じ。)を、それぞれ」を加え、同条
第三項中「貸付」を「貸付け」に改め、「住宅」の下
に「又は幼稚園等」を加え、同条第四項中「行なう」
を「行なう」に改め、同項第二号を次のように改
め、同項第四号中「学校施設」を「幼稚園等、
園連利便施設」に、「造成中」を「造成中の土地、
整備中の園連公共施設」に、「行なう」を「行なう」

に改め、「造成工事」の下に「整備工事」を加え
る。

第二十条第一項を次のように改める。

第十七条第一項又は第二項の規定による貸

付金の金額の限度は、次のとおりとする。

一 住宅の建設及びこれに附隨する土地又は
借地権の取得を目的とする貸付金の一戸当
たりの金額の限度

区	分	限	度
耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。)又は土地若しくは借地権の価額(価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下この条において同じ。)の八割五分に相当する金額	住宅の建設費(購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。)又は土地若しくは借地権の価額(価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下この条において同じ。)の八割五分に相当する金額	住宅の建設費(購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。)又は土地若しくは借地権の価額(価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下この条において同じ。)の八割五分に相当する金額
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額
二 幼稚園等の建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金の金額の限度	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額
耐火構造の幼稚園等(主要構造部を耐火構造とした幼稚園等をいう。以下この項において同じ。)又は簡易耐火構造の幼稚園等(耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等で建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。以下この項において同じ。)の建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額

区	分	利	率	償	還	期	間
中高層耐火建築物内の耐火構造の住宅の建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	年五分五厘	五十年以内	中高層耐火建築物内の耐火構造の住宅以外の耐火構造の住宅の建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	年五分五厘	三十五年以内
簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	年五分五厘	三十五年以内	簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年六分五厘	年六分五厘	二十年以内
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年六分五厘	年六分五厘	二十年以内	耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五分五厘	年五分五厘	三十年以内
幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	年六分五厘	年六分五厘	三十年以内	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	年五分五厘	年五分五厘	三十年以内

第二十一条第二項中「年七分五厘」の下に「(関連利便施設の建設又は関連公共施設の整備を目的とする貸付金(関連公共施設の整備に附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金を含む。)にあつては、年六分五厘)」を加え、同条第四項の表及び第五項の表中「貸付金の」を削る。	第二十二条第三項中「但し」を「ただし」に、「第四号」を「第三号若しくは第四号」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第八号中「の住宅部分以外の部分」を削り、同項第九号中「第十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項第三号」を「同条第一項第三号若しくは第四号」に、「第五項」を「第四項」に改め、「貸付金に係る住宅」の下に「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」を加え、「第一項又は第三項」を「第二項(第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項又は第三十五条の三第一項」に改め、同項第十号中「第十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項第四号」を「同条第一項第一項
---	---

随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、これに要する費用を含むものとし、公庫の認める額を限度とする。」に改め、同条第六項中「八割」を「九割」に改め、同条第九項中「学校施設」を幼稚園等、関連利便施設

に「参しやく」及び「参しやく」を「参酌」に、「単位面積当たり」を「単位面積当たり」に改める。

第二十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律

農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のとおり改正する。

第一条中「施設資金」を「施設資金等」に、「都道府県が」を「國が、都道府県の」に、「國が助成する」を「助成し、又は自ら利子補給を行なう措置を講ずる」に改める。

第二条第一項第四号中「法人」を「団体」に改め、同条第三項中「植栽」の下に「又は育成」を加え、「購入に必要なもの」を「購入又は育成に要するもの」に改め、同項第二号中「十五年」を「二十年」に改め、同項第三号中「三年」を「七年」に改める。

第三条の見出し中「利子補給」を「都道府県の行なう利子補給」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(政府の行なう利子補給)

第三条の二 政府は、農林中央金庫が農業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものと除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る農業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合

における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高）につき年一分五厘以内で

農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

(農林中央金庫法の特例)

第三条の三 農林中央金庫が第三条の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金を貸し付ける場合における該貸付けについての農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第五十五条ノ二の規定の適用については、同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」とあるのは、「二十箇年以内」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第八百五十三号）の一部を次のとおりに改正する。

第八条第一項第三号中「助成を行なう」を「助成を行なない、並びに利子補給金の支給を行なう」に改める。

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の十四第四項中「政府の助成」の下に「若しくは同法第三条の二の規定による政府の利子補給」を加える。

4 第七十三条の十四第四項中「政府の助成」の下に「若しくは同法第三条の二の規定による政府の利子補給」を加える。

理由

農業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化を推進するため、最近における農業者等の資金需要の動向に即して、農業近代化資金の貸付対象事業の範囲の拡大、償還期限及び償還期間の延長等を行なうとともに、農林中央金庫が行なう農業近代化資金の貸付けにつき政府が直接利子補給を行なうみちを明く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 この法律において「農業近代化資金」とは、農

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案外一案

右

昭和四十一年二月二十五日
内閣總理大臣 佐藤 榮作

農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の農業近代化資金をいふ。

第二条の次に次の章名及び節名を附する。

第二章 農業信用基金協会

第一節 総則

第三条中「以下「協会」という」を「以下「基金協会」という」に改める。

第四条及び第五条中「協会」を「基金協会」に改める。

第六条第一項中「協会は」を「基金協会は」に改め、同条第二項中「協会でない者」を「基金協会でない者」に、「であることを示すような文字」を「という文字」に改める。

第七条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。「第二章 業務」を削り、第七条の次に次の節名を附する。

第七章 農業信用保証保険法

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 農業信用基金協会

第三章 業務（第八条—第十三条）

第四節 会員（第十四条—第二十二条）

第五節 設立（第二十三条—第二十八条）

第六節 管理（第二十九条—第四十八条）

第七節 解散及び清算（第四十九条—第五十条）

第八節 業務（第八条—第十三条）

第九節 会員（第十四条—第二十二条）

第十節 設立（第二十三条—第二十八条）

第十一節 管理（第二十九条—第四十八条）

第十二節 解散及び清算（第四十九条—第五十条）

第十三節 業務（第八条—第十三条）

第十四節 融資保険（第八十五条—第九十条）

第十五節 雜則（第九十一条）

第十六節 保証保険（第七十八条—第八十四条）

第十七節 農業信用保険（第五十五条—第五十七条）

第十八節 農業信用保険協会（第五十九条—第六十条）

第十九節 融資保険（第八十五条—第九十条）

第二十節 雜則（第九十二条—第九十四条）

第二十一節 附則

第一項中「農業經營に必要な資金」を「農業近代化資金その他農業經營に必要な資金」に改め、「農業信用基金協会の制度」の下に「及びその保証等に

つき農業信用保険協会が行なう農業信用保険の制

度」を加える。

第二条に次の二項を加える。

第一項中「農業經營に必要な資金」とは、農

第六十五条 政府は、予算の範囲内において、保険協会に対し、前条第一号の保険の事業における保険金の支払又は同条第二号の貸付けの事業における貸付けの財源に充てるため、交付金を交付する。この場合には、政府は、保険金の支払の財源に充てるべきもの又は貸付けの財源に充てるべきものの額を示すものとする。

(資金)

第六十六条 保険協会は、第六十四条第一号の保険の事業に關して、保険準備資金を設け、第七十七条第三項において準用する第十五条の規定による出資金の額及び前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額の合計額をもつてこれに充てなければならない。

2 保険協会は、第六十四条第一号の保険の事業に關して、融資資金を設け、前条の規定により損失をうめる場合を除き取りくずしてこれをこれに充てなければならない。

3 保険協会は、第六十四条第一号の貸付けの事業に關して、融資資金を設け、前条の規定により政府が貸付けの財源に充てるべきものとして交付した交付金の額をもつてこれに充てなければならない。

4 資金の經理に關しては、この法律に定めるもののか、政令の定めるところによる。

(責任準備金)

第六十七条 保険協会は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(利益及び損失の処理)

第六十八条 保険協会は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その全部を準備金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による資金の取りくずしがなされていて、金の額に相当する額に達するまで資金に組み入れ、なお残余があるときは、その残余の額は、

準備金として積み立てなければならない。

2 保険協会は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の準備金を取りくずして整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、資金を取りくずして整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により損失をうめる場合を除き取りくずしてはならない。

(財務についての主務省令への委任)

第六十九条 前三条に規定するものはか、保険協会がその財務を適正に処理するため従わなければならぬる準則は、主務省令で定める。

(会員の資格)

第七十条 保険協会の会員たる資格を有する者は、基金協会及び農林中央金庫とする。

(議決権)

第七十一条 会員は、各一個の議決権を有する。

(脱退)

第七十二条 会員は、事業年度の終りにおいて脱退することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

1 保険協会と該会員との間に保険関係が成立している場合

2 保険協会が該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合

(業務方法書に記載すべき事項)

第七十三条 保険協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

1 保険関係が成立する保証及び貸付けの範囲

2 保険事故

3 保険金額の保険範囲に対する割合

4 保険料に関する事項

5 保険金に関する事項

六 回収金の納付その他被保険者の守るべき条件に関する事項

七 貸付金の使途、利率、償還期限、金額の限度、償還方法その他貸付金に関する事項

八 業務の委託に関する事項

(役員の選任)

第七十四条 保険協会の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

九 前項の規定による役員の選任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

10 設立当初の役員は、創立総会において選任する。この場合には、前項の規定を準用する。

(事業計画等の承認)

第七十五条 保険協会は、主務省令の定めることにより、毎事業年度、事業計画及び収支予算を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

(監督命令)

第七十六条 主務大臣は、次条第七項において準用する第五十七条第一項の規定によるほか、保険協会の業務を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、保険協会に對し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

(適用規定)

第七十七条 保険協会の登記に関する事項については、第七条の規定を準用する。

二 保険協会の業務に関する事項については、第六十四条から第六十九条までに規定するもののはか、第十二条及び第十三条第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「保証保険に係る保険契約の締結及び融資保険の業務」と、「融資機関」とあるのは「農林中央金庫」と読み替えるものとする。

3 保険協会の会員に関する事項については、第七十条から第七十二条までに規定するものは、第十三条及び第十四条に規定するもののはか、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十六条から第四十八条までの規定を準用する。この場合において、第二十九条第八号中「剩余金の処分」とあるのは「利益」と、同条第十号中「並びに選任及び委嘱」とあるのは「及び選任」と、第三十八条规定「その出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる

か、第十五条、第十六条第一項から第四項まで、第十七条第二項から第四項まで、第十八条、第十九条(同条第一項第一号及び第三号を除く)、第二十条第二項及び第四項、第二十二条第一項及び第三項並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第十五条第一項中「一

万円」とあるのは「十萬円」と、第十九条第一項第二号中「死亡」又は解散とあるのは「解散」と、第二十二条第二項中「前項」とあるのは「第七十二条」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「第七十二条第二号」と、第二十二条第三項中「脱退の時(前項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになつた時)」とあるのは「脱退の時」と、第二十二条第二項中「前二条」とあるのは「第七十二条」と、第七十七条第三項において準用する第二十二条第二項及び第四項並びに第二十二条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

4 保険協会の設立に関する事項については、前章第四節の規定を準用する。この場合において、第二十三条规定第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第七十条」と、第二十四条第五項中「半数以上で、かつ、その引き受けた出資の合計額が引受け出資総額の二分の一以上になるもの」とあるのは「半数以上」と、同条第六項中「第十七条及び」とあるのは「第十七条第二項から第四項まで及び第七十七条本文並びに」と読み替えるものとする。

5 保険協会の管理に関する事項については、第七十三条から第七十四条に規定するもののはか、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条及び第七十四条に規定するもののはか、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十六条から第四十八条までの規定を準用する。この場合において、第二十九条第八号中「剩余金の処分」とあるのは「利益」と、同条第十号中「並びに選任及び委嘱」とあるのは「及び選任」と、第三十八条规定「その

会員」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員」と、第四十一条第二項第一号中「氏名又は名称」とあるのは「名称」と、同条第三項中「債権者(基金協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。)」とあるのは「債権者」と、第四十二条第一項中「及び剩余金処分案又は損失処理案」とあり、第四十五条第一項第五号中「剩余金処分案及び損失処理案」とあるのは「及び利益又は損失の処理案」と、第四十七条中「その出資の合計額が出資総額」とあるのは「その議決権の合計数が議決権の総数」と読み替えるものとする。

6 保険協会の解散及び清算に関する事項については、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条から第五十四条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項第三号中「第五十七条第二項」とあるのは、「第七十七条第七項において準用する第五十七条第二項」と読み替えるものとする。

7 保険協会の監督に関する事項については、前二条に規定するもののほか、前章第七節の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第五十八条第一項中「その出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する会員」と、第五十七条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第七十六条」と読み替えるものとする。

第二節 保証・保険

(保険契約)

第七十八条 保険協会は、事業年度ごとに、会員たる基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金(一の借入れに係る借入金の額が政令で定める額以上のものに限る。)に係る債務の保証をすることにより、その基金協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証を継続することができる。

める契約を締結することができる。

2 保険協会は、事業年度ごとに、会員たる基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金(一の借入れに係る借入金の額が前項の政令で定める額未満のものに限る。)に係る債務の保証をしたことを保険協会に通知することにより、その基金協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、保険協会との基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、基金協会が借入金につき保証をした金額を保険価額とし、基金協会が被保証者に代わつてする借入金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険料)

第七十九条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

第八十条 保険協会が第七十八条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、基金協会が被保証者に代わつて弁済をした借入金の額から基金協会がその支払の請求をする時までにその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額に百分の七十を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額については、第八十条第二項の規定を準用する。

(契約の解除等)

第八十四条 保険協会は、基金協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第七十八条第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払ふた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額に百分の七十を乗じて得た額とする。

(保険契約)

第三節 融資

第八十五条 保険協会は、事業年度ごとに、会員たる農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が農業近代化資金の貸付け(一の貸付けに係る債務の保証をしたときは、当該求償権を行使して取得した額は、基金協会が借入金のほか利息又は費用についても弁済をしたときは、その弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。)

第八十六条 保険協会が第八十五条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第四項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

(回収)

第八十七条 保険協会が第八十五条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第四項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

第八十八条 農林中央金庫は、第八十五条第一項又は第二項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

第八十九条 農林中央金庫は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をすることにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、保険協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

動向に即応し、なおそろ資本設備の高度化等農業経営の近代化を推進し、あわせて農業団体系統資金の活用に資するため、農業近代化資金の貸し付け対象事業の範囲の拡大、償還期限及び据え置き期間の延長を行なうとともに、農林中央金庫が行なう農業近代化資金の貸し付けにつき政府が直接利子補給を行なう道を開くなど、農業近代化資金制度の拡充強化をはかるとして提出されたものであります。

次に、農業信用基金協会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農業近代化資金制度の拡充整備とあわせて、農業信用基金協会が行なう農業近代化資金の債務の保証について、及び農業中央金庫が行なう近代化資金の貸し付けについて保険を行なうため、農業信用保険協会を設立し、その業務運営により、農業近代化資金の融通の円滑化をはかり、もつて農業者等の資本設備の高度化及び農業経営の近代化に資しようとして提出されたものであります。

以上両案は、二月二十五日内閣より提出、同日

本委員会に付託となり、三月四日政府から提案理由の説明を聴取し、三月十五日から両案の一括質疑を行ない、三月二十三日質疑を終了し、同二十四日、討論を省略して採決を行なったところ、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三党共同提出にかかる、農業近代化資金の貸し付け条件の緩和等、本制度の円滑な運営をはかるために必要な数項目の附帯決議が付されていることを申し添えまして、御報告を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 両案を一括して採決い

たします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

す。石炭対策特別委員会理事藏内修治君。案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

す。石炭対策特別委員会理事藏内修治君。

す。これがある。これが、この法律案を提出する理由である。

て検討すること、二、緊急就労対策事業等については、滞留離職者の状況を考慮して、昭和四十三年度以降も実施するよう善処すること、三、炭鉱離職者求職手帳の失効した離職者の就労について万全の措置を講ずること、以上を内容とする自民、社会、民社三党共同提案による附帯決議が付されたことを申し添え、御報告を終わります。(拍手)

日程第五 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第五、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員会理事藏内修治君。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。

(賛成者起立)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

律

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。

(賛成者起立)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前の日に係る就職促進手当の日額については、この法律による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改める。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。

(賛成者起立)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改める。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。

(賛成者起立)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改める。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。

(賛成者起立)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改める。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。

(賛成者起立)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改める。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。

(賛成者起立)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改める。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。

(賛成者起立)

この際、内閣提出、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月一日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を改正する法律

第二十一条第五項中「及び助産婦」を「助産婦及び衛生検査技師」に改める。

第三十六条の九(見出しを含む)中「社会保険研究所」を「社会保険大学校」に改める。

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則

国立病院に衛生検査技師養成所を附置することができることとともに、社会保険研修所の名称を社会保険大学校に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事岩動道行君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔岩動道行君登壇〕

○岩動道行君 ただいま議題となりました厚生省

設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、医療内容の向上に伴う臨床検査業務の増大にかんがみ、国立病院に衛生検査技師養成所を付置することができることとすること、及び社会保険研修所の名称を社会保険大学校に改めることであります。

本案は、去る二月二日本委員会に付託され、二月十五日政府より提案理由の説明を聴取し、本三月二十五日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めました。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

内閣總理大臣

昭和四十一年二月一日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を改正する法律

第二十一条第五項中「及び助産婦」を「助産婦及び衛生検査技師」に改める。

第三十六条の九(見出しを含む)中「社会保険研究所」を「社会保険大学校」に改める。

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則

国立病院に衛生検査技師養成所を附置することができることとともに、社会保険研修所の名称を社会保険大学校に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事岩動道行君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔岩動道行君登壇〕

○岩動道行君 ただいま議題となりました厚生省

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

申し上げます。

一、昨二十四日、内閣から次の報告書及び文書を

受領した。

中小企業基本法第八条第一項の規定に基づく昭和四十一年度中小企業の動向等に関する年次報告書

和四十一年度において講じようとする中小企業

施策についての文書

本件は、去る二月二日本委員会に付託され、二月十五日政府より提案理由の説明を聴取し、本三月二十五日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後二時五十五分散会

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

内閣總理大臣

昭和四十一年二月一日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を改正する法律

第二十一条第五項中「及び助産婦」を「助産婦及び衛生検査技師」に改める。

第三十六条の九(見出しを含む)中「社会保険研究所」を「社会保険大学校」に改める。

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則

国立病院に衛生検査技師養成所を附置することができることとともに、社会保険研修所の名称を社会保険大学校に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事岩動道行君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔岩動道行君登壇〕

○岩動道行君 ただいま議題となりました厚生省

建設委員 綱島 正興君 本名 武君

決算委員 中村 高一君 崇君 木部 靖昭君

(特別委員辞任)

科学技術振興対策特別委員 米内山義一郎君

中小企業基本法第八条第二項の規定に基づく昭和四十一年度において講じようとする中小企業

施策についての文書

和四十一年度において講じようとする中小企業

施策についての文書

一、昨二十四日、議長において、左の通り特別委員の補欠を指名した。

科 学 技 術 振 興 対 策 特 別 委 員

石炭対策特別委員 山下 榮二君 伊能繁次郎君

外 務 委 員 松平 忠久君 佐藤洋之助君

通 信 委 員 竹本 孫一君 西岡 武夫君

大 藏 委 員 竹本 佳昭君 渡辺 栄二君

建 設 委 員 木 部 武夫君 石炭対策特別委員

決 算 委 員 森 本 端君 早川 崇君

(常任委員補欠選任) 竹本 佳昭君 竹谷源太郎君

大 藏 委 員 竹本 佳昭君 竹田 武夫君

建 設 委 員 田 中 武夫君 渡辺 栄二君

労 動 委 員 坂 田 英一君 石炭対策特別委員

農 林 委 員 森 田 重次郎君 竹谷源太郎君

自 治 委 員 坂 田 英一君 竹谷源太郎君

外 務 委 員 西 村 榮一君 竹谷源太郎君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臣 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臣 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臣 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臣 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臣 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

（議案付託）

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。委員会に付託された議案は次の通りである。

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

住宅建築計画法案(内閣提出第一二〇号)

建設委員会 付託

(議案付託)

一、昨二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。委員会に付託された法律案は次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅暫定措置法の一部を改正する法律案

關稅法等の一部を改正する法律案

國稅法等の一部を改正する法律案

關稅暫定措置法の一部を改正する法律案

海外移住事業團法の一部を改正する法律案

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臣 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臣 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臣 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臣 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臣 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臣 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

自 治 大 臀 小 平 久 雄 君 竹 本 孫一君

労 動 大 臀 濱 野 光 次 郎 君 竹 本 孫一君

官 通 商 产 業 政 务 次 進 藤 一 馬 君 竹 本 孫一君

大 藏 委 員 大 藏 大 臀 福 田 起 夫 君 竹 本 孫一君

通 信 委 員 厚 生 大 臀 鈴 木 善 幸 君 竹 本 孫一君

農 林 大 臀 坂 田 英一君 渡 边 栄 二 君 竹 本 孫一君

</

附則第十二条第一項各号を次のように改める。

一 附則第一条第一号から第四号までに掲げる物品 その価格の百分の十

二 隅則第三条第四項は左定する物品、各の価格の百分の
三 十日第三章第二項二見三十一刀内に三月三日第三章第一

二 阿貝第三条第十五項に規定する物品及同一第ノ項各号に掲げる物品その価格の百分の三
別表課税物品表の適用に附する通則(以下「通則」という。)口を削り、通則ハ中同類内を

「種内」に、「場合には」を「場合において、これらの物品の税率が異なるときは、これをこれらの物品のうち、最も高い税率が適用される物品とし、これらの物品の税率が同じであるときは」に改め、通則三ハ中「における当該物品の所属の決定については、政令で定めるところによる」を「は、この表に掲げる順序に従い、当該物品が該当する二以上の物品のうち、最も先に掲げられた物品とする」に改め、通則三中ハをロとする。

通則四中に掲げる物品の細分として「を」の品目欄に改め、「当該各号」の下に「の類別欄」を加え、「場合には、細分として「を」「場合には、当該品目欄に」に改める。

五 この表の税率欄に掲げる税率は、同表に掲げる物品の品目との区分に応じ、当該物品に係る第十一條に規定する課税標準たる金額又は数量につき適用するものとする。

六 この表において「%」は、百分率を表わすものとする。

卷之三

番号	類別	第一種の物品	二	一
た 製 品	真珠並びに真珠を用い	貴石及び半貴石並びに貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品	真珠並びに真珠を用い	貴石及び半貴石のうち、ダイヤモンド、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ベリール、トルマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、ねこ目石、トルコ石、月長石及びクンツイト
及 び 化 粧 用 具	2 1 真珠 真珠製品及び真珠を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	貴石製品、半貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	2 真珠 真珠製品及び真珠を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	1 貴石及 び半貴石 のうち、 ダイヤモ ンド、クリ ソベリール、 トパーズ、 スピネル、 エメラル ド、アクア マリン、ベリ ール、トル マリン、ジ ルコン、クリ ソライト、ガ ーネット、オ パール、ひす い、水晶、 ねこ目石、 トルコ石、 月長石及 びクンツ イト
	一一〇%	一一〇%	一一〇%	一一〇%

一五 喫煙用具並びにかばん類、トランク類及び袋物類	1 喫煙用のライター、電気マッチ、パイプ、きれい灰皿、アイスモーキングスタンド、たばこ盆及びたばこセット	一〇%
一六 化粧品類	2 かばん類、トランク類並びにハンドバック及びこれに類する手さげかご	一〇%
一七 飲料類及び飲料用のし好品(酒税用課されるものを除く)	1 香水(固型、粉末及びねり状のものを含む)、香紙、香袋及び化粧料 2 おしろい、紅、口紅止め、化粧すみ、化粧粉、脱毛料、あぶら取り料、化粧クリーム及び化粧下(化粧水(固型)、粉末及びねり状のものを含む)、頭髪用の油及びねり油、整髪料、養毛料並びに染毛料	一〇%
第三種の物品	1 果実水及び果実みつ並びにこれらに類するもの 2 コーヒーシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの 3 固型ラムネ、粉末ジースその他の溶解してし好飲料に供する固型、粉末及びねり状のもの 4 炭酸飲料(玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る) 5 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びバオチャ ン茶並びにマテ及びチコリー	五% 五% 五% 五% 五%
一八 マッチ	1 マッチ	一〇〇〇本につき一円

(施行期日)
(附則)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過規定)
(暫定的非課税)

第二条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例によつる。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和四十三年三月三十日までの間にその

の号において「貴金属類等」という。の側を用いたもの及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いたもの

2 時計側、文字板、指針及び竜頭のうち、貴金属等のもの及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いたもの並びにムームメントにこれらの一組を組み合わせたもの

3 時計及び時計側並びにムームメント

四〇%
一〇%
一〇%

製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品については、物品税を課さない。

一 改正後の物品税法別表(以下「新別表」という。)第二種第九号8に掲げる物品のうち、温蔵庫ルをこえる電波の受信用の無線周波回路以外の回路に受信用真空管を使用しないテレビジョン受像機

(税率の暫定的軽減)

第四条 施行日から昭和四十三年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の各号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 新別表第二種第一〇号3に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機(カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいう。)その価格の百分の十三

二 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置 その価格の百分の十

三 新別表第二種第一〇号6に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下の蓄音機用のレコード その価格の百分の十三

四 新別表第二種第一二号4に掲げる物品のうち、三原色感光紙を含有し、当該三原色に対応する発色現象を行なうことができる乳剤を单一の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙 その価格の百分の十三

五 施行日から昭和四十三年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の各号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 新別表第二種第七号4に掲げる物品 その価格の百分の十
二 新別表第二種第九号1に掲げる物品のうち、圧縮機を使用するルームクーラーで当該圧縮機の使用動力が三・七五キロワット以上であつて、かつ、当該圧縮機の冷凍能力(高圧ガス取締法昭和二十六年法律第二百四号)第五条第四項(冷凍能力の算定)の規定に基づき算定した能力をいう。が一・八トン以上のもの及び圧縮機を使用しないルームクーラーでその送風機の使用動力が三百七十五ワットをこえるもの その価格の百分の十

(新別表第二種第一七号5の物品に係る暫定税率)

第五条 施行日から一年をこえない範囲内において政令で定める日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新別表第二種第一七号5に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、同表の定めにかかるべき

第六条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて施行日前に第一種の物品の小売業者が小売をし、若しくは保税地域から引き取られた改正前の物品税法別表(以下「旧別表」という。)第一種の物品又は当該免除を受けて施行日前(前条に規定する物品についても、同条に規定する政令で定める日以前)にその製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第二種若しくは第三種の物品について、施行日以後(前条に規定する物品についても、同条に規定する政令で定める日以後)にその製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き

は、同条に規定する政令で定める日後)に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の税率については、なお従前の例による。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第二十三条第一項	同法第十八条第八項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条	同法第二十三条第三項
第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十一条第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百二十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百二十二号)第二条第一項

(軽減税率適用物品の免税移出に係る経過規定)

第七条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造

場から移出されるもので物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条の一第三項の承認に係るもの(当該承認に係る物品税法第十七条第三項又は租税特別措置法第八十八条の二第三項に規定する期限が同表の期日欄に掲げる日以後に到来するものに限る。)について当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、改正後の物品税法附則第五条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。
物品种名期間期日税率税率
附則第四条第一項各号に掲げる物品昭和三七年四月一日から昭和四三年三月三一日まで昭和四四年一月一日一五%
附則第四条第二項第一号に掲げる物品和四三年九月三〇日まで昭和四四年一月一日一五%
附則第四条第二項第二号に掲げる物品昭和三七年一〇月一日から昭和四三年九月三〇日まで昭和四四年一月一日一〇月一日一〇%
前項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、前条の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出される、又は保税地域から引き取られるものについて同表の期日欄に掲げる日以後に同条の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、改正後の物品税法附則第五条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ前項の表の税率欄に掲げる税率とする。
(輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定)
第八条 前条第一項の表の物品名欄に掲げる物品法第二十条第六項に規定する輸出品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品若しくは当該期間内に租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品は、(もどし入れに係る経過規定)
第九条 改正後の物品税法第一十八条の規定は、施行日以後に第二種の課税物品の製造場(同条第三項に規定する製造場であつた場所を含む。)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、若しくは引き取られた課税物品について同日以後に同法第二十二条第六項(同法第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合又は物品税法第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、若しくは引き取られた課税物品について同日以後に同法第二十二条第六項(同法第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。
(もどし入れに係る経過規定)
第九条 改正後の物品税法第一十八条の規定は、(もどし入れに係る経過規定)

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(一部改正する法律案)

(營業開業申告に係る経過規定)
第十条 施行日前から引き続いて次に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

一 新別表第二種第八号4に掲げる物品のうち、銃身及び銃尾機関部
二 新別表第二種第九号7に掲げる物品のうち、旧別表第二種第二十五号に掲げる物品以外のもの

三 新別表第二種第一三号2に掲げる物品のうち、旧別表第二種第二十四号に掲げる物品以外のもの

2 第一項若しくは第三項の規定による申告をして該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。
第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

3 施行日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより同項の規定により第一項各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他の政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 昭和四十三年四月一日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより第一項各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他の政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

三 新別表第二種第一三号2に掲げる物品のうち、旧別表第二種第二十五号に掲げる物品以外のもの

4 附則第三条第一号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号1に該当するもの

物 品 名	期 日	数 量 又 は 金 額	税 率
附則第三条第一号に掲げる物品	昭和四十三年四月一日	七〇個	一五%

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者は又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十三年四月一日において物品税法第三十五条第二項前段又は第四項の規定による申告をした者となす。

6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第三号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第三号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十三年四月一日から一月以内に第二項の製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ、適用しない。

(手持品課税)

第十二条 次の表の物品名欄に掲げる物品(課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量又は価額(二以上の場合で所持する場合には、その合計数量又は総価額)がそれぞれ同表の数量又は金額欄に掲げる数量又は金額以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品の製造者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなされ、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量 又 は 金 額	税 率
附則第三条第一〇号1に該当するもの	昭和四十三年四月一日	一〇個	一〇%

附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号3に該当するもの

昭和四三年四月一日 六〇個 一五%

附則第四条第一項第一号に掲げる物品

昭和四三年四月一日 一〇〇個 二%

附則第四条第一項第二号に掲げる物品

昭和四三年四月一日 六〇個 五%

附則第四条第一項第三号に掲げる物品

昭和四三年四月一日 一〇〇〇万円 二%

附則第四条第一項第四号に掲げる物品

昭和四三年四月一日 一〇〇〇万円 二%

附則第四条第二項第一号に掲げる物品

昭和四三年一〇月一日 五〇個 五%

附則第四条第二項第二号に掲げる物品

昭和四三年一〇月一日 一〇個 一〇%

前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当するものに限る。)

第五条 同表の期日欄に掲げる日において、その税額を等分して、当該月の末日限り、これを徴収する。

一 その税額が二十万円以下のとき。二月

二 その税額が二十万円をこえ四十万円以下のとき。三月

三 その税額が四十万円をこえ六十万円以下のとき。四月

四 その税額が六十万円をこえるとき。五月

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他の政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定によりその製造場から移出されたものとみなされた日から

4 第二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること

理由

最近における物品税の課税物品に係る生産、取引及び消費の状況等にかえりみ、課税の廃止、税率の引下げ等税負担の軽減合理化を図るとともに、納税手続の簡素化に資するため、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月二十一日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の

次に次の二号を加える。

三 合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する合併法人をいう。

四 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

第十条を削り、第二章第二節中第一款を第一款の二とし、同款の前に次の二款を加える。

第一款 特定設備廃棄の場合の税額控除の特例

第十一条 青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第七条に規定する特定産業に属する事業を営むものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十日までの間に、その有する所得税法の施行地にある機械その他の設備で企業の合理化を促進するため緊急に廃棄することが必要なものとして政令で定める設備に該当するもの(以下この項において「特定設備」という。)を政令で定めるところにより廃棄した場合には、事業を廃止した日の属する年を除き、その廃棄した日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額から、その廃棄した特定設備の取得価額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額の合計額(当該合計額がその年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該金額)を控除する。

第十二条の二第一項中「昭和三十三年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に」を削る。

第十三条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人がその年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この条において同じ)において有する当該各号に掲げる減価償却資産(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一条から前条まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費としてその年分の事業所得の金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資

3 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第一項(特定設備を廃棄した場合の所得税額の特別控除)」とする。

「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第一項(特定設備を廃棄した場合の所得税額の特別控除)」とする。

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「事業所得」の下に「給与所得、退職所得」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の次

六 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十号に規定する減価償却資産をいう。

第二条第二項中第十一号を第十三号とし、第三

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号】 租税特別措置法の一部を改正する法律案

七七三

金額（次項において「累積限度額」という。）から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された商品取引責任準備金勘定の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額イ、その年十二月三十一日において、当該個人が、その加入している前号の商品取引所の定款で定めるところにより商品取引責任準備預託金として預託している金額の合計額。

ロ、その年及びその年の前年以前二年内の各年のうち、その売買取引金額の最も多い年ににおける当該売買取引金額の万分の三に相当する金額。

2 前項の商品取引責任準備金勘定を設けている責任準備金勘定の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人について商品取引事故による損失が生じた場合として政令で定める場合には、その損失の生じた日における商品取引責任準備金勘定の金額のうちその損失の額に相当する金額は、その個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人が第一項に規定することとなつた日、「第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第五号及び第六号」を「第一号及び第五号から第七号まで」に、「確定申告書に」を「これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「提出期限」を「確定申告期限」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七号」を「第十号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における商品取引責任準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該商品取引責任準備金勘定の金額については、前三項の規定は、適用しない。

6 第十九条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第二十一条第一項中〔第二十三条の二第一項の規定の適用に係るもの〕を除く。以下この条において同じ。」を削り、同条第六項中「第三項の規定は」を「第四項の規定は」に、「第三項」を「、同項に、「第三項の規定により」を「第四項の規定により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「確定申告書に」を「これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「提出期限」を「確定申告期限」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七号」を「第十号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において商品取引責任準備金勘定の金額を取りくずした場合、その取りくずした日における商品取引責任準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

3 青色申告書を提出する個人が、指定期間内の日の属する各年の事業所得に係る指定期間内の収入金額で第十三条の三第四項第十号に掲げる取引によるものについて、当該取引に係る物品が同号に規定する物品の輸出を行なう者により当該各年において輸出されていないため、第五項において準用する同条第八項に規定する確定申告期限までに同項に規定する証明を受けることができなかつた場合において、当該取引の行なわれた日の属する年の翌年（十二月三十一日までに当該物品が輸出され、その輸出された日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該輸出に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る年ににおいて前項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により必要経費に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、当該輸出された日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二十二条第三項中「第二十一条第五項」を「第二十二条第六項」に改める。

第二章第二節第三款の三を削る。

第二章第二節第五款中第二十八条の二の次に次の一章を加える。

（特定組合に納付した中小企業構造改善準備金勘定に係る納付金の必要経費算入）

第二十八条の三 第五十六条の二第一項に規定する特定組合の同項に規定する組合員等である事業を営む個人が当該特定組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該個人のその納付の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に相当する。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 紙与所得及び退職所得（給与所得等が住宅等の譲渡を受け又は住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例）

3 第二十九条 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その支払者（以下この条において「使用者」という。）の法人が同号に規定する役員その他公吏（以下この条において「給与所得者等」という。）が、自己の居住の用に供するため、昭和四十一年四月一日から昭和四十五年十二月三十日までの間に、その使用者の有する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で同法の施行地にあるもの（以下この条において「住宅等」という。）を使用人である地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、所得税を課さない。

2 紙与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得に要する資金に充てるため、その使用者から当該賃金の貸付けを使用人である地位に基づき無利息又は低い金利による利息を受けた場合における経済的利益で昭和四十一年四月一日から昭和四十五年十二月三十日までの間に係るものについては、所得税を課さない。

八 前各号に掲げる場合のほか、国又は地方公共団体が、地方鉄道法（大正八年法律第五二号）第三十条第一項、建築基準法第十一條第一項若しくは漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第一項その他公吏で定めるその他の法令の規定に基づき行なう処分に伴う資産の買取り若しくは消滅（価値の減少を含む）により、又はこれらの規定に基づき行なう買取の処分により補償金又は対価を取得する場合

第三十一条第三項第二号中「又は前号」を「前号」に、「又は取りこわし」を「若しくは取りこわし」に改め、「場合」の下に「又は第一項第八号に規定する法令の規定に基づき行なう國若しくは地方公共団体の処分に伴い、その土地の上にある資産の取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合」を加え、「当該資産」を「これらの資産」に改め、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十三条の三第三項第二号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第十号」に改める。

第三十四条第四項中「第十四条、第十六条及び第十七条」を「及び第十四条から第十六条まで」に改める。

第三十五条第一項中「第五号まで及び」の下に「第八号並びに」を加える。

第三十八条の三第一項第一号中「昭和二十五年法律第二百一号」を削る。

第三十八条の五第一項第一号中「第十四条、第十六条及び第十七条」を「及び第十四条から第十六条まで」に改める。

第三十九条の六第一項中「第五号まで及び」の下に「第八号並びに」を加える。

第二章第四節第五款の款名中「場合」を「場合等」に改め、同款中第三十八条の十二の次に次の二条を加える。

(農地管理事業團に農地等を譲渡した場合等の譲渡所得の特別控除)

第三十八条の十三 個人が、その有する農地管理事業團法(昭和四十一年法律第二号)第二条に規定する農地、採草放牧地、未墾地又は附帯施設(土地に限る)を農地管理事業團に対し又はそのあつせんにより譲渡をした場合には、その年中に当該譲渡をしたこれらの資産(以下この条において「農地等」という。)につき前条の規定の適用を受ける場合を除き、当該農地等の譲渡に対する所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、当該農地等の譲渡に係る同項に規

定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から五十万円(当該譲渡益に相当する金額が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額)を控除した金額とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項

の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合においては、

前条第三項ただし書の規定を準用する。

第三十九条第三項中「第十四条、第十六条及び第十七条」を「及び第十四条から第十六条まで」に改める。

第四十一条中「第七十条の四第九項」を「第七十条の四第十項」に改める。

第二章第六節中第四十一条の十一を第四十一条の十二とし、第四十一条の十の次に次の二条を加える。

(協業のために現物出資した場合の納期限の特例)

第四十二条の十一 事業(森林所得を生すべき業務を含む。以下この条において同じ。)を行なう個人が、昭和四十一年一月一日から昭和四十二年十二月三十一日までの間に、その有する資産(当該事業の用に供していった資産で譲渡所得の基因となるもの又は山林に限る。以下この条において「事業資産」という。)を株式会社、有限会社、事業協同組合その他政令で定める法人(以下この条において「会社等」という。)の設立のために出資した場合において、当該設立のために出資した他の者のうちに、その有する事業資産を出資した者があるときは、当該個人の当該出資の日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書の提出により同法第二百二十九条に規定する第三期において納付すべき所得税の額のうち、当該出資した資産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額

に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の三分の二に相当する金額の所得税(以下この条において「納期延長分の所得税」という。)については、同法第二百二十九条の規定による納付

の期限をもつて法定納期限とする。

第四十二条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第一号を次のよう改め

る。

一 法人税法第一条第九号に規定する普通法額については、百分の二十六(当該事業年度終了の時に

おいて資本の金額又は出資金額が一億円以下であるものの軽減税率適用所得金額のうち年

三百万円以下の所得の金額からなる部分の金額)を加え、「同項の規定」とあるのは「これららの規定」とを削り、「第六十六条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項から第三項まで」に改める。

第二項を加え、「同項の規定」とあるのは「これららの規定」とを削り、「第六十六条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項から第三項まで」に改める。

第三章中第一節の二を第一節の三とし、第一節の次に次の二節を加える。

第一節の二 資本構成改善の場合等の特別控除

第四十二条の三 青色申告書を提出する内国法人等の資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除

4 稅務署長は、必要があると認めるときは、第一項の規定の適用を受ける者に対し、納期延長分の所得税の額に相当する担保の提供を命ずることができる。

5 前項の場合において、個人が同項に規定する担保について同項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定による納期限の延長があつた場合における納期延長分の所得税に係る国税徴収法第二条第十号に規定する法定納期限について

は、同号の規定にかかわらず、当該所得税につ

ち最も大きいものをとえる場合（そのとえる部分の割合が百分の一に満たない場合を除く。）には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この節及び法人税法第六十七条规定から第七十条の三までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この節において同じ。）に、そのとえる部分の割合に百分の一を加算した割合（当該加算した割合が百分の十をこえる場合には、百分の十）を乗じて計算した金額に相当する金額を、当該法人税の額から控除する。ただし、基準年度のない法人（設立後最初の事業年度の翌事業年度開始の日が同年一月一日後である合併法人で政令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

前項に規定する資本構成割合とは、同項に規定する内国法人の事業年度終了の時における第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額のうちに第一号に掲げる金額の占める割合額（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げた割合）をいう。

二 借入金、買掛金その他これらに準する債務（これらの債務のうち政令で定めるものを除く。）の額の合計額

前項に定めるもののほか、第一項に規定する内国法人が合併法人である場合におけるその基準年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合の計算その他項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第一項の規定は、法人税法第七十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後由告書を含む。）、第一項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限

り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは、「第七十条の三まで(税額控除)」又は租税特別措置法第四十二条の三(資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十条の三中「この款」とあるのは、「この款及び租税特別措置法第四十二条の三(資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは、「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二条の三(資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除)」とする。

6 税務署長は、第一項に規定する内国法人が同項の規定の適用を受ける場合において、当該内国法人がその基準年度の翌事業年度から適用年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合の計算に關し経理操作その他の行為を行ない、これを容認した場合には同項の規定による控除の額を不当に増加させる結果となると認められるときは、当該行為がないものとして当該内国法人の基準年度の翌事業年度から適用年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合を計算することができる。

(特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人で企業合理化促進法第七条に規定する特定産業に属する事業を営むものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、その有する法人税法の施

行地にある機械その他の設備で企業の合理化を促進するため緊急に廃棄することが必要なものとして政令で定める設備に該当するもの（以下この項において「特定設備」という。）を該当期間内に政令で定めるところにより廃棄した場合は、その廃棄した日を含む事業年度の所得に対する法人税の額から、その廃棄した特定設備の取得価額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額の合計額（当該合計額が当該法人税の額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該金額）を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定について、同法第六十七条第二項中「第七十条の三まで（税額控除）」とあるのは、「第七十条の三まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の四（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは、「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは、「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四（特定設備を廃棄した場合の法人税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の四（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」とする。

(合併をした場合の法人税額の特例措置)
第四十二条の五 青色申告書を提出する内国法人
(法人税法第二条第六号に規定する公益法人
等及び人格のない社団等を除く。)が、昭和四十
一年四月一日から昭和四十三年三月三十日ま
での間(以下この条において「指定期間」とい
う。)に合併(当該合併に係る被合併法人のすべ
てが青色申告書を提出する法人で清算中の法人
以外のものである合併に限るものとし、特殊な
関係のある法人間の合併その他の政令で定める
合併を除く。以下この条において「特定合併」と
いう。)を行なつた場合には、当該特定合併に係
る合併法人で青色申告書を提出するものの当
該特定合併の日を含む事業年度の翌事業年度
開始の日(当該合併法人が特定合併により設立
された法人である場合には、その設立の日)以
後三年以内に終了する各事業年度(解散(合併に
による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算
中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税
の額に、特定合併による資本増加割合を乗じて
計算した金額の百分の二十に相当する金額を、
当該法人税の額から控除する。
2 前項に規定する特定合併による資本増加割合
とは、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲
げる金額の占める割合(当該割合に小数点以下
二位未満の端数があるときは、これを切り上げ
るものとし、当該割合が百分の五十をこえると
きは、百分の五十とする。)をいう。
一 特定合併に係る合併法人の当該特定合併直
後(特定合併により設立された法人について
は、設立の時)の資本の金額又は出資金額
二 前号に掲げる金額から次に掲げる金額のう
ちいずれか多い金額(特定合併により設立さ
れた法人については、口に掲げる金額)を控
除した金額
イ 特定合併に係る合併法人の当該特定合併
直前の資本の金額又は出資金額
ロ 特定合併により被合併法人の法人税法第

(合併をした場合の法人税額の特別控除)
第四十二条の五 青色申告書を提出する内国法人
(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない団体等を除く。)が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十日までの間(以下この条において「指定期間」という。)に合併(当該合併に係る被合併法人のすべてが青色申告書を提出する法人で清算中の法人以外のものである合併に限るものとし、特種な関係のある法人間の合併その他の政令で定める合併を除く。以下この条において「特定合併」という。)を行なつた場合には、当該特定合併に係る合併法人で青色申告書を提出するものの当該特定合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日(当該合併法人が特定合併により設立された法人である場合には、その設立の日)以後三年以内に終了する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額に、特定合併による資本増加割合を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額を、当該法人税の額から控除する。

前項に規定する特定合併による資本増加割合とは、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、当該割合が百分の五十をこえるときは、百分の五十とする。)をいう。

一 特定合併に係る合併法人の当該特定合併直後(特定合併により設立された法人については、設立の時)の資本の金額又は出資金額

二 前号に掲げる金額から次に掲げる金額のうちいすれか多い金額(特定合併により設立された法人については、口に掲げる金額)を控除した金額

イ 特定合併に係る合併法人の当該特定合併直前の資本の金額又は出資金額

ロ 特定合併により被合併法人の法人税法第

該耐火建築物等の償却範囲額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算される当該耐火建築物等の償却範囲額（これららの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の二百に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十九条第四項中「第四十二条第六項」を「第四十三条第二項」に改める。

第五十一条を次のように改める。

(中小企業構造改善事業用共同施設の特別償却)

第五十二条 第五十六条の二第一項の中小企業構造改善準備金勘定の金額（同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する同条第一項の特定組合が、同項の構造改善計画に定める共同利用施設（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十五条まで又は第四十七条から前条までの規定の適用を受けるもの）を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これをその事業の用に供した場合は、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該共同利用施設の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得額（当該取得額が第五十六条の二第二項の規定により益金の額に算入される金額のうち当該共同利用施設の取得に係る部分として政令で定める金額をこえる場合には、当該金額）の三分の一（建物については、十分の一）に相当する金額との合計額とする。

第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十二条の二第六項中「第四十二条第六項」を「第四十三条第二項」に改める。

第三章第二節の節名中「準備金」を「準備金等」に改める。

第五十三条第一項中「解散又は合併により消滅した法人の解散又は合併により消滅する法人の解散を除く。」の日」に改め、「当該織入金額」の下に「当該事業年度が合併により消滅する法人の合併の日を含む事業年度には、その合併に係る合併法人に引き継がれる部分の金額に限る。」を加え、同条第三項中「若しくは仕掛品」を「仕掛品」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 法人が合併により消滅した場合において、第一項の規定により当該法人の合併の日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された価格変動準備金勘定の金額があるときは、その合併に係る合併法人に引き継がれた当該価格変動準備金勘定の金額は、当該合併法人のそこの合併の日を含む事業年度（当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第五十四条第一項中「次条第一項に規定する特定商工組合」を次条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である法人及び同項に規定する特定商工組合に、「第四十六条の二第二項第一号に掲げる取引によるものについては、千分の五」を二条第四項に規定する特定組合（以下この条において「特定組合」という。）で青色申告書を提出するものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に受けた同法第十八条第一項の承認に係る中小企業構造改善事業計画（以下この条において「構造改善計画」という。）に定める費用の支出に充てるため、当該構造改善計画に定める基準によりその組合員等（当該特定組合の組合員及び会員を解説した場合において合併法人に引き継がれたもの）を除く。）に改め、同条第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第十三項を削る。

第五十五条第一項中「千分の二十五」を「千分の五」と改め、同条第四項中「政令で定めるもの」の下に「をいい、第一項に規定する特別指定商工組合とは、同項の特定商工組合のうち同項に規定する賦課基準に相当する金額に対する当該賦課基準により組合員に賦課される金額の割合を千分の十五にして定めるもの」を加え、同条第五項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第三章第二節の節名中「準備金」を「準備金等」に改める。

第五十六条第一項中「海外投資法人を除く。」を「（海外投資法人のうち特殊海外投資法人でないものを除く。）」に改め、同条第三項中「政令で定める海外投資法人である場合に引き継がれた当該法人の合併による合併法人に引き継がれる部分の金額に算入する。」を加え、同条第七項を「（海外投資法人のうち当該法人の資本の金額又は出資金額をこえて新開発地域法人に対し出資をするものを除く。）」に改め、同条第八項中「第一項の下にに規定する内国法人が同項に規定する特殊海外投資法人である場合における特定組合等の取得価額の計算その他同項から前項まで」を加え、同条第九項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

8 第二条第一項中「次条第一項に規定する特定組合」を次条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である法人及び同項に規定する特定商工組合に、「第四十六条の二第二項第一号に掲げる取引によるものについては、千分の五」を二条第四項に規定する特定組合（以下この条において「特定組合」という。）で青色申告書を提出するものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に受けた同法第十八条第一項の承認に係る中小企業構造改善事業計画（以下この条において「構造改善計画」という。）に定める費用の支出に充てるため、当該構造改善計画に定める基準によりその組合員等（当該特定組合の組合員及び会員を解説した場合において合併法人に引き継がれたもの）を除く。）に改め、同条第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第十三項を削る。

第五十五条第一項中「千分の二十五」を「千分の五」と改め、同条第四項中「政令で定めるもの」の下に「をいい、第一項に規定する特別指定商工組合とは、同項の特定組合が青色申告書の提出の承認を取

2 算上、損金の額に算入する。

2 前項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が構造改善計画に定める費用を支出をする日における中小企業構造改善準備金勘定の金額（その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるとべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその支出をする金額として政令で定めた日を含む事業年度の所得の金額は、その支出をする日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 前項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が青色申告書を提出する場合において、当該申告書に記載する中小企業構造改善準備金勘定の金額は、その取消しの日における中小企業構造改善準備金勘定の金額に相当する金額に算入する。

4 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において中小企業構造改善準備金勘定の金額を解散した場合において合併法人に引き継がれたもの）を除く。）

3 構造改善計画に定める事業が完了した場合又は構造改善計画に定める計画期間が経過した場合、その完了し、又は経過した日における中小企業構造改善準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたもの）を除く。）

3 構造改善計画に定める事業が完了した場合又は構造改善計画に定める計画期間が経過した場合、その完了し、又は経過した日における中小企業構造改善準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたもの）を除く。）

4 前項、前三号及び次項の場合において中小企業構造改善準備金勘定の金額を取扱いとした場合、その取り扱いした日における中小企業構造改善準備金勘定の金額をうちその取り扱いした金額に相当する金額

4 第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が青色申告書の提出の承認を取

旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における中小企業構造改善準備金勘定の金額は、政令で定めることにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額について、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第五十三条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けていたる特定組合が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までにその構造改善計画につき第五十六条の二第一項の承認を受けた者でないとき」と読み替えるものとする。

7 特定組合の組合員等である法人が当該特定組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該法人のその納付の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(株式売買損失準備金勘定への繰入金額の損金算入)

第五十六条の三 青色申告書を提出する法人で証券引法第二条第八項に規定する証券業を営むもの(株式市場における株式の需給を調整することを目的とするものとして政令で定めるものを除く)が、昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十日までの期間内の日を含む各事業年度及び清算中の各事業年度を除く。

く。)において、株式の売買による損失に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理により株式売買損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度における株式の売買による利益の額として政令で定める金額の百分の七十五に相当する金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二十に相当する金額

3 前項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人について株式の売買による損失として政令で定めるものが生じた場合には、その損失の生じた事業年度終了の日における株式売買損失準備金勘定の金額(その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これら

の金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうちその損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合には、当該株式売買損失準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れをして事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

4 第一項の株式売買損失準備金勘定を設けていたる法人が青色申告書による申告を取り消され、又は青色申告書による申告をやめた旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における株式売買損失準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額について、益金の額に算入する。この場合において、当該株式売買損失準備金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十六条の三第三項」に読み替えるものとする。

6 第一項に規定する法人の昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度終了の日において有する株式について、第五十三条第一項の規定は、適用しない。

7 適用する場合について準用する。

8 第一項に規定する法人の昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内に算入される金額を除くは、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十六条の三第三項」に読み替えるものとする。

10 第一項に規定する証券業を廃止した場合に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

11 第一項に規定する証券業を廃止した場合に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

12 第一項に規定する証券業を廃止した場合に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

13 第一項に規定する証券業を廃止した場合に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

14 第一項に規定する法人の昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度終了の日において有する株式について、第五十三条第一項の規定は、適用しない。

15 第五十七条の見出し中「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は商品取引責任準備金勘定」を加え、同条第一項中「以下次項において「累積限度額」を「第三項において「証券累積限度額」に、「第三項若しくは第四項を「第四項若しくは第五項」に、「次項の」を「第三項の」に改め、同条第八項中「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取り扱い責任準備金勘定」を、「第五十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第九項とし、「同項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

16 第二項第一号ロの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

17 第五十七条第五項中「第一項の証券取引責任準備金勘定」を、「証券取引責任準備金勘定の金額」の下に「又は商品取引責任準備金勘定の金額」を加え、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第六

る商品取引所において当該法人が自分又は他人の計算により売買した商品の売買金額で政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の万分の一に相当する金額

二 イ又はロに掲げる金額のうちいすれか低い金額(次項において「商品累積限度額」という。)から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された商品取引責任準備金勘定の金額(その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

イ
当該事業年度終了の日において、当該法人が、その加入している前号の商品取引責任者の定款で定めるところにより商品取引責任準備預託金として預託している金額の合計

口 当該事業年度及び当該事業年度開始の日
前二年以内に開始した各事業年度のうち、

その売買取引金額（これらの事業年度のうちに一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該売買取引金額を当該事業年度の当該取引金額とする）

業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額)の最も多い事業年度の当該売買取引金額の万分の三に相当する金額

第五十七条の二第一項中「第五十三条规定」を
第五十三条第八項に改める。

「第七項」を「第五十三条第八項」に改める。
第五十七条の四第一項中「清算中の事業年度」を「清算中の各事業年度」に、及び次条第一項に規

する原子力損害賠償責任保険』を「並びに次条第
項に規定する原子力損害賠償責任保険及び地震
保険」に改め、「(昭和二十四年法律第二号)」とし
て置いた。

る商品取引所において当該法人が自己又は他人の計算により売買した商品の売買金額で政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の万分の一に相当する金額

二　又は口に掲げる金額のうちいすれか低い金額(次項において「商品累積限度額」といふ。)から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された商品取引責任準備金勘定の金額(その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入され、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

イ　当該事業年度終了の日において、当該法人が、その加入している前号の商品取引所の定款で定めるところにより商品取引責任準備預託金として預託している金額の合計額

ロ　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち、その売買取引金額(これらの事業年度のうちに一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該売買取引金額を当該事業年度の月数で除しこれに十二を乗じて計算した金額)の最も多い事業年度の当該売買取引金額の万分为の三に相当する金額

第五十七条の二第七項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の三第一項中「昭和二十五年法律第二百三十九号」を削り、同条第六項中「第五十三第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の四第一項中「清算中の事業年度」に、「及び次条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険」を並びに次条第七項を「第五十三条第八項」に改め、「昭和十四年法律第四十一号」を

「清算中の各事業年度」に、「及び次条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険」を並びに次条第七項を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の二第一項中「清算中の事業年度」を削り、同条第六項中「第五十三第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の三第一項中「昭和二十五年法律第二百三十九号」を削り、同条第六項中「第五十三第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の四第一項中「清算中の事業年度」に、「及び次条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険」を並びに次条第七項を「第五十三条第八項」に改め、「昭和十四年法律第四十一号」を

削り、同条第八項中「当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。)が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ」を「当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が」に、「金額の合計額」を「金額を含む。」に、「当該事業年度を「当該各事業年度に改め、同条第十一項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の五の見出し中「原子力損害賠償責任保険」の下に「又は地震保険」を加え、同条第一項中「各号に掲げるもの」の下に「及び政令で定めるものを」を、「掲げる法律」の下に「(当該政令で定める法人については、政令で定める法律)」を、「原子力災害損失」の下に「又は地震保険(住宅又は生活用動産を目的とし、地震若しくは噴火又はこれによる津波を保険事故又は共済事故とする保険又は政令で定める共済をいう。以下この条において同じ。)に係る地震災害損失」を、「当該原子力損害賠償責任保険」の下に「又は地震保険」を、「正味収入保険料」の下に「又は同条第四項に規定する正味収入共済掛金」を加え、同条第二項中「の被保険者に当該保険」を削り、「対応する損失」の下に「をいい。同項に規定する地震災害損失とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による金損(経済的に全損と認められるものを含む。)の発生により地震保険に係る保険責任又は共済責任が生じたことに伴い、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険金又は其済金の総額(当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金、保険金又は共済金がある場合には、これらの金額を控除した金額)に対応する損失」を加え、同条第三項中「異常危険準備金」の下に「又は地震保険に係る異常危険準備金」を、「原子力災害損失」の下に「又は

「危険準備金」の下に「又は地震保険に係る異常危険準備金」を、「廃止した場合」の下に「又は地震保険の業務を廃止した場合」(第一項第二号に掲げる法)人については、法人税法の施行地におけるこれら(の業務を廃止した場合)」を加え、同条第五項中「異常危険準備金」の下に「又は地震保険に係る異常危険準備金」を加え、同条第六項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、同条第七項中「異常危険準備金」の下に「又は地震保険に係る異常危険準備金」を加える。

第五十七条の六第六項中「当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。)が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれを「当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が」に、「金額の合計額」を「金額を含む。」に改め、同条第九項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、第三章第二节中同条の次に次の二条を加える。

(中小企業の貸倒引当金勘定への繰入限度額の特例)

第五十七条の七 背色申告書を提出する法人(各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十日までの間に開始する各事業年度において、法人税法第五十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する当該事業年度終了の時における貸金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の規定にかかわらず、当該金額の百分の百二十に相当する金額とする。

第五十八条第一項中「(第五十八条の四第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。)」を削り、同条第七項中「第三項まで」を

「第四項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項の規定は、」を「から第三項までの規定は、これらの方に適用を受けようとする事業年度の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第五号及び第六号」を「第一号及び第五号から第七号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七号」を「第十号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内の収入金額によるものについて、当該取引に係る物品が同号に規定する物品の輸出を行なう者により当該事業年度において輸出されていないため、第五項において準用する同条第七項に規定する提出期限までに同項に規定する証明を受けたときは、当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までに当該物品が輸出され、その輸出された日を含む事業年度の法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該輸出に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る事業年度において前項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により損金の額に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、当該輸出された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十八条の二第六項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十八条の三第三項中「第五十八条第五項」を「第五十八条第六項」に改める。

第三章第三節の三を削る。

第六十一条第三項中「同項」を「第一項」に改める。第六十四条第一項に次の二項を加える。

八 前各号に掲げる場合のほか、國又は地方公共団体が、地方鉄道法第三十条第一項、建築基準法第十二条第一項若しくは漁業法第三十一条第一項その他政令で定めるその他の法令の規定に基づき行なう处分に伴う資産の買取り若しくは消滅（価値の減少を含む。）により、又はこれらの規定に基づき行なう賣の処分により補償金又は対価を取得する場合

第六十四条第二項第二号中「又は前号」を「前号」に、「又は取りこわし」を「若しくは取りこわし」に改め、「場合」の下に「又は前項第八号に規定する法令の規定に基づき行なう國若しくは地方公共団体の处分に伴い、その土地の上にある資産の取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合」を加え、「当該資産」を「これらの資産」に改め、同条第三項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第五項中「第四十七条及び第四十九条」と及び第四十七条に改める。

第六十五条の四第一項中「第五号まで及び」の下に「第八号並びに」を加え、同条第五項中「第四十七条及び第四十九条」を「及び第四十七条」に改め、同条第六項中「第九項」の下に「第十項」を加え、同条第十項を第十一項とし、第九項を第十項として、第八項の次に次の二項を加える。

九 第一項の場合において、贈与者の死亡の時以前に受贈者が死亡したとき（当該死亡の日前に同項に規定する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。）

第六十六条の二 第七十一条の四第一項の規定の適用を受けた者が、昭和四十一年四月一から昭和四十三年十二月三十日までの間に、同項本文に規定する贈与により取得した農地法第二条第一項に規定する贈与による納期限の登記を受けるものに限り、登記税法第二条第一項第二号及び第六号の規定にかかるらず、当該農地又は採草放牧地の価格の千分の六に相当する金額とする。ただし、当該地上権、水小作権又は賃借権の取得の登記については、その登記の登記税の額は、大蔵省令で定めるところにより、当該取得の日の属する年の翌年中に登記を受けるものに限り、登記税法第二条第一項第二号及び第六号の規定にかかるらず、当該農地又は採草放牧地の価格の千分の六に相当する金額とする。ただし、当該地上権、水小作権又は賃借権の取得の登記の登記税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第七十七条中「所有権の交換」の下に「政令で定める交換を除く。第七十七条の四第二項において同じ。」を加える。

第七十七条の三中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条の次に次の二項を加える。

（農地管理事業團のあつせん等により取得する

第六号まで」を「第三号から第五号まで」に改める。

第六十六条の六第一項第二号中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第六十七条の二第一項中「第六十六条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第二項まで」に改める。

第六十八条中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第六十九条の三第一項中「第一号及び第三号から

第一条 地方税法の一部を改正する法律

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款」を「第六款」に改める。

第十一條の五第二号中「旧所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「所得稅法」という。)第六十七条」を、所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)第一百五十七条に改める。

第十五条第一項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。)の規定による徴収の猶予(以下本項において「災害等による徴収の猶予」という。若しくは第十五条の七第一項の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号(同項第三号又は第四号に該当する事実に係る事実に係る部分に限る。)の規定による徴収の猶予(以下本条において「事業の廃止等による徴収の猶予」という。若しくは第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額のうち、それぞれ、当該災害等による徴収の猶予若しくは執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又は該当事業の廃止等による徴収の猶予若しくは換価の猶予をした期間(当該地方税に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日以後の期間に限る。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。ただし、第十五条の四第一項、第十五条の六第一項又は前条第一項の規定

による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

第十五条の九第二項中「第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号（前項本文に規定する部分を除く。）又は第十五条の五第一項の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予した場合」を「事業の廃止等による徴収の猶予又は第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をした場合」に、「地方税に係る延滞金（前項の規定による免除に係る部分を除く。）」に改める。

第十九条第三号中「第五十八条第一項若しくは第三項」を「第五十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項」に、「第三百二十二条の十四第一項若しくは第三項」を「第三百二十二条の十四第一項、第二項、第三項若しくは第五項」に改め、「修正」の下に「又は決定」を加える。

第十九条の七第一項中「及び配当」を削る。

第十九条の八の見出し中「及び換価」を削り、同条中又は換価を削る。

第二十条の九の二の次に次の一条を加える。
(延滞金の免除)

第二十条の九の三 地方団体の長は、次の各号の一に該当する場合には、その地方税に係る延滞金（第十五条の九の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一 第十六条の二第三項の規定による有価証券の取立て及び地方団体の徴収金の納付又は納入の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該地方団体の徴収金に係る地方税の納付又は納入がされた場合（同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者

の責めに帰すべき事由がある場合を除く。

日までの期間

一 納稅貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）第六条第一項の規定による地方税の納付又は納入の委託を受けた同法第二

するもののうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」といふ。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

第二百三十三条第一項第十号中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、同号を同項第十一号とし、号の前に次の一号を加える。

徵收義務者の責めに帰すべき事由がある場合は除く。同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間

が生じた場合で政令で定める場合
定める期間 政令で

第二十三条第一項第四号中「及び第一百条」を第七十条の二及び第一百条並びに租税特別措置

法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の「から第四十二条の五まで」に改め、同項第五号

「第九条第一項第五号」を「第二十八条第一項」に、「同条第二項において給与所得とみなされ

「もの」を「同法第二十九条において給与等とみ
される年金に係る所得」に改め、同項第九号

「削り、同項第八号中「所得稅法第八条第五項
に規定する老年者」を「年齢六十五歳以上の者」

改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中及び失明者その他の身体障害者」を「失明者そ

他の精神又は身体に障害がある者」に改め、同項第八号とし、同項第六号中「と生計

の日の属する年の前年（以下本節において「前

「」という。」を「の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）でその納税義務者と生計を一にする

「ののうち、前年」に改め、同号後段を削り、
号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を
える。

六 捨除対象配偶者 道府県民税の納稅義務者との配偶者でその納稅義務者と生計を一にするもののうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

第二十三条第一項第十号中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、同号を同項第十一号として同号の前に次の一号を加える。

十 寡婦 次に掲げる者で、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、老年者に該当しないものをいう。

イ 夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻ををしていない者

ロ 夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

第二十三条第二項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 道府県民税の納稅義務者の配偶者がその納稅義務者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納稅義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3 二以上の道府県民税の納稅義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納稅義務者のうちいずれか一の納稅義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

第二十四条の三第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用については、受益者が特

は、政令で定める。

第二百四十四条の四の見出し中「公社債」を「無記名公社債」に改め、同条本文中「公債、社債」を「無記名の公債、無記名の社債」に、「その所有者」を「その元本の所有者」に改め、「収益」の下に「(以下本条において「利子等」という。)」を加え、同条たゞし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、和合のたぐいの財産にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

第二十四条の五第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない

い者については、この限りでない。
第二十四条の五第二項中「前項第三号の者が」
の下に「所得税法第五十六条に規定する事業を
経営している場合において、」を加え、「所得税
法第十一条の二の規定の適用を受けるもの」を
「当該事業から対価の支払を受けるもの」に、
「場合は」においては「を」ときは「に」改める。
第二十五条第一項第一号中「普通水利組合
及び普通水利組合連合」及び「北海道土功組
合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会」を
削る。

第三十二条第一項中「退職所得の金額又は山林所得の金額による」を「退職所得金額及び山林所得額とする」に改め、同条第二項中「退職所得額とする」に改め、同条第三項中「(所得税法第十七条の規定を除く。)による所得税法第九条第一項」を「による所得税法第二十二条第二項又は第三項」に改め、同条第三項中「第十一條の二第二項に規定する」を「第五十七条第一項に規定する」に、「前項の規定にかかるわらず、その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項

号(二) 地方税法の一部を改正する法律案

を得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

第三十二条第九項を削り、同条第八項中「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額」を「退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額」に改め、

た同項の純損失の金額（同項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）に、「当該各年」を「当該各年」に、「変動所得の計算上の」を「変動所得の計算上生じた」こと、「で前年

前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額を「に係るもので政令で定めるもの」に、「を

除されなかつた部分の金額をいい、本項又は同条第一項の規定により前年前ににおいて控除されたものを除く。)に、「同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ」を「同条第一項又は

三項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時

までに提出した場合を含む。)において」に改め、「連続してこれらの申告書」の下に「(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)

を加え、「場合に限り」を「ときに限り」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得の金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

8 第二項から前項までの規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間ににおける総所得金額

額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上
生じた所得税法第二条第一項第二十五号の純
損失の金額（本項の規定により前年におい
て控除されたものを除く。）は、当該純損失の

書（以下本項において「青色申告書」という。）金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき同条第一項第三十九号に規定する青色申告書を提出することについて國の稅務官署の承認を受けている場合において、当該純損失が生じた年分の所得税につき青色申告書をその提出期限まで（國の稅務官署においてやむを得ない事情があるると認めるときは、その提出期限後）に提出し、かつ、その後において第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に關する申告書を連続して提出しているときに限り、当該納稅義務者の總所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

第三十二条第十項「前八項」を「第二項から前項まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め 同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 前項の「被事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生すべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生すべき事業の用に供される固定資産その他これに準する資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下本款において同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより認められた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三十三条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族）のうちに合算対象

書（以下本項において「青色申告書」という。）金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき同条第一項第三十九号に規定する青色申告書（以下本項において「青色申告書」という。）を提出することについて國の稅務官署の承認を受けている場合において、当該純損失が生じた年分の所得税につき青色申告書をその提出期限まで（國の稅務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に提出し、かつ、その後において第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に關する申告書を連続して提出しているときに限り、当該納稅義務者の總所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

第三十二条第十項「前八項」を「第二項から前項まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め 同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 前項の「被事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生すべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生すべき事業の用に供される固定資産その他これに準する資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下本款において同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより認められた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三十三条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族）のうちに合算対象

世帯員がある場合には、これらの者に対する課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるもの。ほか、所得税法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するものとする。この場合においては、同法第九十六条、第九十七条第二項及び第三項、第九十九条並びに第一百一条の規定を準用する。

一 夫と妻

二 父又は母とその子（子については、その父又は母のいすれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の関係がない者を含む。）

三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。）

第四十三条第二項中「第十一条の三第三項及び第四項」を「第九十八条第五項」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「第三十六条及び第三十七条の二」を「並びに第三十七条の二」に改める。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第一号中「震災、風水害、火災その他政令で定める」を削り、「により資産」を「により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産」に、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める」を「第三十二条第十項に規定する」に、「当該損失額」を「当該損失の金額」に、「損害賠償金等によりめられた金額」を「損害賠償金その他のこれらに類するものによりめられた部分の金額」に、「が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の合計額の十分の一」を「の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金

額に改め、同項第一号中「その扶養親族に係る政令で定める」を「自己」と生計を一にする配偶者その他の親族に係る」に、「又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等によりめられた金額を除く。）を支出し、その支出した金額」を「（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人道的服務の提供で政令で定めるものに對価をうなづいた支払）」を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりめられた部分の金額を除く。）の合計額に、「退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五」を「退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額」に改め、同項第三号中「その扶養親族」を「自己」と生計を一にする配偶者その他の親族に、「第八条第八項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第四号中「生命保険料の金額」の下に「の合計額」を加え、「その年」を「同年」に改め、「生命共済に係る契約」の下に「（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 控除対象配偶者を有する所得割の納稅義務者 八万円

六 扶養親族を有する所得割の納稅義務者 四万円

2 道府県は、所得割の納稅義務者について第三十四条第二項及び第三項を次のように改める。

3 第一項第六号の金額は、扶養親族を有する者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十万円を控除するものとする。

4 二以上の所得割の納稅義務者が生計を一にしている場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養配偶者を有する者がある場合 当該納稅義務者については、前項の規定は適用しない。

5 所得割の納稅義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が前年に支給を受けた給与で第三十二条第三項の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その控除対象配偶者又は扶養親族に係る第一項第五号又は第六号の金額は、これららの規定にかかるわらず、八万円又は四万円（第三項の規定の適用がある場合には、七万円又は六万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額とする。

6 第三十四条に次の二項を加える。

7 前年の中途において所得割の納稅義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納稅義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

8 第三十四条第四項中「生命保険料控除額と」の下に「、同項第五号及び前項の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額と」を加え、「同項第五号及び前二項」を「第一項第六号、第三項及び前項」に、「第一項第六号の規定」を「第二項の規定に」改め、同項を同条第六項とし、同条第三项の次に次の二項を加える。

3 第一項第六号の金額は、扶養親族を有する者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円（当該納稅義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるとき

合には、同項の規定により所得税法第八十四条に、「所得税法別表第一」を「同法別表第二」に、「総所得金額(前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においては、同項の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額)、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する」を「課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に係る」に、「よつて計算した金額によらず、その者の」を「かわらず、当該に」「によるものとする」を「とする」に改める。

第三十七条の二第一項中「障害者である」の下

に「控除対象配偶者又は」を加え、同条第三項中「納稅義務者の」の下に「控除対象配偶者若しくは」を加え、同条第四項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第八条第七項の」を「第二条第一項第三十二号の」に、「所得税法第八条第七項第二号」を「同条第一項第三十三号ロ」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六項中「第十五条の九第一項の外國税控除限度額」を「第九十五条第一項の控除限度額」に改める。

第三十七条の三第三項中「昭和三十二年法律第二十六号」を削り、「徴収される所得税額」の下に「及び同法第八条の四第一項に規定する配当所得に係る所得税額」を加える。

第四十五条の二第一項第一号中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」と「並びに」に改め、「を含む。」の下に「及び第三百二十一条の六第一項」を加える。

第五十一条第一項中「百分の五・五」を「百分の五・八」に、「百分の六・六」を「百分の七」に改める。

第五十三条第一項中「以下本節において同じ。」を「第八十八条」を「以下第十項を除き、本節において同じ。」に改め、同条第四項中「総損金が総益金」を「損金の額が益金の額」に改め、「第八十一条」の下に「(同法第百四十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「損金に」を「損金の額に」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第八項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

10 法人税法第七十条の二に規定する更正が行なわれた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をしたときは、当該更正に係る事業年度の法人税額として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第十五条第五項の規定にかかるとおり、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の法人税割額(法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額に限る。)から順次控除するものとする。

前二項の規定による法人税割額からの控除については、まず第九項の規定による控除をした後において、前項の規定による控除をするものとする。

第五十五条第一項中「本項及び第二項」を「第三項まで」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、「修正し、」を「修正し若しくは決定した場合に、」に、「これを」を「前項の規定によつて当該従業者数を」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条」の下に「又は第一項、第二項若しくは第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条」の下に「又は第三項」を加え、「申告書に記載された」を「関係道府県ごとに分割された」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」の下に「第一項、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五十一条」の下に「第一項、第二項又は第六項」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次の二項を加える。

第五十九条第一項中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第五十六条第一項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前条第一項の規定による更正」の下に「(当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む)」を加え、「同条第三項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定」に改める。

11 前二項の規定による法人税割額からの控除

の規定による申告が同項の納期限内にされるとときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告に改め、「(当該期間の末日の翌日から第五十三条第三項の規定による申告)を「同

項の次に次の二項を加える。

3 道府県知事は、第一項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によって算定された均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

3 道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によって算定された均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

3 第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によって算定された均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

三条の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

会並びに」を「及び」に改める。

第七十二条の十三第七項中「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等又は外国法人で清算中のもの」を「清算中の法人」に改め、同条第八項中「清算中の法人」の下に「〔第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。次条第三項、第七十二条の二十三の二及び第七十二条の二十九から第七十二条の三十一までにおいて同じ。〕」を加える。

第七十二条の十四第一項中「繰益金」を「益金の額」に、「繰損金」を「損金の額」に改め、同条第三項中「法人が解散した場合において」を「清算中の法人が解散した場合において」に改め算中の法人がに「当該解散」を「解散」に改め

(同法第二百六十五条の規定によりこれらの規定に準する場合を含む。)に改め、同条第三項中「金額は、」を「金額については、」に、「年に」を「年分につき」に改め、「第六項」の下に、「第七項」を加え、「をし、かつ」を「をして、いる場合(道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納稅通知書が送達される時までに申告をしようとしている場合を含む。)で、かつ」に、「当該申告をしている場合で」を「当該申告(当該申告に係る期限後において事業税の納稅通知書が送達される時までにされたものを含む。)をしている場合には、「所得稅法第二十六条の三(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下次項及び次条第二項において同じ。)の規定による青色申告書(以下本節において「個人の青色申告書」という。)を提出することについて國の稅務官署の承認を受けている者である」に改め、同条第四項中「金額は、所得稅法第二十六条の三

5 前項の「被災事業用資産の損失の金額」と
書が送達される時までに申告をしている場合を
含む。)で」に改め「の申告」を削り、「当該申告」
の下に「(当該申告に係る期限後において事業税
の納稅通知書が送達される時までにされたもの
を含む。)」を加え、同条第五項を次のように改
める。

はたな鉱資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をするべきものとして政令で定めるものをいう。）、所得税法第二十六条に規定する不動産所得（若しくは同法第二十七条规定する事業所得を生すべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める灾害をいう。以下本項において同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）をいう。

計算する場合において、当該個人の前年前三
年間ににおける所得の計算上生じた前項の損失
の額額で前年前に控除されなかつた部分の金
額については、当該損失の生じた年分につき
第七十二条の五十五の規定による申告をして
いる場合（道府県知事においてやむを得ない
事情があると認める場合には、当該申告に係
る期限後において事業税の納稅通知書が送達さ
れる時までに申告をしている場合には、これらの年
で、かつ、その後の年分につき連続して当該
申告（当該申告に係る期限後において事業税
の納稅通知書が送達される時までにされたも
のを含む。）をしていている場合には、これらの年
分につき当該個人が、個人の青色申告書を提
出することについて国の税務官署の承認を受
けている者であるときに限り、当該個人の事
業の所得の計算上控除する。

は五万円)を二二十五万円、十万円又は六万円に改める。
第七十二条の二十二第四項第八号中「漁業会、」を削る。
第七十二条の二十三の二の次に次の一条を加える。
(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除)

第七十二条の二十三の三 事業を行なう法人が
第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八
の規定によつて提出した申告書に記載された
各事業年度の所得又は収入金額が当該事業年
度の課税標準とされるべき所得又は収入金額
をこえ、かつ、そのこえる金額のうちに事実
を仮装して経理したところに基づくものがあ
る場合において、道府県知事が当該事業年度
の所得又は収入金額に対する事業税につき更
正をしたときは、当該事業年度の所得又は収
入金額に対する事業税として納付された金額
で政令で定めるもののうち当該更正により減
少する部分の金額で当該仮装して経理した金
額に係るものは、第十七条、第十七条の二及
び第十七条の四並びに第七十二条の三十九第
四項及び第七十二条の四十一第五項の規定に
かかわらず、当該更正の日の属する事業年度
開始の日から五年以内に開始する各事業年度
の所得又は収入金額に対する事業税額(第七
十二条の二十九又は第七十二条の二十八の規
定によつて申告書を提出すべき事業年度に係
る所得又は収入金額を課税標準として算定し
た事業税額に限る。)から順次控除するものと
する。

2 前項に規定する更正をしたことに伴い当該
更正に係る事業年度後の各事業年度の所得又
は収入金額を減少させる更正があつた場合に
おいて、その更正により減少する所得又は収入
金額のうちに同項に規定する更正に係る事業
年度において仮装して経理した金額に係るも

項において同じ。」を削り、同条に次の二項を加える。

2 道府県は、旅館及び飲食店その他これに類する場所で政令で定める要件を備えるものとして道府県知事が指定するものにおける宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為（政令で定める旅館における飲食及びその他の利用行為並びに遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。以下本項において同じ。）に対して課する料理飲食等消費税の課税標準の算定については、当該宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金に含まれる奉仕料の額が、それぞれ、当該料金から当該奉仕料の額を控除した額の百分の十以下であるときは、当該奉仕料（第二百二十九条第一項又は第二項の規定によつて領収証を交付すべき場合における奉仕料については、当該領収証に記載されているものに限る。）の額を、それぞれ、宿泊及びこれに伴う飯食又は飯食及びその他の利用行為の料金から控除する。

第二百四十四条の四第一項中「五百円」を「六百円」に改め、「利用行為」の下に「（遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。）」を加え、同条第二項中「二百五十円」を「三百円」に改める。

第二百四十四条の五第一項中「千円」を「千二百円」に改める。

第二百二十九条第三項中「千円」を「千二百円」に、「利川行為で」を「利用行為（遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。）で」に、「五百円」を「六百円」に改める。

第二百八十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の賦課についての賦課税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する税

二十九条第一項又は第二項の規定によつて領収証を交付すべき場合における奉仕料にあつては、当該領収証に記載されているものに限る。)の額を、それぞれ、宿泊及びこれに伴う飯食又は飯食及びその他の利用行為の料金から控除する。

第一百四十四条の四第一項中「五百円」を「六百円」に改め、「利用行為」の下に「(遊興を伴う飲食及びその他の利用行為を除く。)」を加え、同条第二項中「三百五十円」を「三百円」に改める。

第一百四十四条の五第一項中「千円」を「千二百円」に改める。

る。)の額を、それぞれ、宿泊及びこれに伴う飯食又は飯食及びその他の利用行為の料金から控除する。

率の三分の二とする。
第二百九十二条第一項第四号中「及び第百条」
「、第七十条の二及び第一百条並びに租税特別
措置法第四十二条の三から第四十二条の五ま
で」に改め、同項第五号中「第九条第一項第五
号」を「第二十八条第一項」に、「同条第二項にお
いて給与所得とみなされるもの」を「同法第二十
一条において給与等とみなされる年金に係る所
得」とし、同項第九号を削り、同項第八号中
「所得税法第八条第五項に規定する老年者」を
「年齢六十五歳以上の者」に改め、同号を同項第八号と
同項第六号中「と生計を一にする配偶者そ
他の親族で、当該年度の初日の属する年の前
年（以下本節において「前年」といふ。）」を「の親
體障害者」を「、失明者その他の精神又は身体
障害がある者」に改め、同号を同項第八号と
同号の前に次の一号を加える。
六 指定対象配偶者 市町村民税の納稅義務
者の配偶者でその納稅義務者と生計を一に
するもののうち、当該年度の初日の属する
年の前年（以下本節において「前年」とい
う。）の合計所得金額が五万円以下であるも
のをいう。
第二百九十二条第一項第十号中「第七項及び
八項」を「第八項及び第九項」に、「退職所得の
額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び
秋所得金額」に改め、同号を同項第十一号と
同号の前に次の一号を加える。
十 寡婦 次に掲げる者で、扶養親族その他
その者と生計を一にする親族で政令で定め
るものを有し、かつ、老年者に該当しない
ものをいう。
イ 夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻
をしていない者

他の親族で、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」といふ。）を「の親（その納稅義務者の配偶者を除く。）でその納稅義務者と生計を一にするものうち、前年」改め、同号後段を削り、同号を同項第七号と、同号の前に次の一号を加える。

六 指定対象配偶者 市町村民税の納稅義務者の配偶者でその納稅義務者と生計を一にするもののうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」といいう。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

口 夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

第二百九十二条第二項中「引用する場合」の下に「(第三百七十六条及び第三百二十一一条の四において引用する場合を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 市町村民税の納稅義務者の配偶者がその納稅義務者の撫養配偶者に該當し、かつ、他の市町村民税の納稅義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいすれか一にのみ該当するものとみなす。

3 二以上の市町村民税の納稅義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納稅義務者のうちいすれか一の納稅義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

第二百九十四条の三第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、委託者を受益者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十四条の四の見出し中「公社債」を「無記名公社債」に改め、同条本文中「公債、社債」を「無記名の公債、無記名の社債」に、「その所有者」を「その元本の所有者」に改め、「収益」の下に「(以下本条において「利子等」という。)」を加え、同条たたし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

第二百九十五条第一項に次のたたし書を加

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、委託者を受益者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に因し必要な事項

は、委託者を受益者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に閑し必要な事項は、政令で定める。

え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。
ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
第二百九十五条第一項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法第五十六条に規定する事業を經營している場合において、」を加え、「所得税法第十一条の二の規定の適用を受ける者」を「当該事業から対価の支払を受けるもの」に、「場合においては」を「ときは」に改める。
第二百九十六条第一項第一号中「普通水利組合及び北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会」を削る。
第三百十一条第一号中「義務がある」の下に「控除対象配偶者又は」を加える。
第三百十三条第一項中「退職所得の金額又は山林所得の金額による」を「退職所得金額及び山林所得金額とする」に改め、同条第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「(所得税法第十七条の規定を除く。)による所得税法第九条第一項」を「による所得税法第二十二条第二項又は第三項」に改め、同条第三項中「第十二条の二第二項に規定する」を「第五十七条第一項に規定する」に、「前項の規定にかかるらず、その者が第三百七十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十二条の二第二項」を「同項」に、「及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において」を「不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額に、「八万円」を「十万円」に、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額に、「必要な経費」を「必要経費」に、

所得金額」に、「所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「(所得税法第十七条の規定を除く)による所得税法第九条第一項」を「による所得税法第二十二条第二項又は第三項」に改め、同条第三項中「第十一条の二第二項に規定する」を「第五十七条第一項に規定す

を「による所得税法第二十二条第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「第十一条の二第二項に規定する」を「第五十七条第一項に規定する」に、「前項の規定にかかわらず、その者が第三百七十七条の第二第一項第二号に掲げる事項を記

不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。ただしに、「同項の青色専従者給与額」を「同項の必要経費に算入される金額」に、「八万円」を「十万円」に、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「必要な経費」を「必要経費」に、

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

第四項中「第十一條の二第一項」を「第五十六條」に、「その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者）」を「その納稅義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいづれかの所得割の納稅義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者）」に改め、「その者が第三百十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り」を削り、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「控除する」を「必要経費とみなす」に、「五万円」を「六万円」に改める。

要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係る」に改め、同項の次に次の一項を加える。
第四項の規定は、第三百七十二条の二第一項

の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。第八項において同じ。)に同項第二号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

第三百一十三条第九項を削り、同条第八項中「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額」を「退職所得額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額(同項の規定により前年において控除されたものを除く。)」に、「当該年」を「当該各年」に、「変動所得の計算上の」を「変動所得の金額の計算上生じた」に、「で前年までの総所得金額、退職所得の金額若しくは山年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山

林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の「金額」を「に係るもので政令で定めるもの」にして、「をいう。」で前年度以前の年度の所得割について控除されたものを除く。」に、「同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ」を「同条第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において」に改め、「連続してこれらの中告書」の下に「その後において市町村民税の納税通知書が送達された場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限において提出した場合を含む。)」を加え、「場合に限り」を「とき」に「限り」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の二項を加える。

第三百三十三条第十項中「前八項」を「第二項から前項まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の関係がない者を含む。)

父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の関係がない者を含む。)

第三百十三条第十項中「前八項」を「第二項から前項まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の二項を加える。

10 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸すべきものとして政令で定めるものをいう。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準する資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める灾害をいう。以下同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

三百十四条第一項を次のよう改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族）のうちに合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のはかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるもののか、所得税法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するものとする。この場合は、同法第九十六条、第十九条第二項及び第三項、第九十九条並びに第一百一条の規定を準用する。

二 父又は母とその子（子については、そ

林所得金額の計算上排除する。

三 祖父又は母とその孫（孫については、
その父又は母と生計を一にする者を除く。）
第三百四十四条第二項中「第十一条の三第三項
及び第四項」を「第九十八条规定第五項」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「第三百十四條の四及び第三百四十四条の七」を「並びに第三百四十七条」に改める。

第三百四十四条の二第二項各号列記以外の部分
中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退
職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第一
号中「震災、風水害、火災その他政令で定め
る」を削り、「により資産」を「により自己又は「
己と生計を一にする配偶者その他の親族等政令
で定めるものの有する資産」に、「商品、原材料
料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産
その他これらに準ずるものとして政令で定め
る」を「第三百十三条规定第十項に規定する」に、「当
該損失額」を「当該損失の金額」に、「損害賠償金
等によりうめられた金額」を「損害賠償金その他
これらに類するものによりうめられた部分の金
額」に、「が、前年の総所得金額、退職所得の金
額及び山林所得の金額の合計額の十分の一」を
「の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額
及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当
する金額に改め、同項第二号中「その扶養親族
に係る政令で定める」を「自己と生計を一にする
配偶者その他の親族に係る」に、「又は歯科治療
費（保険金、損害賠償金等によりうめられた金
額を除く。）を支出し、その支出した金額」を
「医師又は歯科医師による診療又は治療、治療
又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又は
これに関連する人的役務の提供で政令で定める
ものの対価をいう。」を支払い、その支払った医
療費の金額（保険金、損害賠償金その他これら
に類するものによりうめられた部分の金額を除

する事項」に改め、「又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合」を削り、「ただし、第三百十七条の二」を「ただし、同条」に、
「申告書に控除」を「申告書にこれらの控除」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたこと」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、「山林所得の金額又は退職所得の金額」を「山林所得金額又は退職所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第五号」の下に「の控除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加え

者たちのうち二以上もののが扶養親族を有する場合 政令で定めるところにより、当該二以上の納税義務者のうちの一人を除く他の納税義務者の扶養親族 所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が前年に支給を受けた給与で第三百十三条第三項の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その控除対象配偶者又は扶養親族に係る第一項第五号又は第六号の金額は、これらの規定にかかわらず、八万円又は四万円（第三項の規定の適用がある場合には、七万円又は六万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額とする。

第三百十四条の二に次の二項を加える。

に改める。
第三百四十四条の六第一項中「百分の八・四」を
「百分の八・九」に、「百分の十・一」を「百分の
十・七」に改める。

場合には、その扶養親族のうち一人については、七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは六万円）とする。

配偶者が死亡し、同年中にその納稅義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。第三百四十四条の二第四項中「生命保険料控除額」との下に、「同項第五号及び前項の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額と」とを加え、同項第五号及び前二項を「第一項第六号、第二項及び前項」に、「第一項第六号の規定」と「第一項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

二以上の所得割の納稅義務者が生計を一にしている場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養親族について、前項の規定は、適用しない。

一 これらの納稅義務者のうちに控除対象配偶者を有する者がある場合 当該納稅義務者のうち控除対象配偶者を有しない納稅義務者の扶養親族

二 これらの納稅義務者のすべてが控除対象配偶者を有せず、かつ、これらの納稅義務

第三百四十四条の四中「第十四条」を「第八十四条」に改める。
第三百四十四条の五中「課税総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条)を「課税総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合には、同条の規定により所得税法第八十四条に、「同法別表第一及び別表第二」を同法別表第二及び別表第三に、「総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額)、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する」を「課税総所得金額、課税退職所得金額又は山林所得の金額に係る」に、「よつて計算した金額によらず、その者の」を「かかわらず、当該」に、「によるものとする」を「とする」

得金額」は、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に改める。

第三百一十七条中「退職所得の金額又は山林所得金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百一十七条の二第一項第一号中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項中「前年中において給与所得又は退職所得の所得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得」を「前年中において退職所得とみなされるものを含む。」をいう。)の支払を受けたものに、所得税法第六十二条第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る」を「所得税法第二百二十六条の規定により前年の所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、当該」に改める。

に提出されたものを含む。)にこれらの控除に関する

〔第十三項〕に改め、同条中第六項を削り、第七項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項中〔昭和三十九年法律第三号〕及び〔及び同項第二号の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産〕を削り、「前二条」を第三百四十九条に「当該固定資産」を「当該土地」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中〔第十四項〕を〔第十五項〕に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者は軌道経営者が、河川その他公共の用に供される政令で定める水域に係る事業で政令で定めるものの施行により必要を生じた地方鉄道又は軌道に係る橋りよろの新設又は改良により敷設された当該橋りよろに係る線路設備又は電路設備（第二項の規定の適用を受けるものを除き、以下本項において「線路設備等」という。）を取得して事業の用に供する場合には、当該線路設備等に対し課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかるわらず、当該線路設備等に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該線路設備等の価格の三分の一の額とする。

第三百五十二条中「土地にあつては二万円、家屋にあつては三万円」を「土地又は家屋にあつてはそれぞれ三万円」に、「二万円、三万円」を「三万円」に改める。

第四百八十九条第二項に次の二号を加える。

八　さく酸（揮発油を原料とするものに限る。）

第四百八十九条第七項中「当該水」を「水」に改め、同条第八項中「直接水産物の」を「直接」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の

9 次に次の一項を加える。
前二項に定めるもののほか、製氷設備に係る製氷能力が政令で定める基準以上の製氷工場において直接氷の製造に使用する電気又は冷凍能力が政令で定める基準以上の冷蔵倉庫（もつばら農産物、畜産物及び水産物以外の物の冷蔵又は凍結の用に供するものを除く。）において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に對しては、電気ガス税を課することができない。

第七百二条第二項中「第十項、第十一項又は第十三項」を「第九項、第十項、第十二項又は第六項」に改める。

第七百三条の三第五項中「第九条第一項第五号」を「第二十八条第二項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「第一項第六号」を「第二項」に改め、同条第六項中「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「第十一条の二第二項、第三項又は第四号」を「第五十七条第一項、第二項又は第三項」に改め、同条第七項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第八項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、「同項各号」の下に「及び同条第二項」を加える。

第七百三条の四中「当該年度分の道府県民税の所得割に係る第三十二条第一項」を「第三百二十四条の二第一項」に、「同条第三項」を「第三百三十三条第三項」に、「第十一条の二第二項、第三項又は第四项」を「第五十七条第一項、第二項又は第三項」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「第一項第六号に掲げる」を「第一項に規定する」に改める。

第七百六条の二第一項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改める。

第七百三十四条第三項中「百分の八・四」を「百分の八・九」に、「百分の十・一」を「百分の十・七」に、「百分の十三・九」を「百分の十四・七」に、「百分の十六・七」を「百分の十七・七」に改める。
附則第五項各号列記以外の部分中「第九条第一項第二号」を「第二十四条」に改め、附則第六項及び第七項を削り、附則第八項中「とする」を「とし、租税特別措置法第六十六条の十の規定の適用を受ける法人で法人税法第八十二条の規定によつて法人税額の還付を受けたものに対する第五十三条第四項及び第三百二十二条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは「八年」と、「法人税法第五十七条」とあるのは、法人税法第五十七条及び租税特別措置法第六十六条の十とするに改め、同項を附則第六項とし、附則第九項から第十一項までを二項ずつ繰り上げ、附則第十二項中「第九条第一項第二号」を「二十四条」に改め、同項を附則第十項とし、附則中第十三項を削り、第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とし、第十六項を第十三項とし、附則第十七項中「附則第三十五項」を「附則第二十九項」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十八項中「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第十七項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十九項中「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第七項又は附則第三十項」を「附則第二十九項」に改め、同項を附則第二十七項に改め、同項を附則第十六項とし、附則第二十項中「附則第二十九項」を「附則第二十九項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第二十項から第二十四項までを三項ずつ繰り上げ、第二十一項中「附則第二十項」を「附則第十七項」に改め、「附則第二十項」を「附則第二十九項」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第二十五項中「附則第十九項」を「附則第十九項」に改める。

「六項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第二十六項中「附則第二十五項」を「附則第二十二項」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十八項を附則第二十五項とし、附則第二十七項中「附則第十九項」を「附則第十六項」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十八項を附則第二十五項とし、附則第二十七項を附則第二十六項とし、附則中第三十項を第九項中「附則第十七項」を「附則第十四項」に、「附則第二十五項」を「附則第二十二項に」、「附則第二十七項」を「附則二十四項」に改め、同項を附則第二十六項とし、附則中第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項から第四十一項までを削り、第五十七項を第七十六項とし、第五十四項を第七十五項とし、第五十項から第五十三項までを二十一項ずつ繰り下げ、附則第四十九項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び租税特別措置法第八条の三」を「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法第八条の三の規定を除く。）」に改め、同項を附則第七十項とし、附則第十八条を削り、附則第四十七項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び租税特別措置法第八条の三」を「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法第八条の三の規定を除く。）」に改め、同項を附則第六十九項とし、附則第四十六項中「採掘権となつたものとみなされ」の下に、「又は鉱業法施行法第十七条第一項の規定により鉱業法による採掘権の設定の旨願とみなされて設定され」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を附則第六十八項とし、附則第四十五項を附則第六十七項とし、附則第十四項中「昭和二十五年法律第二百一号」を削り、同項を附則第六十六項とし、附則第四十三項を附則第六十五項とし、附則第四十二項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を附則第六十四項とし、同項の前に次の三十五項を加える。
(土地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例

一 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度 当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

二 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度の翌年度 前号の額を基礎として附則第三十二項第二号の算定方法に準じて算定した額

三 附則第三十項の規定の適用を受けることとなる年度の翌年度以降の各年度 第一号の額を基礎として附則第三十二項第三号

当該年度の前年度において旧法附則第三十四項又は附則第三十項の規定の適用を受けた宅地等で当該年度において同項の規定の適用を受けることとなるものにあつては、同項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

新たに固定資産税を課することとなる年度の翌年度以降の各年度 第一号の額に、当該新たに固定資産税を課することとなる年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗乗して得た額

度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二乗じて得た額に、昭和四十一年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に類似する宅地等（当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。）に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額

37 昭和四十一年度以降の各年の算定方法に準じて算定

37
の算定方法に準じて算定した額
昭和四十一年度以降の各年度に係る賦課期
日において地目の交換等がある宅地等（附則
第三十三項から第三十五項までの規定の適用
を受けるものについては、これらの規定の適
用を受けることとなつた年度の翌年度以降の
各年度に係る賦課期日において地目の交換等
があるものに限り、また、第二年度若しくは
第三年度又は昭和四十二年度に係る賦課期日
において地目の交換等があるものについて
は、三百四十九条第二項ただし書（第三項
ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第
四十一項第一号ただし書の規定の適用を受け
るものに限る。以下本項において同じ。）の
附則第三十項の前年度分の固定資産税の課
税標準額は、附則第三十一項から前項まで
の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宅地
等の区分に応じ、当該各号に定める額とす
る。

三 昭和四十四年度以降の各年度 イの額
を基礎として附則第三十四項第三号の算定方法に準じて算定した額
八 昭和四十三年度以降の各年度に係る賦課額
は、昭和四十四年度に準じて算定した額

百四十九条第一項ただし書第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第四十一項第一号ただし書の規定の適用を受けるものに限る。)の附則第三十一項の昭和三十八年度分の課税標準額は、前項の規定にかかわらず、当該農地の農地比準価格とする。

（昭和三十八年度分の課税標準額）
附則第三十一項の「昭和三十

土地（以下昭和四十二年度の土地）といふ。八年度分の課税に對して課する昭和四十二年度分の固定資産税免に限り、その课税標準は、第三百四十九条

八 地目の交換等がある年度の翌年度に
　　降の各年度 イの額を基礎として附則第三十五項第二号
　　の額を基礎として附則第三十五項第二号
　　の算定方法に準じて算定した額

前年度分の固定資産税の課税標準額及び附則第三十一項の昭和三十八年度分の課税標準額は、附則第三十二項から前項までの規定により定められる額に同条第九項又は第十六項に規定する率を乗じて得た額とする。
(昭和四十二年度の土地の価格の特例)
昭和四十二年度に係る賦課期日に所在する

昭和三十九年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある農地(昭和三十九年度以降の各年度において新たに固定資産税を課され、又は課することとなるものに係る賦課期日において地目の変換等があるものに限り、また、第二年度若しくは第三年度又は昭和四十二年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについて、第三

いて旧法第三百四十九条第二項ただし書若しくは第四項の規定の適用があつた土地又は昭和四十一年度において第三百四十九条第三項ただし書若しくは第六項の規定の適用があつた土地にあつては、当該土地に類似する土地の昭和三十九年度に係る賦課期日における価格に比準する価格。以下「昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたもの。

七九

ただし、当該土地のうち、昭和四十二年度に係る賦課期日において次に掲げる事情があるため、昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるものにあつては、当該土地に類似する土地の昭和三十九年度に係る賦課期日における価格に比準する価格（以下「昭和三十九年度の比準価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

八 口イ 地目の交換等
市町村の廃置分合又は境界変更
街路事業の施行により生じた土地の価格の著しい変動その他の政令で定める特別の事情

一一 昭和四十二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地の昭和三十九年度の比準価格で似する土地の昭和三十九年度分又は昭和四十四年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書及び第六項中「基準年度の価格」とあるのは、「昭和三十九年度に係る賦課期日における価格」と読み替えるものとする。

土地に対して課する昭和四十二年度分、昭和四十三年度分又は昭和四十四年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土 地 の 区 分	昭和四十二年 度	昭和四十三年 度	昭和四十四年 度	昭和四十五年 度
昭和四十二年度の土地で附則第四十 一条第一項ただし書又は第二号の規 定の適用を受けることとなるもの	昭和四十二年 度の土地で第三百四十 九条第一項ただし書の規定の適用を 受けることとなるもの	昭和四十二年 度の土地で第三百四十 九条第三項ただし書の規定の適用を 受けることとなるもの	昭和四十二年 度の土地で第三百四十 九条第三項ただし書の規定の適用を 受けることとなるもの	昭和四十二年 度の土地で第三百四十 九条第三項ただし書の規定の適用を 受けることとなるもの
昭和四十三年度において新たに固定 資産税を課すこととなる土地〔以 下「昭和四十三年度の土地」といふ。〕	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格
昭和四十三年度の土地で第三百四十 九条第五項ただし書の規定の適用を 受けることとなるもの	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格
昭和四十四年度において新たに固定 資産税を課することとなる	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格	当該土地に類似する土地の昭和三十 九年度の比準価格

第三百六十八条第一項	基準年度の価格又は第三百四十九条第二項た だし書、第三項ただし書、第四項、第五項た だし書若しくは第六項の規定により当該価格に比 準するものとされる価格（以下「比準価 格」と総称する。）	昭和三十九年度に係る賦課期日における価 格若しくは附則第四十一項第一号ただし書 若しくは第二号の規定により当該価格に比 準するものとされる価格又は第三百四十九 条第二項ただし書、第三項ただし書、第四 項、第五項ただし書若しくは第六項の規定 により同年度に係る賦課期日における価格 に比準するものとされる価格	基準年度の価格又は比 準価格	第三百八十二条第一項 第二項及び第八項
第四百十一条第二項	基準年度の価格	昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準 の基礎となつた価格若しくは附則第四十一 項第一号ただし書若しくは第二号の規定に より昭和三十九年度に係る賦課期日におけ る価格に比準するものとされる価格又は第 三百四十九条第二項ただし書、第三項た だし書、第四項、第五項ただし書若しくは第 六項の規定により同年度に係る賦課期日にお ける価格に比準するものとされる価格	基準年度の価格	第四百十一条第一項
第四百三十六条	基準年度の価格又は比 準価格	昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準 の基礎となつた価格又は附則第四十一項第一 号ただし書若しくは第二号の規定により 昭和三十九年度に係る賦課期日における価 格に比準するものとされる価格	基準年度の価格	第四百十一条第二項
附則第四十一項第一号ただし書若しくは第 二号の規定により昭和三十九年度に係る賦 課期日における価格に比準するものとされ る価格又は第三百四十九条第二項ただし 書、第三項ただし書、第四項、第五項た だし書若しくは第六項の規定により同年度に 係る賦課期日における価格に比準するもの とされる価格	比準価格	第三百四十九条第二項ただし書又は第四項 の規定により昭和三十九年度に係る賦課期 日における価格に比準するものとされる価 格	比準価格	第四百三十六条

課税標準額に一・二を乗じて得た額

ロ 昭和四十二年度 イの額を基礎として

附則第五十項第二号の算定方法に準じて

算定した額

ハ 昭和四十三年度 ロの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

二 昭和四十二年度において新たに都市計画

税新設宅地等となる宅地等 年度の区分に

応する次に掲げる額

イ 昭和四十二年度 当該宅地等の昭和四

十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第

三十五項に規定する昭和三十八年度分の

課税標準額(昭和四十一年度に係る賦課

期日において地目の変換等がある宅地等

で第三百四十九条第三項ただし書又は第

五項ただし書の規定の適用を受けるもの

については、当該宅地等の宅地等比準備

格とする。)に一・二を乗じて得た額を基

礎として、昭和四十一年度において当該

宅地等について都市計画税が課されてい

るものとみなして附則第五十項第二号の

算定方法に準じて算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

三 昭和四十三年度において新たに都市計画

税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の

昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附

則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の

課税標準額(昭和四十一年度又は昭和四

十二年度に係る賦課期日において地目の変

換等がある宅地等で第三百四十九条第三項

ただし書若しくは第五項ただし書又は附則

第四十一項第一号ただし書の規定の適用を

受けるものについては、当該宅地等の宅地

等比準備格とする。)に一・二を乗じて得た

額に、昭和四十一年度及び昭和四十二年度

において当該宅地等について都市計画税が

課されていたものとみなして附則第四十八

項の規定により当該宅地等に係る宅地等調

算定する場合に用いられる

負担調整率を算定する場合に用いられ

る負担調整率を乗乗して得た額

イ 昭和四十二年度 分に

応する次に掲げる額

イ 昭和四十二年度 当該宅地等の昭和四

十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第

三十五項に規定する昭和三十八年度分の

課税標準額(昭和四十一年度に係る賦課

期日において地目の変換等がある宅地等

で第三百四十九条第三項ただし書又は第

五項ただし書の規定の適用を受けるもの

については、当該宅地等の宅地等比準備

格とする。)に一・二を乗じて得た額を基

礎として、昭和四十一年度において当該

宅地等について都市計画税が課されてい

るものとみなして附則第五十項第二号の

算定方法に準じて算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

イ 昭和四十二年度 前号の額を基礎とし

て附則第五十項第二号の算定方法に準じ

て算定した額

ロ 昭和四十三年度 前号の額を基礎とし

て附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎とし

て附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

三 昭和四十三年度において新たに都市計画

税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の

昭和四十一年度から昭和四十三年度までの

各年度に係る賦課期日において地目の変

換等がある宅地等(附則第五十一項、第五十二項

又は第五十四項の規定の適用を受けるものに

ついては、これらの規定の適用を受けること

となる年度の翌年度以降の各年度に係る賦課

期日において地目の変換等があるものに限

り、また、昭和四十一年度、昭和四十二年度

又は昭和四十三年度に係る賦課期日において

地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第三項ただし書若しくは第五項ただ

し書、附則第四十一項第一号ただし書又は第

三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を

受けるものに限る。(以下本項において同じ。)

の附則第四十八項の前年度分の都市計画税の

課税標準額は、附則第五十項から前項までの

規定にかかわらず、次の各号に掲げる宅地等

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 昭和四十一年度に係る賦課期日において

地目の変換等がある宅地等 年度の区分に

応する次に掲げる額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等

で第三百四十九条の三第九項又は第十六項

の規定の適用を受けるときは、当

該土地が当該年度分の都市計画税につ

いて第三百四十九条の三第九項又は第十六項

の規定の適用を受ける土地であるときは、当

該土地の附則第四十八項の前年度分の都市計

画税の課税標準額及び附則第四十九項の昭和

三十九年度分の課税標準額は、同項から前項

までの規定により定められる額に同条第九項

又は第十六項に規定する率を乗じて得た額と

する。

(課税標準の特例)

附則第三十項若しくは第三十一項又は第四

十八項若しくは第四十九項の規定の適用があ

る各年度分の固定資産税及び都市計画税に限

り、市町村長は、第三百八十二条に定めるも

のほか、次の表の上欄に掲げる土地の区分

に応じ、同表の中欄に掲げる年度において、

同表の下欄に掲げる額を土地課税台帳等に登

録しなければならない。

附則第四十八項の規定の適用を受けるこ

ととなる年度が昭和四十一年度である場合

として附則第五十項第一号の算定方法

に準じて算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

三 昭和四十三年度に係る賦課期日において

地目の変換等がある宅地等 当該宅地等の

基礎として附則第五十三項の算定方法に準

じて算定した額

(課税標準の特例)

附則第四十九項から前項までの場合において

地目の変換等がある宅地等 分に

応する次に掲げる額

イ 昭和四十三年度 当該宅地等の宅地等

で第三百四十九条の三第九項又は第十六項

の規定の適用を受けるときは、当

該土地が当該年度分の都市計画税につ

いて第三百四十九条の三第九項又は第十六項

の規定の適用を受ける土地であるときは、当

該土地の附則第四十八項の前年度分の都市計

画税の課税標準額及び附則第四十九項の昭和

三十九年度分の課税標準額は、同項から前項

までの規定により定められる額に同条第九項

又は第十六項に規定する率を乗じて得た額と

する。

(土地課税台帳等の登録事項等の特例)

附則第三十項若しくは第三十一項又は第四

十八項若しくは第四十九項の規定の適用があ

る各年度分の固定資産税及び都市計画税に限

り、市町村長は、第三百八十二条に定めるも

のほか、次の表の上欄に掲げる土地の区分

に応じ、同表の中欄に掲げる年度において、

同表の下欄に掲げる額を土地課税台帳等に登

録しなければならない。

附則第四十八項の規定の適用を受けるこ

ととなる年度が昭和四十一年度である場合

として附則第五十項第一号の算定方法

に準じて算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

イ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

三 昭和四十三年度において新たに都市計画

税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の

昭和四十一年度から昭和四十三年度までの

各年度に係る賦課期日において地目の変

換等がある宅地等(附則第五十一項、第五十二項

又は第五十四項の規定の適用を受けるものに

ついては、これらの規定の適用を受けること

となる年度の翌年度以降の各年度に係る賦課

期日において地目の変換等があるものに限

り、また、昭和四十一年度、昭和四十二年度

又は昭和四十三年度に係る賦課期日において

こととなる年度

イ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

三 昭和四十三年度において新たに都市計画

税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の

昭和四十一年度から昭和四十三年度までの

各年度に係る賦課期日において地目の変

換等がある宅地等(附則第五十一項、第五十二項

又は第五十四項の規定の適用を受けるものに

ついては、これらの規定の適用を受けること

となる年度の翌年度以降の各年度に係る賦課

期日において地目の変換等があるものに限

り、また、昭和四十一年度、昭和四十二年度

又は昭和四十三年度に係る賦課期日において

こととなる年度

イ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

三 昭和四十三年度において新たに都市計画

税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の

昭和四十一年度から昭和四十三年度までの

各年度に係る賦課期日において地目の変

換等がある宅地等(附則第五十一項、第五十二項

又は第五十四項の規定の適用を受けるものに

ついては、これらの規定の適用を受けること

となる年度の翌年度以降の各年度に係る賦課

期日において地目の変換等があるものに限

り、また、昭和四十一年度、昭和四十二年度

又は昭和四十三年度に係る賦課期日において

こととなる年度

イ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

三 昭和四十三年度において新たに都市計画

税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の

昭和四十一年度から昭和四十三年度までの

各年度に係る賦課期日において地目の変

換等がある宅地等(附則第五十一項、第五十二項

又は第五十四項の規定の適用を受けるものに

ついては、これらの規定の適用を受けること

となる年度の翌年度以降の各年度に係る賦課

期日において地目の変換等があるものに限

り、また、昭和四十一年度、昭和四十二年度

又は昭和四十三年度に係る賦課期日において

こととなる年度

イ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

ロ 昭和四十三年度 イの額を基礎として

附則第五十項第三号の算定方法に準じて

算定した額

三 昭和四十三年度において新たに都市計画

税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の

昭和四十一年度から昭和四十三年度までの

各年度に係る賦

基準年度	当該年度に係る賦課期日において地目の交換等がある年度又は新たに固定資産税を課すこととなる年度	
	農地比準価格	得た額
調整対象農地	當該調整対象農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額	當該調整対象農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額
基準年度	當該年度の当該基準年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の附則第四十八項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額	當該年度の当該基準年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の附則第四十八項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額
附則第四十八項の規定の適用を受ける宅地等	當該年度の当該基準年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の附則第四十八項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額	當該年度の当該基準年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の附則第四十八項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額
附則第三十項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土地課税台帳等に登録された土地のうち調整対象宅地等については、土地課税台帳等に当該調整対象宅地等の同項の表の上欄に掲げる上昇率の区分を明らかにする表示をしてしなければならない。	當該年度の当該基準年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の附則第四十八項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額	當該年度の当該基準年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の附則第四十八項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額
附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、固定資産税の納稅者は、附則第五十八項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額(当該年度に係る賦課期日において地目の交換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度の宅地等比準価格及び農地比準価格を除く。)及び前項の規定により土地課税台帳等にされた表示については、第四百三十二条第一項の規定にかかるらず、審査の申出をすることができない。	(土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の通知)	(政令への委任)
附則四十一年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、市町村長は、第三百六十四条第七項の規定により納稅者に納稅通知書を交付する場合においては、土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものとする。	附則第二十九項から前項までに定めるものほか、調整対象宅地等又は調整対象農地と	象宅地等の附則第三十項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

これらの土地以外の土地とをあわせ所有する者に対して課する固定資産税額の算定その他これらの規定の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

附則に次の九項を加える。
（林地の交換分合による土地の取得に対する
不動産取得税の課税標準の特例）

国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて市町村又は森林組合が行なうるあつせんによる林地の交換分合により土地を

取得した場合において、当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十年三月三十一

日までに行なわれたときに限り、当該交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳による登録された価格（当該交換分合によつて失つた

た土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評定基準によつて決定する所である。

(葉たばこ乾燥施設の取得に対する不動産取引の同定と虚偽申告について)六仙社は、相当する額を価格から控除するものとする。

葉たばこの乾燥のため共同利用に供される施設で政令で定めるものを日本専売公社の補助を受けて取得した場合における当該施設の

取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当分の間、当該補助を受けた額に相当する額を価格から控除するもの

(贈与により農地 及び 採草放牧地を取得した場合の不動産取得税の特例) とする。

租税特別措置法第七十条の四第一項の規定によつて贈与税の納期限の延長を受ける者の同項に規定する農地及び採草放牧地の取得に

対して課する不動産取得税については、政令で特別の定めをするものを除き、同条第一項から第三項までの規定の例によつてその納期

昭和四十二年三月二十五日 衆議院会議録第三二六

第四十五条の二第一項中「三月二十日」を「三月十五日」に、「及び第三百七十七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者」を「その他政令で定める者」に改め、同条第三項及び第四項中「三月二十日」を「三月十五日」に改め
る。

第四十七条第一項第一号中「並びに第二百二十二条の四」を、「第三百二十二条の四」に改め、「交付する」の下に「通知書並びに第三百一十八条の規定による更正又は決定の」を加え、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 第四十二条第一項の規定によつて市町村が徵収した個人の道府県民税に係る地方団

六 第十七条の二の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る還付金に相当する金額を第三章第一節第二款に次の一目を加える。
第三章第一節第二款に次の一目を加える。

**第五十条の二 第二十四条第一項第一号の者が
医師手当等（所得脱去第百九十九条の規定に**

<p>(分離課税に係る所得割の税率)</p> <p>第五十条の四 分離課税に係る所得割の額は、 前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄 に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区 分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用 して計算した金額の合計額とする。</p>	
<p>百五十万円以下の金額</p>	<p>百分の二二</p>
<p>百五十万円をこえる金額</p>	<p>百分の四</p>

百五十万円以下の金額 百分の二
(納入申告書の提出)
第五十条の五 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第四十一条第一項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、自治省令で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、三百二十八条の五第二項の納入申告書とあわせて、市町村長に提出しなければならない。
(特別徴収税額)
第五十条の六 第四十一条第一項の規定によつて特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。
一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書(以上本条及び次条第二項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支

二 退職手当等の支払を受ける者が提出した
退職所得申告書に、支払済みの他の退職手
当等がある旨の記載がある場合 その支払
済みの他の退職手当等の金額とその支払う
退職手当等の金額との合計額について第五
十条の三及び第五十条の四の規定を適用し
て計算した税額から、その支払済みの他の
退職手当等につき第四十一条第一項の規定
により徴収された又は徴収されるべき分離
課税に係る所得割の額を控除した残額に相
当する税額

3 退職手当等の支払を受ける者がその支払を
受ける時までに退職所得申告書を提出してい
ないときは、第四十一条第一項の規定によつ
て特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係
る所得割の額は、その支払う退職手当等の金
額について第五十条の三及び第五十条の四の
規定を適用して計算した税額とする。

4 第一項各号又は前項の規定により第五十条
の三の規定を適用する場合における所得税法
第三十条第二項の退職所得控除額の計算につ
いては、前二項の規定による分離課税に係る
所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべき
ことが確定した時の状況によるものとする。
所得税法第二百二十二条の規定は、前三項の規
定を適用する場合について準用する。

(退職所得申告書)

第五十条の七 退職手当等の支払を受ける者
は、その支払を受ける時までに、第三百一十
八条の七第一項の規定による申告書とあわせ
て、次に掲げる事項を記載した申告書を、そ
の退職手当等の支払者を経由して、その退職
手当等の支払を受けるべき日の属する年の一
月一日現在における住所所在地の市町村長に
提出しなければならない。この場合におい

（特別徵収票）

一 その退職手当等の支払者の氏名又は名称
二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第五十条の九の規定により交付される特別徵収票を添附しなければならない。

三 前条第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる動態年数

四 その者が所得税法第三十条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事實

五 その他自治省令で定める事項

（分離課税に係る所得割の普通徵収税額）

第五十条の八 その年において退職手当等の支払を受けた者が第五十条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徵収された又は徵収されるべき場合において、その者のそ の年中における退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算して計算した税額が当該退職手当等につき第四十一条第一項の規定によつてその例によることとされる第三百二十八条の五第二項の規定により徵収された又は徵収されることは、第四十一条第一項の規定によつて市町村長が普通徵収の方針によつて徵収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

第五十条の九 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、自治省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、第三百二十九条の十四の特別徴収票とあわせて、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。(政令への委任)

第五十条の十 第五十条の二から前条までに定めるもののはか、退職所得の金額の算定及び分離課税に係る所得割の徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の十八第二項中「認める場合」の下に「及び政令で定める場合」を加える。

第七十二条の五十五第一項中「事業税の納稅義務者」の下に「(政令で定める者を除く。)」を加え、「三月二十日」を「三月十五日」に改め、同条第二項中「前項の納稅義務者」を「個人の行なう事業に対する事業税の納稅義務者」に改める。

第二百九十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 退職手当等 所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金を含む。)をいう。

第二百九十二条第四項中「引用する場合」の下に「第一項第六号、」を加え、「及び第三百二十二条の四を」、「第三百二十二条の四及び第五款」に改める。

第二百九十五条第一項中「市町村民税」を「市町村民税(第三百二十八条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」といふ。)を除く。)」を、第二号に該当する者に対して

は分離課税に係る所得割に改め、同条第三項を同条第四項中「これらの者が前年中ににおいて二十四万円をこえる所得を有した場合を」「これらの者の前年中の所得の金額(分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。)が二十四万円をこえる場合」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 分離課税に係る所得割につき第一項第二号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

第二百九十九条第二項中「第三百二十四条第四項」の下に「第三百二十八条の十六第四項」を加える。

第三百四十四条第二項中「第六号及び第七号」を

「第七号及び第八号」に改める。

第三百四十四条第七第五項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第三百四十四条第八第一項中「当該年度分の道府県民税の所得割の額」を「道府県民税の所得割の額、前年分の市町村民税の分離課税に係る所得割の額及び道府県民税の分離課税に係る所得割の額」に、「前年の所得税額」を「前年分の所得税額」に改め、「課税山林所得金額」の下に「並びに当該市町村民税の分離課税に係る所得割に係る退職所得の金額」を加え、「百分の八十をこえることとなるときは、当該」を「百分の八十をこえることとなるときは、当該納稅義務者の」に、「当該市町村民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額と当該道府県民税の所得割の額との合計額」を「当該市町村民税の所得割の額及び当該市町村民税の分離課税に係る所得割の額及び当該道府県民税の所得割の額及び当該道府県民税の分離課税に係る所得割の額

の合計額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該市町村民税の所得割の額から控除し切れない金額があるときは、第三百二十八条に規定する市町村の長

は、第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて当該控除し切れない金額を還付し、又は当該納稅義務者の未納に係る地方団体の徵収金に充当しなければならない。

第三百七十七条の二第一項中「三月二十日」を「三月十五日」に、「及び所得割の納稅義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの」を「その他政令で定める者」に改め、同条第三項及び第四項中「三月二十日」を「三月十五日」に改め、同条第五項中「第二百二十六条」の下に「第一項」を加え、「前年の所得」を「前年の給与所得」に改める。

第三百十九条第一項中「第三百二十二条の三」の下に「又は第三百二十八条の四」を加える。

第三百二十七条第一項中「第三百二十二条の五第一項」の下に「若しくは第三百二十八条の五第二項」を加える。

第三章第一節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第三百二十八条を削り、第三百二十七条の次に次の一款を加える。

第五款 退職所得の課税の特例

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

(分離課税に係る所得割の税率)

第三百二十八条の三 分離課税に係る所得割の額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応する同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

十五万円以下の金額	百分の三
四十万円をこえる金額	百分の四
百万円をこえる金額	百分の六

五百五十万円をこえる金額	百分の七
二百五十五万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十
八百万円をこえる金額	百分の十一
一千万円をこえる金額	百分の十二
二千万円をこえる金額	百分の十三
三千万円をこえる金額	百分の十四
五千万円をこえる金額	
(分離課税に係る所得割の徴収)	
第三百二十九条の四 市町村は、分離課税に係る所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。	
(特別徴収の手続)	
第三百二十九条の五 市町村は、前条の規定によつて分離課税に係る所得割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、当該分離課税に係る所得割の納稅義務者に対してして退職手当等の支払をする者(他の市町村において退職手当等の支払をする者を含む。)を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならぬ。	
前項の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、自治省令で定められた他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合	
事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。	
3 第三百二十九条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。	
(特別徴収税額)	
第三百二十九条の六 前条第二項の規定による徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。	
一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第二項、第三百二十九条の八及び第二百二十九条の十六において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合	

その支払は退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十九条の三の規定を適用して計算した税額

規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき

第三百一十八條の十四の規定により交付される特別徵収票を添付しなければならない。

他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその金額

三 前条第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数

に揚げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

前項の場合において、退職所得申告書が右の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出

されたものとみなす。
(退職所得申告書の不提出に関する過料)
第三百二十八條の八 市町村は、分離課税に係

る所得割の納稅義務者が退職所得申告書を正當な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以

下の過料を科する旨の規定を設けることがで
きる。

第三百二十八条の九 市町村長は、第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書（以下本款において「納入申告書」という。）の提出

があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

市町村長は、特別徵収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて

て、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定するものとする。

3 市町村長は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合には、これを更正するものとする。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(分離課税に係る所得割の不足金額及びその延滞金の徴収)

第三百二十八条の十 市町村の徴税吏員は、前

条の規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。以下本条、第三百二十八条の十二及び第三百二十九条第一項において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足金額に第三百二十九条の五第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納入の日までの期間に応じ、当該不足金額について一日四銭百円について一日四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。(分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第三百二十八条の十一 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、その期間に応じて計算した金額に相当する過少申告加算金を徴収する)において、第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告書に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 紳入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第三百二十八条の九第二項の規定による更正があつた場合

二 紳入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第三百二十八条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定

3 市町村長は、納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割の額について市町村長の調査による決定があつべきことを予知してされたものでなかつたときは、当該分離課税に係る所得割の額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金の額から減額する。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金の額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金の額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第三百二十八条の十三 市町村は、その年ににおいて退職手当等の支払を受けた者が第三百二十八条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収された場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。(分離課税に係る所得割の納入金の重加算金)

第三百二十八条の十二 前条第一項の規定に該当する場合において、その者のその年中ににおける退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三百二十九条の二から第三百二十二条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を乗じて計算したときには、第三百二十九条の二から第三百二十二条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。この場合には、第三百二十九条の二から第三百二十二条の二までの規定は、適用しないものとする。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第三百二十八条の五第二項の納期限を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。この場合には、第三百二十九条の二から第三百二十二条の二までの規定は、適用しないものとする。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第三百二十八条の五第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が第一項の規定により普普通徴収の方法によつて徴収されたことについてやむを得ない事情があると認める場合に、前項の延滞金を減免することができる。

4 第一項の場合において、納税者が交付すべき納稅通知書は、遅くともその納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

第三百二十八条の十四 第三百二十八条の五第一項に規定する特別徴収義務者は、自治省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手

当等の支払を受けた者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受けた者に交付しなければならない。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。

(政令への委任)

第三百二十八条の十五 第三百二十八条から前条までに定めるものほか、退職所得の金額の算定及び分離課税に係る所得割の徴収に因し必要な事項は、政令で定める。

(脱税、虚偽記載等の罪)

第三百二十八条の十六 第三百二十八条の五第二項の規定によつて徴収して納入すべき分離課税に係る所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票をその提出期限までに市町村長に提出せず、又は当該特別徴収票に偽りの記載をして市町村長に提出した者

二 第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票をその交付の期限までに同条に規定する退職手当等の支払を受けた者に交付せず、又は当該支払を受けた者に交付した者

3 第二項の納入しなかつた金額が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を

こえる額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務又は財産に関する第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、これらの項目の罰金刑を科する。

5 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

第六百二十九条第一項中「第三百二十二条の十一」の下に「又は第三百二十八条の九」を、「不足金額」を加える。

第七百三条の三第五項及び第七項中「、退職所得金額」を削り、同条第八項中「、退職所得金額」を削り、「市町村民税の所得割額」を「市町村民税の所得割(退職所得に係る所得割)を除く。

第七百六条の二第一項において同じ。)の額」に改める。

第七百三条の四中「、退職所得金額」を削る。

第七百六条の二第一項中「、退職所得金額」を削り、「市町村民税の所得割額」を「市町村民税の所得割の額」に改める。

附則に次の七項を加える。

88 第五十条の四の規定の適用については、当

分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその十分の一に相当する金額を

90 第五十条の八の規定の適用については、当分の間、同条中「その年中における退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その支払済みの他の退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表第一に掲げる税額」とあるのは、「その支払済みの他の退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表第一に掲げる税額を求め、その税額」とする。

93 附則第八十九項又は前項の退職所得控除額は、第五十条の六第一項又は第三百二十八条の五第一項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、所得税第三十三条第三項及び第四項の規定の例によつて計算した額とする。

94 第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、当分の間、同条中「その年中における退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中ににおける退職手当等の金額から退職所得控除額を控除して得た金額」とする。

92 第五十条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額」とする。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円未満	円	円	円	円	円	円
6,000			0	33,000	34,000	34,000	290
6,000	7,000		50	34,000	35,000	35,000	300
7,000	8,000		60	35,000	36,000	36,000	310
8,000	9,000		70	36,000	37,000	37,000	320
9,000	10,000		80	37,000	38,000	38,000	330
10,000	12,000		90	38,000	39,000	39,000	340
12,000	13,000		100	39,000	40,000	40,000	350
13,000	14,000		110	40,000	42,000	42,000	360
14,000	15,000		120	42,000	43,000	43,000	370
15,000	16,000		130	43,000	44,000	44,000	380
16,000	17,000		140	44,000	45,000	45,000	390
17,000	18,000		150	45,000	46,000	46,000	400
18,000	19,000		160	46,000	47,000	47,000	410
19,000	20,000		170	47,000	48,000	48,000	420
20,000	22,000		180	48,000	49,000	49,000	430
22,000	23,000		190	49,000	50,000	50,000	440
23,000	24,000		200	50,000	52,000	52,000	450
24,000	25,000		210	52,000	53,000	53,000	460
25,000	26,000		220	53,000	54,000	54,000	470
26,000	27,000		230	54,000	55,000	55,000	480
27,000	28,000		240	55,000	56,000	56,000	490
28,000	29,000		250	56,000	57,000	57,000	500
29,000	30,000		260	57,000	58,000	58,000	510
30,000	32,000		270	58,000	59,000	59,000	520
32,000	33,000		280	59,000	60,000	60,000	530

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(二) 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円
60,000	62,000		540	110,000	112,000	112,000	990
62,000	64,000		550	112,000	114,000	114,000	1,000
64,000	66,000		570	114,000	116,000	116,000	1,020
66,000	68,000		590	116,000	118,000	118,000	1,040
68,000	70,000		610	118,000	120,000	120,000	1,060
70,000	72,000		630	120,000	122,000	122,000	1,080
72,000	74,000		640	122,000	124,000	124,000	1,090
74,000	76,000		660	124,000	126,000	126,000	1,110
76,000	78,000		680	126,000	128,000	128,000	1,130
78,000	80,000		700	128,000	130,000	130,000	1,150
80,000	82,000		720	130,000	132,000	132,000	1,170
82,000	84,000		730	132,000	134,000	134,000	1,180
84,000	86,000		750	134,000	136,000	136,000	1,200
86,000	88,000		770	136,000	138,000	138,000	1,220
88,000	90,000		790	138,000	140,000	140,000	1,240
90,000	92,000		810	140,000	142,000	142,000	1,260
92,000	94,000		820	142,000	144,000	144,000	1,270
94,000	96,000		840	144,000	146,000	146,000	1,290
96,000	98,000		860	146,000	148,000	148,000	1,310
98,000	100,000		880	148,000	150,000	150,000	1,330
100,000	102,000		900	150,000	152,000	152,000	1,350
102,000	104,000		910	152,000	154,000	154,000	1,360
104,000	106,000		930	154,000	156,000	156,000	1,380
106,000	108,000		950	156,000	158,000	158,000	1,400
108,000	110,000		970	158,000	160,000	160,000	1,420

昭和四十二年三月二十五日

衆議院会議録

第三十二号(一)

地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額
以上	未満			以上	未満		
円 160,000	162,000	1,440	円 240,000	244,000	円 244,000	2,160	
162,000	164,000	1,450	244,000	248,000	248,000	2,190	
164,000	166,000	1,470	248,000	252,000	252,000	2,230	
166,000	168,000	1,490	252,000	256,000	256,000	2,260	
168,000	170,000	1,510	256,000	260,000	260,000	2,300	
170,000	172,000	1,530	260,000	264,000	264,000	2,340	
172,000	174,000	1,540	264,000	268,000	268,000	2,370	
174,000	176,000	1,560	268,000	272,000	272,000	2,410	
176,000	178,000	1,580	272,000	276,000	276,000	2,440	
178,000	180,000	1,600	276,000	280,000	280,000	2,480	
180,000	184,000	1,620	280,000	284,000	284,000	2,520	
184,000	188,000	1,650	284,000	288,000	288,000	2,550	
188,000	192,000	1,690	288,000	292,000	292,000	2,590	
192,000	196,000	1,720	292,000	296,000	296,000	2,620	
196,000	200,000	1,760	296,000	300,000	300,000	2,660	
200,000	204,000	1,800	300,000	304,000	304,000	2,700	
204,000	208,000	1,830	304,000	308,000	308,000	2,730	
208,000	212,000	1,870	308,000	312,000	312,000	2,770	
212,000	216,000	1,900	312,000	316,000	316,000	2,800	
216,000	220,000	1,940	316,000	320,000	320,000	2,840	
220,000	224,000	1,980	320,000	324,000	324,000	2,880	
224,000	228,000	2,010	324,000	328,000	328,000	2,910	
228,000	232,000	2,050	328,000	332,000	332,000	2,950	
232,000	236,000	2,080	332,000	336,000	336,000	2,980	
236,000	240,000	2,120	336,000	340,000	340,000	3,020	

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
600,000	606,000	5,400	750,000	756,000	6,750		
606,000	612,000	5,450	756,000	762,000	6,800		
612,000	618,000	5,500	762,000	768,000	6,850		
618,000	624,000	5,560	768,000	774,000	6,910		
624,000	630,000	5,610	774,000	780,000	6,960		
630,000	636,000	5,670	780,000	788,000	7,020		
636,000	642,000	5,720	788,000	796,000	7,090		
642,000	648,000	5,770	796,000	804,000	7,160		
648,000	654,000	5,830	804,000	812,000	7,230		
654,000	660,000	5,880	812,000	820,000	7,300		
660,000	666,000	5,940	820,000	828,000	7,380		
666,000	672,000	5,990	828,000	836,000	7,450		
672,000	678,000	6,040	836,000	844,000	7,520		
678,000	684,000	6,100	844,000	852,000	7,590		
684,000	690,000	6,150	852,000	860,000	7,660		
690,000	696,000	6,210	860,000	868,000	7,740		
696,000	702,000	6,260	868,000	876,000	7,810		
702,000	708,000	6,310	876,000	884,000	7,880		
708,000	714,000	6,370	884,000	892,000	7,950		
714,000	720,000	6,420	892,000	900,000	8,020		
720,000	726,000	6,480	900,000	908,000	8,100		
726,000	732,000	6,530	908,000	916,000	8,170		
732,000	738,000	6,580	916,000	924,000	8,240		
738,000	744,000	6,640	924,000	932,000	8,310		
744,000	750,000	6,690	932,000	940,000	8,380		

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
940,000	948,000	8,460	1,140,000	1,148,000	10,260		
948,000	956,000	8,530	1,148,000	1,156,000	10,330		
956,000	964,000	8,600	1,156,000	1,164,000	10,400		
964,000	972,000	8,670	1,164,000	1,172,000	10,470		
972,000	980,000	8,740	1,172,000	1,180,000	10,540		
980,000	988,000	8,820	1,180,000	1,188,000	10,620		
988,000	996,000	8,890	1,188,000	1,196,000	10,690		
996,000	1,004,000	8,960	1,196,000	1,204,000	10,760		
1,004,000	1,012,000	9,030	1,204,000	1,212,000	10,830		
1,012,000	1,020,000	9,100	1,212,000	1,220,000	10,900		
1,020,000	1,028,000	9,180	1,220,000	1,228,000	10,980		
1,028,000	1,036,000	9,250	1,228,000	1,236,000	11,050		
1,036,000	1,044,000	9,320	1,236,000	1,244,000	11,120		
1,044,000	1,052,000	9,390	1,244,000	1,252,000	11,190		
1,052,000	1,060,000	9,460	1,252,000	1,260,000	11,260		
1,060,000	1,068,000	9,540	1,260,000	1,270,000	11,340		
1,068,000	1,076,000	9,610	1,270,000	1,280,000	11,430		
1,076,000	1,084,000	9,680	1,280,000	1,290,000	11,520		
1,084,000	1,092,000	9,750	1,290,000	1,300,000	11,610		
1,092,000	1,100,000	9,820	1,300,000	1,310,000	11,700		
1,100,000	1,108,000	9,900	1,310,000	1,320,000	11,790		
1,108,000	1,116,000	9,970	1,320,000	1,330,000	11,880		
1,116,000	1,124,000	10,040	1,330,000	1,340,000	11,970		
1,124,000	1,132,000	10,110	1,340,000	1,350,000	12,060		
1,132,000	1,140,000	10,180	1,350,000	1,360,000	12,150		

昭和四十二年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,360,000	円 1,370,000	円 12,240	円 1,610,000	円 1,620,000	円 14,490
1,370,000	1,380,000	12,330	1,620,000	1,630,000	14,580
1,380,000	1,390,000	12,420	1,630,000	1,640,000	14,670
1,390,000	1,400,000	12,510	1,640,000	1,650,000	14,760
1,400,000	1,410,000	12,600	1,650,000	1,660,000	14,850
1,410,000	1,420,000	12,690	1,660,000	1,670,000	14,940
1,420,000	1,430,000	12,780	1,670,000	1,680,000	15,030
1,430,000	1,440,000	12,870	1,680,000	1,690,000	15,120
1,440,000	1,450,000	12,960	1,690,000	1,700,000	15,210
1,450,000	1,460,000	13,050	1,700,000	1,710,000	15,300
1,460,000	1,470,000	13,140	1,710,000	1,720,000	15,390
1,470,000	1,480,000	13,230	1,720,000	1,730,000	15,480
1,480,000	1,490,000	13,320	1,730,000	1,740,000	15,570
1,490,000	1,500,000	13,410	1,740,000	1,750,000	15,660
1,500,000	1,510,000	13,500	1,750,000	1,760,000	15,750
1,510,000	1,520,000	13,590	1,760,000	1,770,000	15,840
1,520,000	1,530,000	13,680	1,770,000	1,780,000	15,930
1,530,000	1,540,000	13,770	1,780,000	1,790,000	16,020
1,540,000	1,550,000	13,860	1,790,000	1,800,000	16,110
1,550,000	1,560,000	13,950	1,800,000	1,810,000	16,200
1,560,000	1,570,000	14,040	1,810,000	1,820,000	16,290
1,570,000	1,580,000	14,130	1,820,000	1,830,000	16,380
1,580,000	1,590,000	14,220	1,830,000	1,840,000	16,470
1,590,000	1,600,000	14,310	1,840,000	1,850,000	16,560
1,600,000	1,610,000	14,400	1,850,000	1,860,000	16,650

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	
以 上	未 満		以 上	未 満		
円 1,860,000	円 1,870,000	円 16,740			額控除後の退職手当等の金額に 0.9% を乗じて算出した金額	
1,870,000	1,880,000	16,830				
1,880,000	1,890,000	16,920				
1,890,000	1,900,000	17,010				
1,900,000	1,910,000	17,100				
1,910,000	1,920,000	17,190	3,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に 1.8% を乗じて算出した金額から 27,000 円を控除した金額	
1,920,000	1,930,000	17,280				
1,930,000	1,940,000	17,370				
1,940,000	1,950,000	17,460				
1,950,000	1,960,000	17,550				
1,960,000	1,970,000	17,640			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に 1.8% を乗じて算出した金額から 27,000 円を控除した金額	
1,970,000	1,980,000	17,730				
1,980,000	1,990,000	17,820				
1,990,000	2,000,000	17,910				
2,000,000	3,000,000	退職所得控除				

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額を応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が 2,000,000 円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の 2 分の 1 に相当する金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の金額に 2 を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額みなすものとし、その納稅義務者の税額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
円 6,000	円未満	円	0	33,000	34,600	円 290	
6,000	7,000	50	34,000	35,000	300		
7,000	8,000	60	35,000	36,000	310		
8,000	9,000	70	36,000	37,000	320		
9,000	10,000	80	37,000	38,000	330		
10,000	12,000	90	38,000	39,000	340		
12,000	13,000	100	39,000	40,000	350		
13,000	14,000	110	40,000	42,000	360		
14,000	15,000	120	42,000	43,000	370		
15,000	16,000	130	43,000	44,000	380		
16,000	17,000	140	44,000	45,000	390		
17,000	18,000	150	45,000	46,000	400		
18,000	19,000	160	46,000	47,000	410		
19,000	20,000	170	47,000	48,000	420		
20,000	22,000	180	48,000	49,000	430		
22,000	23,000	190	49,000	50,000	440		
23,000	24,000	200	50,000	52,000	450		
24,000	25,000	210	52,000	53,000	460		
25,000	26,000	220	53,000	54,000	470		
26,000	27,000	230	54,000	55,000	480		
27,000	28,000	240	55,000	56,000	490		
28,000	29,000	250	56,000	57,000	500		
29,000	30,000	260	57,000	58,000	510		
30,000	32,000	270	58,000	59,000	520		
32,000	33,000	280	59,000	60,000	530		

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(二) 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
円 60,000	円 62,000	円	540	円 110,000	円 112,000	円	990
62,000	64,000	550	112,000	114,000	1,000		
64,000	66,000	570	114,000	116,000	1,020		
66,000	68,000	590	116,000	118,000	1,040		
68,000	70,000	610	118,000	120,000	1,060		
70,000	72,000	630	120,000	122,000	1,080		
72,000	74,000	640	122,000	124,000	1,090		
74,000	76,000	660	124,000	126,000	1,110		
76,000	78,000	680	126,000	128,000	1,130		
78,000	80,000	700	128,000	130,000	1,150		
80,000	82,000	720	130,000	132,000	1,170		
82,000	84,000	730	132,000	134,000	1,180		
84,000	86,000	750	134,000	136,000	1,200		
86,000	88,000	770	136,000	138,000	1,220		
88,000	90,000	790	138,000	140,000	1,240		
90,000	92,000	810	140,000	142,000	1,260		
92,000	94,000	820	142,000	144,000	1,270		
94,000	96,000	840	144,000	146,000	1,290		
96,000	98,000	860	146,000	148,000	1,310		
98,000	100,000	880	148,000	150,000	1,330		
100,000	102,000	900	150,000	152,000	1,350		
102,000	104,000	910	152,000	154,000	1,360		
104,000	106,000	930	154,000	156,000	1,380		
106,000	108,000	950	156,000	158,000	1,400		
108,000	110,000	970	158,000	160,000	1,420		

昭和四十二年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(一)

地方税法の一部を改正する法律案

八二二

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
160,000	162,000	円 1,440	240,000	244,000	円 2,160		
162,000	164,000	1,450	244,000	248,000	2,190		
164,000	166,000	1,470	248,000	252,000	2,230		
166,000	168,000	1,490	252,000	256,000	2,260		
168,000	170,000	1,510	256,000	260,000	2,300		
170,000	172,000	1,530	260,000	264,000	2,340		
172,000	174,000	1,540	264,000	268,000	2,370		
174,000	176,000	1,560	268,000	272,000	2,410		
176,000	178,000	1,580	272,000	276,000	2,440		
178,000	180,000	1,600	276,000	280,000	2,480		
180,000	184,000	1,620	280,000	284,000	2,520		
184,000	188,000	1,650	284,000	288,000	2,550		
188,000	192,000	1,690	288,000	292,000	2,590		
192,000	196,000	1,720	292,000	296,000	2,620		
196,000	200,000	1,760	296,000	300,000	2,660		
200,000	204,000	1,800	300,000	304,000	2,700		
204,000	208,000	1,830	304,000	308,000	2,750		
208,000	212,000	1,870	308,000	312,000	2,800		
212,000	216,000	1,900	312,000	316,000	2,860		
216,000	220,000	1,940	316,000	320,000	2,910		
220,000	224,000	1,980	320,000	324,000	2,970		
224,000	228,000	2,010	324,000	328,000	3,020		
228,000	232,000	2,050	328,000	332,000	3,070		
232,000	236,000	2,080	332,000	336,000	3,130		
236,000	240,000	2,120	336,000	340,000	3,180		

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
340,000	344,000	円 3,240	450,000	456,000	円 4,720		
344,000	348,000	3,290	456,000	462,000	4,800		
348,000	352,000	3,340	462,000	468,000	4,880		
352,000	356,000	3,400	468,000	474,000	4,960		
356,000	360,000	3,450	474,000	480,000	5,040		
360,000	364,000	3,510	480,000	486,000	5,130		
364,000	368,000	3,560	486,000	492,000	5,210		
368,000	372,000	3,610	492,000	498,000	5,290		
372,000	376,000	3,670	498,000	504,000	5,370		
376,000	380,000	3,720	504,000	510,000	5,450		
380,000	384,000	3,780	510,000	516,000	5,530		
384,000	388,000	3,830	516,000	522,000	5,610		
388,000	392,000	3,880	522,000	528,000	5,690		
392,000	396,000	3,940	528,000	534,000	5,770		
396,000	400,000	3,990	534,000	540,000	5,850		
400,000	404,000	4,050	540,000	546,000	5,940		
404,000	408,000	4,100	546,000	552,000	6,020		
408,000	412,000	4,150	552,000	558,000	6,100		
412,000	416,000	4,210	558,000	564,000	6,180		
416,000	420,000	4,260	564,000	570,000	6,260		
420,000	426,000	4,320	570,000	576,000	6,340		
426,000	432,000	4,400	576,000	582,000	6,420		
432,000	438,000	4,480	582,000	588,000	6,500		
438,000	444,000	4,560	588,000	594,000	6,580		
444,000	450,000	4,640	594,000	600,000	6,660		

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第二十二号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
円 600,000	円 606,000	円 6,750	円 750,000	円 756,000	円 8,770		
606,000	612,000	6,830	756,000	762,000	8,850		
612,000	618,000	6,910	762,000	768,000	8,930		
618,000	624,000	6,990	768,000	774,000	9,010		
624,000	630,000	7,070	774,000	780,000	9,090		
630,000	636,000	7,150	780,000	788,000	9,180		
636,000	642,000	7,230	788,000	796,000	9,280		
642,000	648,000	7,310	796,000	804,000	9,390		
648,000	654,000	7,390	804,000	812,000	9,520		
654,000	660,000	7,470	812,000	820,000	9,660		
660,000	666,000	7,560	820,000	828,000	9,810		
666,000	672,000	7,640	828,000	836,000	9,950		
672,000	678,000	7,720	836,000	844,000	10,090		
678,000	684,000	7,800	844,000	852,000	10,240		
684,000	690,000	7,880	852,000	860,000	10,380		
690,000	696,000	7,960	860,000	868,000	10,530		
696,000	702,000	8,040	868,000	876,000	10,670		
702,000	708,000	8,120	876,000	884,000	10,810		
708,000	714,000	8,200	884,000	892,000	10,960		
714,000	720,000	8,280	892,000	900,000	11,100		
720,000	726,000	8,370	900,000	908,000	11,250		
726,000	732,000	8,450	908,000	916,000	11,390		
732,000	738,000	8,530	916,000	924,000	11,530		
738,000	744,000	8,610	924,000	932,000	11,680		
744,000	750,000	8,690	932,000	940,000	11,820		

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
円 940,000	円 948,000	円 11,970	円 1,140,000	円 1,148,000	円 15,570		
948,000	956,000	12,110	1,148,000	1,156,000	15,710		
956,000	964,000	12,250	1,156,000	1,164,000	15,850		
964,000	972,000	12,400	1,164,000	1,172,000	16,000		
972,000	980,000	12,540	1,172,000	1,180,000	16,140		
980,000	988,000	12,690	1,180,000	1,188,000	16,290		
988,000	996,000	12,830	1,188,000	1,196,000	16,430		
996,000	1,004,000	12,970	1,196,000	1,204,000	16,570		
1,004,000	1,012,000	13,120	1,204,000	1,212,000	16,720		
1,012,000	1,020,000	13,260	1,212,000	1,220,000	16,860		
1,020,000	1,028,000	13,410	1,220,000	1,228,000	17,010		
1,028,000	1,036,000	13,550	1,228,000	1,236,000	17,150		
1,036,000	1,044,000	13,690	1,236,000	1,244,000	17,290		
1,044,000	1,052,000	13,840	1,244,000	1,252,000	17,440		
1,052,000	1,060,000	13,980	1,252,000	1,260,000	17,580		
1,060,000	1,068,000	14,130	1,260,000	1,270,000	17,730		
1,068,000	1,076,000	14,270	1,270,000	1,280,000	17,910		
1,076,000	1,084,000	14,410	1,280,000	1,290,000	18,090		
1,084,000	1,092,000	14,560	1,290,000	1,300,000	18,270		
1,092,000	1,100,000	14,700	1,300,000	1,310,000	18,450		
1,100,000	1,108,000	14,850	1,310,000	1,320,000	18,630		
1,108,000	1,116,000	14,990	1,320,000	1,330,000	18,810		
1,116,000	1,124,000	15,130	1,330,000	1,340,000	18,990		
1,124,000	1,132,000	15,280	1,340,000	1,350,000	19,170		
1,132,000	1,140,000	15,420	1,350,000	1,360,000	19,350		

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号

二 地方税法の一部を改正する法律案

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
1,360,000	1,370,000	円 19,530	円 1,610,000	1,620,000	円 24,970		
1,370,000	1,380,000	19,710	1,620,000	1,630,000	25,200		
1,380,000	1,390,000	19,890	1,630,000	1,640,000	25,420		
1,390,000	1,400,000	20,070	1,640,000	1,650,000	25,650		
1,400,000	1,410,000	20,250	1,650,000	1,660,000	25,870		
1,410,000	1,420,000	20,470	1,660,000	1,670,000	26,100		
1,420,000	1,430,000	20,700	1,670,000	1,680,000	26,320		
1,430,000	1,440,000	20,920	1,680,000	1,690,000	26,550		
1,440,000	1,450,000	21,150	1,690,000	1,700,000	26,770		
1,450,000	1,460,000	21,370	1,700,000	1,710,000	27,000		
1,460,000	1,470,000	21,600	1,710,000	1,720,000	27,220		
1,470,000	1,480,000	21,820	1,720,000	1,730,000	27,450		
1,480,000	1,490,000	22,050	1,730,000	1,740,000	27,670		
1,490,000	1,500,000	22,270	1,740,000	1,750,000	27,900		
1,500,000	1,510,000	22,500	1,750,000	1,760,000	28,120		
1,510,000	1,520,000	22,720	1,760,000	1,770,000	28,350		
1,520,000	1,530,000	22,950	1,770,000	1,780,000	28,570		
1,530,000	1,540,000	23,170	1,780,000	1,790,000	28,800		
1,540,000	1,550,000	23,400	1,790,000	1,800,000	29,020		
1,550,000	1,560,000	23,620	1,800,000	1,810,000	29,250		
1,560,000	1,570,000	23,850	1,810,000	1,820,000	29,470		
1,570,000	1,580,000	24,070	1,820,000	1,830,000	29,700		
1,580,000	1,590,000	24,300	1,830,000	1,840,000	29,920		
1,590,000	1,600,000	24,520	1,840,000	1,850,000	30,150		
1,600,000	1,610,000	24,750	1,850,000	1,860,000	30,370		

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
1,860,000	1,870,000	円 30,600	円 5,000,000	8,000,000	円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から56,250円を控除した金額		
1,870,000	1,880,000	30,820					
1,880,000	1,890,000	31,050					
1,890,000	1,900,000	31,270					
1,900,000	1,910,000	31,500					
1,910,000	1,920,000	31,720					
1,920,000	1,930,000	31,950					
1,930,000	1,940,000	32,170					
1,940,000	1,950,000	32,400					
1,950,000	1,960,000	32,620					
1,960,000	1,970,000	32,850					
1,970,000	1,980,000	33,070					
1,980,000	1,990,000	33,300					
1,990,000	2,000,000	33,520					
2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に2.7%を乗じて算出した金額から20,250円を控除した金額		12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から146,250円を控除した金額	
3,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.15%を乗じて算出した金額から38,750円を控除した金額		20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から236,250円を控除した金額	

八一五

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中娛樂施設利用税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和四十一年六月一日から、料理飲食等消費税に関する改正規定は昭和四十一年八月一日から、第二条の規定は昭和四十二年一月一日から施行する。

(延滞金の免除に関する規定の適用)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十五条の九及び第二十条の九の三の規定は、昭和四十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。(道府県民税に関する規定の適用)

第三条 新法第五十一条第一項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度で同年六月三十度分の道府県民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る道府県民税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の道府県民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る道府県民税に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の五・八」とあるのは「百分の五・六・五」と、「百分

の七」とあるのは「百分の六・八」とする。

2 法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同

年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第五十三条第一項の道府県民税に係る申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。以下同じ。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかるらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の道府県民税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの)を除く。)に係るものに限る。)の提出期限が施行日以後である場合は、第一項の規定にかかるらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税に対する新法第五十一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法第三十二条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、施行日前に第一項の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6 新法第三十二条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前三年内の各年に生じた純損失の金額又は

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円 40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から控除了した金額	100,000,000 円以上	算出した金額から686,250円を控除了した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から控除了した金額
60,000,000	100,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.85%を乗じて			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除了した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除了した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

雜損失の金額のうちに旧法第三十二条第七項又は第八項の規定により各年における給所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額を当該純損失の金額又は雜損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雜損失の金額とみなす。

7 昭和四十一年度分から昭和四十三年度分まで

の個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第八項の規定を適用する場合において、旧所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)以下「旧所得税法」という。)第二十六条の二(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による申告書(純損失の金額が生じた年分に係るものに限る)で施行日前に提出されたものは、その提出期限内に提出された所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書とみなす。

8 昭和四十二年度分から昭和四十四年度分まで

の個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第八項に規定する純損失の金額で昭和四十年における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じたものがあるときは、同項中「その提出期限まで(國の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後)に提出し」とあるのは、「提出し」とする。

第四条 第二条の規定による改正後の地方税法(以下「四十二年法」という。)の規定中第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十二年一月以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

2 四十二年法の規定中個人の道府県民税に課する部分(四十二年法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する規定を除く。)は、昭和四十二年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税につ

いては、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

第五条 新法第七十二条の四第三項の規定は、法人の施行日の属する事業年度分の事業税及び同

日の以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税(清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法

人の事業税を含む。以下同じ。)から適用し、法

の各事業年度分の事業税及び同日前の解散又

は合併による清算所得に対する事業税について

はなお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十六第六項の規定は、施

行日以後に同条第一項本文に規定する申告期限

が到来する法人の事業税から適用し、同日前に同項本文に規定する申告期限が到来した法人の

事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の三十三の二第一項から第三

項までの規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなる場合に規定して適用し、法人が同日前にこれらの規定

に規定する場合に該当することとなつた場合に

ついては、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十一年度

分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例

による。

5 新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合において、施行日前に旧法の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

(市町村民税に関する規定の適用)

第六条 新法第三百十四条の三第二項に規定する旅館及び飲食店その他これに類する場所の指定

は、昭和四十一年八月一日前においても行なう

(料理飲食等消費税の課税標準の特例に関する規定の適用)

第九条 新法第一百四十二条の三第二項に規定する旅館及び飲食店その他これに類する場所の指定は、昭和四十一年八月一日前においても行なう

ことができる。

(市町村民税に関する規定の適用)

第十条 新法第三百十四条の六第一項の規定は、

法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施

行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新

法第三百二十二条の八第一項の市町村民税に係る申告書(法人税法第七十二条第一項(同法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものと除く。)に係るものに限る。)の提出期間が施行日以後である場合には、

散又は合併による清算所得に対する法人税額に

係る市町村民税(清算所得に対する法人税額を課

される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法

人の税額に係る市町村民税を含む。以下同じ。)に

該損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額とみなす。

7 新法第七十二条の十七第七項の規定は、昭和四十一年一月一日以後に発生した同条第六項の

四十二年法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十二年法の規定中個人の事業税から適用する。

第六条 四十二年法の規定中個人の事業税から適用し、昭和四十二年分までの個人の事業税

は、昭和四十一年度分までの個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業

税については、なお従前の例による。

第七条 新法第七十三条の二十四第一項第一号の規定は、昭和四十一年度分以後に土地を取得した場合について適用する。

2 新法附則第七十九項から第八十二項までの規

定は、施行日以後にされる新法附則第七十九項

について適用する農地及び採草放牧地の取得について適用する。

(娯楽施設利用税の交付に関する規定の適用)

第八条 新法第百十二条の二の規定は、昭和四十一年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対

して課する娯楽施設利用税で道府県に納入され、又は納付された分から適用する。

(料理飲食等消費税の課税標準の特例に関する規定の適用)

第九条 新法第一百四十二条の三第二項に規定する旅

館及び飲食店その他これに類する場所の指定

は、昭和四十一年八月一日前においても行なう

ことができる。

(市町村民税に関する規定の適用)

第十条 新法第三百十四条の六第一項の規定は、

法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施

行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る市町村民税並びに施行日以後である場合には、

第一項の規定にかかるわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税に対する新法第三百四十四条の六第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法第三百十三条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、施行日前に旧法の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6 新法第三百十三条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額のうちに旧法第三百十三条第七項又は第八項の規定により各年における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雑損失の金額とみなす。

7 昭和四十一年度分から昭和四十三年度分まで第八項の規定を適用する場合において、旧所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（雑損失の金額が生じた年分に係るものに限る。）で施行日前に提出されたものは、その提出期限内に提出された所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書とみなす。

8 昭和四十二年度分から昭和四十四年度分まで第八項に規定する純損失の金額で昭和四十年における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上生じたものがあるときは、同項中「その提出期限まで（國の税務官署においてやむ」

を得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に提出し」とあるのは、「提出し」とする。

第十二条 四十二年法の規定中第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十二年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

2 四十二年法の規定中個人の市町村民税に関する部分（四十二年法第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する規定を除く。）は、昭和四十二年分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税について、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十九条の三第六項の規定は、同項に規定する機械設備等で昭和四十一年三月三十日までの間ににおいて取得され、又は製作されたものに対して課する昭和四十四年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

3 新法第三百四十九条の三第十八項の規定は、昭和四十年一月二日以後において取得された同項に規定する線路設備等について、昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

3 新法第三百四十九条の三第十八項の規定は、昭和四十一年六月一日以後の分までの規定は、昭和四十一年五月三十日までの分（特別徴収による電気ガス税に係る分）について、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十三条 新法第四百八十九条第七項から第九項までの規定は、昭和四十一年六月一日以後の分（特別徴収による電気ガス税に係る分）から適用し、同年五月三十日までの分（特別徴収による電気ガス税に係る分）については、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年五月三十日までの分（特別徴収による電気ガス税に係る分）については、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第十四条 新法の規定中國民健康保険税に関する部分は、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十一年度分までの国民健康保険税について、なお従前の例による。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課するべき地方税の取扱い）

第十五条 新法の規定中國民健康保険税に関する部分は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用する。

（罰則に関する規定の適用）

第十六条 新法第七百三十四条第三項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に終了した事業年度分の法人税額に係る都民税（清算所得に対する法人税を課される法人的清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る都民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の法人税額に係る都民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税（清算所得に対する法人税を課される法人的清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る都民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の法人税額に係る都民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税については、なお従前の例による。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課するべき地方税の取扱い）

第十七条 改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課するべき地方税の取扱い）

第十八条 この法律の施行前にした違反行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるところとされる改正前の地方税法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する

地又は同年度において新たに固定資産税を課することとなる土地について、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額（当該土地が昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三第十九項又は第十七項の規定の適用を受けるものであるときは、これらの規定に定める率を乗ずる前の額とする。以下この項において同じ。）又は同項の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録された宅地等に係る昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を一・二で除して得た額は、それぞれ、当該農地又は宅地等の新法附則第二十九条第三号又は第四号に規定する農地比準価格又は宅地等比準価格で昭和四十一年度分の固定資産税に係るものとみなす。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課するべき地方税の取扱い）

2 昭和四十一年度分及び昭和四十二年度分の国民健康保険税については、第二条の規定による改正前の地方税法の規定を適用するものとする。

（都の特例に関する規定の適用）

第十六条 新法第七百三十四条第三項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日前に終了した事業年度分の法人税額に係る都民税（清算所得に対する法人税を課される法人的清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る都民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日前に終了した事業年度分の法人税額に係る都民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税（清算所得に対する法人税を課される法性的清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る都民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日前に終了した事業年度分の法人税額に係る都民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税については、なお従前の例による。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課するべき地方税の取扱い）

第十七条 改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課するべき地方税の取扱い）

第十八条 この法律の施行前にした違反行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるところとされる改正前の地方税法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する

それ第八十六項及び第八十七項とする。

正後の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「日本・フランス租税条約実施新法」という。)第五条及び第六条の規定は、昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度において支払を受けるべき日本・スウェーデン租税条約実施新法第五条第一項各号及び日本・フランス租税条約実施新法第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税につき適用し、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度において支払を受けるべきこれらの所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお從前の例による。この場合において、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度において支払を受けるべきこれらの所得に係る法人税並びに道府県民税、市町村民税及び都民税に対する日本・スウェーデン租税条約実施新法第五条及び第六条の規定並びに日本・フランス租税条約実施新法第五条及び第六条の規定の適用については、これららの規定中「百分の十三」とあるのは「百分の十三・一」と、「百分の五・八」、「百分の八・九」又は「百分の十四・七」とあるのは、それぞれ「百分の五・六五」、「百分の八・六五」又は「百分の十四・三」とする。

(農地管理事業團法の一部改正)

第二十七条 農地管理事業團法(昭和四十一年法律第第一号)の一部を次のとおり改正する。

附則第十五条のうち地方税法附則第五十四項」を「附則第八十五項」に改め、当該改正規定により加えられる地方税法附則の規定を、それ

は、現行の学校施設への融資のほか幼稚園その他便利施設の建設及び道路、公園、下水道等の公共施設の設備に必要な資金を貸し付けることができるところとし、その貸付利率は現行の年七分五厘を年六分五厘に引き下げるものとする。

昭和四十一年三月二十三日 建設委員長 田村 元右報告する。

衆議院議長 山口喜久一郎殿

理由

地方負担の現状にかえりみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るために道府県民税及び市町村民税の各種控除の引上げその他の事業税、不動産取得税、料理飲食等消費税、鉛区税、固定資産税、電気ガス税等について改正を行なうほか、法人税の税率引下げに伴う道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の調整を行なうとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担の漸進的な調整、ゴルフ場の娛樂施設利用税の税率の引上げ等住民負担の調整合う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5 公庫の貸付けを受けて建設された中高層住宅部分についての貸付限度額を八割から九割に引き上げるものとすること。

4 公共的な賃貸住宅又は分譲住宅と一体となつて建設される中高層耐火建築物等の非住宅部分についての貸付限度額を八割から九割に引き上げるものとすること。

3 宅地造成資金貸付百六億一千百万円、その

日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は次のとおりである。

1 副総裁を一名増員して二名とするほか、國務大臣、國會議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議会の議員、政黨の役員を除くものとすること。

5 公庫の貸付けを受けて建設された中高層住宅を建設し、又は購入して譲渡しようとするととき、その建設資金又は購入資金を貸し付けることができるものとし、貸付条件は従来の住宅建設融資と同様とするほか、譲渡条件等は譲渡を受ける者の負担能力を考慮して適正に定めるものとすること。

4 産業労働者住宅資金通法の一部改正事業者等がその使用している従業員に対し住宅を建設し、又は購入して譲渡しようとするととき、その建設資金又は購入資金を貸し付けることができるものとし、貸付条件は従来の住宅建設融資と同様とするほか、譲渡条件等は譲渡を受ける者の負担能力を考慮して適正に定めるものとすること。

3 関連法の一部改正
北海道防寒住宅建設等促進法、登録税法、租税特別措置法、地方税法をそれぞれ一部改正するものとすること。

2 公團が賃貸し又は譲渡する住宅の建設、宅地の造成とあわせて整備されるべき道路、下水道等公共の用に供する施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうものとすること。

3 新住宅市街地開発法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に因する法律に基づくそれの事業の施行者としての規定を公團法に明瞭化するものとすること。

2 公庫の融資を受けて建設される集団住宅の居住者の利便を増進するため、賃貸住宅又は分譲住宅の事業主体に対し、住宅の建設にあわせて、幼稚園又は児童保育施設の建設に必要な資金を貸し付けることができるところとし、その貸付限度額は、住宅の場合は同様とし、利率は年六分五厘、償還期間は十年以内とする。

1 本案の施行に要する経費
昭和四十一年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画において、貸付契約予定額として産業労働者住宅資金貸付百六億一千百万円、その

3 宅地造成の事業主体が新住宅市街地開発他災害復興住宅等資金貸付二百六十三億二千八百円、宅地造成資金貸付二百三十六億円のうちにそれぞれ計上されている。

昭和四十一年三月二十三日 右報告する。

衆議院議長 山口喜久一郎殿 建設委員長 田村 元

一 議案の要旨及び目的

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における農業者等の資金の需要の動向に即応し、なお一そな農業者等の資本設備の高度化を図り農業經營の近代化を推進するため、農業近代化資金について、その貸付事業の範囲の拡大、償還期限及び据置期間の延長を行なうとともに、農林中央金庫の当該貸付資金に対し、政府が直接利子補給を行なうみちを開く等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

1 農業近代化資金の貸付対象者の範囲を拡大し、一定の要件を備えている法人格を有しない団体についても農業近代化資金を貸し付けることができるようすること。

2 農業近代化資金の貸付範囲を拡大し、果樹その他の永年性植物及び乳牛その他の家畜の育成に必要な資金を新たに設けようとすること。

3 農業近代化資金の貸付条件について、その償還期限は十五年以内を二十年以内に、据置期間は三年以内を七年以内に延長し、その緩和を図ろうとすること。

4 農林中央金庫の農業近代化資金の貸付けについて、政府が直接利子補給を行なうことができるようすること。

二 議案の可決理由
本案は、農業者等の資本設備の高度化を図り、農業經營の近代化をさらに推進するため、農業近代化資金の貸付条件の緩和を図る等の措置を講じようとするものであつて、その趣旨は適切妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算農林省所管本省経費として二億円、農業近代化資金融通制度の運営に必要な経費として二十七億六千八百七十一万七千円及び農業信用保険事業助成に必要な経費として四十四億円が計上されている。右報告する。

昭和四十一年三月二十四日

農林水産委員長 中川 俊思

〔別紙〕

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農業近代化資金の貸付条件について、左記各項の実現に努めるべきである。

記

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農業者等の資本設備の高度化を図り、農業經營の近代化をさらに推進するため、農業近代化資金の貸付条件の緩和を図る等の措置を講じようとするものであつて、その趣旨は適切妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

一 議案の要旨及び目的

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、農業近代化資金の融通の円滑化を図ることにより、農業者等の資本設備の高度化及び經營の近代化の推進に資するため、農業信用基金協会が行なう農業近代化資金に係る債務の保証について及び農林中央金庫が行なう農業近代化資金に係る債務の保証について及び農業信用保険法に改めること。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算農林省所管本省経費として二億円、農業近代化資金融通制度の運営に必要な経費として二十七億六千八百七十一万七千円及び農業信用保険事業助成に必要な経費として四十四億円が計上されている。右報告する。

昭和四十一年三月二十四日

農林水産委員長 中川 俊思

〔別紙〕

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農業近代化資金の貸付条件について、左記各項の実現に努めるべきである。

記

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農業者等の資本設備の高度化を図り、農業經營の近代化をさらに推進するため、農業近代化資金の貸付条件の緩和を図る等の措置を講じようとするものであつて、その趣旨は適切妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

一 議案の要旨及び目的

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本件は、農林中央金庫が貸付けたことを保証協会に通知することにより、その貸付けにつき、保証協会と農林中央金庫との間に保証関係が成立する旨の契約を締結することができる。

(二) 融資業務
保証協会は、基金協会の農業近代化資金に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行なうことができる。

本件は、農業者等の低い信用力を補完し、農業信用基金協会の行なう保証業務制度を拡充強化して、農業の促進及び農業經營の改善を図ろうとするものであつて、その趣旨は、適切妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

二 議案の可決理由

本件は、農業者等の低い信用力を補完し、農業信用基金協会の行なう保証業務制度を拡充強化して、農業の促進及び農業經營の改善を図ろうとするものであつて、その趣旨は、適切妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

一 議案の要旨及び目的

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

昭和四十一年三月二十四日

石炭対策特別委員長 山口喜久一郎殿

野田 武夫

[別紙]

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

炭鉱離職者臨時措置法は、合理化の進行状況を勘査し、昭和四十三年度以降においても存続するよう検討すること。

右決議する。

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の可決理由

現在、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、国家公務員等退職手当に基づき一般の公務員のそれと同率のもの

が支給されているが、同法は永年勤続に対する報償的性格を強く有しており、最高裁判所の裁判官の地位の重要性やその任用の特殊性等を考慮させるとき、右の支給方法は必ずしも適切なものとは考えられない。このことは、弁護士のように国家公務員として長期勤続者でない者から最高裁判所の裁判官になつた者については、特にその傾向が強く、臨時司法制度調査会の答申も、つとにこの点を指摘している。

本案は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当をその地位の重要性等にかかるが、これを大幅に増額するため、国家公務員等退職手当法の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附すことに決した。

(一) 税率の引下げ

大型スカラーラーに対する税率を10% (現行40%) に、ルームクーラー、大型電気・ガス冷蔵庫および大型テレビ受像機に対する税率を20% (現行30%) に、小型乗用自動車、カーケーラー、写真機・映写機類、写真用のフィルム、楽器、蓄音機およびステレオ装置、レコード、小型電気・ガス冷蔵庫、小型テレビ受像機および扇風機・冷風扇に対する税率を15% (現行20%) に、水上遊戯具に対する税率を10% (現行20%) に、し好飲料およびコーヒー・ココアに対する税率を5% (現行10%) に、それぞれ引き下げるることとしている。

(二) 茶道具、飾り物・がん貝類、囲碁将棋用具、双眼鏡、煙火類、ネオン管等の物品について課税を廃止することとしている。

(三) 課税の廢止

茶道具、飾り物・がん貝類、囲碁将棋用具、双眼鏡、煙火類、ネオン管等の物品について課税を廃止することとしている。

(四) 課税方法の変更、合理化等

天然色フィルム、小型レコード、カラーテレビ (以上いずれも13%)、パッケージ型ルームクーラー、カーケーラー、ステレオ装置 (以上いずれも10%)、トランジスタ式テレビ (非課税)

1 清涼飲料については、現行1キロリットル当たり5、000円の従量課税方式を5%

2 最高裁判所の裁判官としての在職期間が、退職金等について検討を行ない、改善すべきである。

二 貸付条件については一般金融情勢と農業經營の現状に即し、金利を年五分以内に引き下げる等の改善措置に努めること。

三 農業信用保険協会の資金に対する手当については時期的にも余裕をもつて政府からの交付金の交付等により遺憾のないよう措置すること。

四 農業信用保険協会の業務運営の実績等を勘案し、将来包括保険に一本化することを検討すること。

右決議する。

二 貸付条件については一般金融情勢と農業經營の現状に即し、金利を年五分以内に引き下げる等の改善措置に努めること。

三 農業信用保険協会の資金に対する手当については時期的にも余裕をもつて政府からの交付金の交付等により遺憾のないよう措置すること。

四 農業信用保険協会の業務運営の実績等を勘案し、将来包括保険に一本化することを検討すること。

二 議案の要旨及び目的

一 議案(内閣提出)に関する報告書

二 議案(内閣提出)に関する報告書

三 議案(内閣提出)に関する報告書

四 議案(内閣提出)に関する報告書

五 議案(内閣提出)に関する報告書

六 議案(内閣提出)に関する報告書

七 議案(内閣提出)に関する報告書

八 議案(内閣提出)に関する報告書

九 議案(内閣提出)に関する報告書

十 議案(内閣提出)に関する報告書

十一 議案(内閣提出)に関する報告書

十二 議案(内閣提出)に関する報告書

十三 議案(内閣提出)に関する報告書

十四 議案(内閣提出)に関する報告書

十五 議案(内閣提出)に関する報告書

十六 議案(内閣提出)に関する報告書

十七 議案(内閣提出)に関する報告書

十八 議案(内閣提出)に関する報告書

十九 議案(内閣提出)に関する報告書

二十 議案(内閣提出)に関する報告書

二十一 議案(内閣提出)に関する報告書

二十二 議案(内閣提出)に関する報告書

二十三 議案(内閣提出)に関する報告書

二十四 議案(内閣提出)に関する報告書

二十五 議案(内閣提出)に関する報告書

二十六 議案(内閣提出)に関する報告書

二十七 議案(内閣提出)に関する報告書

二十八 議案(内閣提出)に関する報告書

二十九 議案(内閣提出)に関する報告書

三十 議案(内閣提出)に関する報告書

三十一 議案(内閣提出)に関する報告書

三十二 議案(内閣提出)に関する報告書

三十三 議案(内閣提出)に関する報告書

三十四 議案(内閣提出)に関する報告書

三十五 議案(内閣提出)に関する報告書

三十六 議案(内閣提出)に関する報告書

三十七 議案(内閣提出)に関する報告書

三十八 議案(内閣提出)に関する報告書

三十九 議案(内閣提出)に関する報告書

四十 議案(内閣提出)に関する報告書

四十一 議案(内閣提出)に関する報告書

四十二 議案(内閣提出)に関する報告書

四十三 議案(内閣提出)に関する報告書

四十四 議案(内閣提出)に関する報告書

四十五 議案(内閣提出)に関する報告書

四十六 議案(内閣提出)に関する報告書

四十七 議案(内閣提出)に関する報告書

四十八 議案(内閣提出)に関する報告書

四十九 議案(内閣提出)に関する報告書

五十 議案(内閣提出)に関する報告書

五十一 議案(内閣提出)に関する報告書

五十二 議案(内閣提出)に関する報告書

五十三 議案(内閣提出)に関する報告書

五十四 議案(内閣提出)に関する報告書

五十五 議案(内閣提出)に関する報告書

五十六 議案(内閣提出)に関する報告書

五十七 議案(内閣提出)に関する報告書

五十八 議案(内閣提出)に関する報告書

五十九 議案(内閣提出)に関する報告書

六十 議案(内閣提出)に関する報告書

六十一 議案(内閣提出)に関する報告書

六十二 議案(内閣提出)に関する報告書

六十三 議案(内閣提出)に関する報告書

六十四 議案(内閣提出)に関する報告書

六十五 議案(内閣提出)に関する報告書

六十六 議案(内閣提出)に関する報告書

六十七 議案(内閣提出)に関する報告書

六十八 議案(内閣提出)に関する報告書

六十九 議案(内閣提出)に関する報告書

七十 議案(内閣提出)に関する報告書

七十一 議案(内閣提出)に関する報告書

七十二 議案(内閣提出)に関する報告書

七十三 議案(内閣提出)に関する報告書

七十四 議案(内閣提出)に関する報告書

七十五 議案(内閣提出)に関する報告書

七十六 議案(内閣提出)に関する報告書

七十七 議案(内閣提出)に関する報告書

七十八 議案(内閣提出)に関する報告書

七十九 議案(内閣提出)に関する報告書

八十 議案(内閣提出)に関する報告書

八十一 議案(内閣提出)に関する報告書

八十二 議案(内閣提出)に関する報告書

八十三 議案(内閣提出)に関する報告書

八十四 議案(内閣提出)に関する報告書

八十五 議案(内閣提出)に関する報告書

八十六 議案(内閣提出)に関する報告書

八十七 議案(内閣提出)に関する報告書

八十八 議案(内閣提出)に関する報告書

八十九 議案(内閣提出)に関する報告書

九十 議案(内閣提出)に関する報告書

九十一 議案(内閣提出)に関する報告書

九十二 議案(内閣提出)に関する報告書

九十三 議案(内閣提出)に関する報告書

九十四 議案(内閣提出)に関する報告書

九十五 議案(内閣提出)に関する報告書

九十六 議案(内閣提出)に関する報告書

九十七 議案(内閣提出)に関する報告書

九十八 議案(内閣提出)に関する報告書

九十九 議案(内閣提出)に関する報告書

一百 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零一 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零二 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零三 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零四 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零五 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零六 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零七 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零八 議案(内閣提出)に関する報告書

一百零九 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一〇 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一一 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一二 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一三 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一四 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一五 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一六 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一七 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一八 議案(内閣提出)に関する報告書

一百一九 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十一 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十二 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十三 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十四 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十五 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十六 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十七 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十八 議案(内閣提出)に関する報告書

一百二十九 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十一 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十二 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十三 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十四 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十五 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十六 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十七 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十八 議案(内閣提出)に関する報告書

一百三十九 議案(内閣提出)に関する報告書

一百四十 議案(内閣提出)に関する報告書

一百四十一 議案(内閣提出)に関する報告書

一百四十二 議案(内閣提出)に関する報告書

2 鋼および複合については、その部分品についても課税することとしている。

3 シヤンデリヤの掲名方法を改めることとしている。

4 温蔵庫および船内外機関について新たに課税することとしている。

(ただし、温蔵庫についてはその実施を二年間猶予することとしている。)

(五) 納税手続の簡素化

課税物品表の分類を同種の品目ごとの分類に改めて見やすくするとともに、税務署長の承認を受けないで未納税移出をすることができる範囲を拡大し、また、第二種および第三種物品についての納税申告書の提出期限を一か月延長して税金の納付期限(戻出し)をした月の翌々月末日)に同一にするなどする等所要の規定の整備を図ることとしている。

なお、以上の改正に伴う昭和四十一年度における減収見込額は二八七億円となつている。

二 議案の可決理由

本案は、最近における物品税の課税物品による生産、取引および消費の状況等にかえりみ、物品税負担の軽減合理化を図るとともに、納税手続の簡素化に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年三月二十四日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出) に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

- 企業の体質改善の促進
- 資本金一億円超の法人が、本年四月一日から二年以内に開始する事業年度において

自己資本比率(自己資本と他人資本との合計額のうちに占める自己資本の割合)を向上した場合には、その向上的度合いに応じて法人税額の二%ないし一〇%に相当する税額控除を行なうこととしている。

2 一定の産業に属する企業が本年四月一日から二年以内に主務大臣の承認した計画に基づいて指定機械設備のスクラップ化を行なつた場合には、そのスクラップ化を行なった機械設備の取得価額の一〇%に相当する所得税又は法人税の税額控除(最高、税額の一〇%)を行なうこととしている。

3 法人が本年四月一日から二年以内に合併した場合には、その後三年間、各事業年度の法人税額に、その合併によつて増加した資本の割合(最高五〇%)を乗じて計算した金額の二〇%に相当する税額控除を行なうこととしている。

なお、合併による引継資本登記の際の登録税の軽減(千分の一・五を千分の一)することとしている。

(六) 中小企業の体質の強化

- 資本金一億円以下の法人については、本年四月一日から二年以内に開始する事業年度における貸倒引当金の総入限度額を二〇%引き上げることとしている。
- 個人または資本金一億円以下の法人たる商社については、海外市場開拓準備金の総入率を一%現行〇・五%に引き上げるとともに、別途、本度制と並んで中小企業者のために設けられている中小企業海外市場開拓準備金制度が十分に利用されていない実情にかえりみ、両制度を通ずる総入率の改善を図ることとしている。
- 技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に、第一次産品の輸出収入及び外貨による旅行あつせん手数料を加え、控除限度を収入金額の三%又はその収入による所得金額の八〇%のいずれか少ない金額とすることとしている。
- 農業の構造改善等のための措置

支出する賦課金を所得計算上必要経費又は損金に算入するとともに、その組合が取得した一定の共同利用施設について特別償却(初年度三分の一、ただし建物については十 分の一の割増償却)をすることができるとしている。

4 中小企業近代化促進法による指定業種の割増償却制度(三分の一の割増償却)について、その指定期間を二年間(四十三年三月末まで)延長するとともに、対象となる建物の範囲を拡大することとしている。また、特定の小売商連鎖事業(ボランタリーチェーン)用倉庫について、一定期間(事業開始後五年間)割増償却(三分の一の割増償却)をすることができるとしている。

5 個人が本年一月一日から二年以内に協業のため現物出資をした場合の譲渡所得税について、その納期限を延長し、その税額の三分の一ずつを三年間で納付することができるとしている。

(七) 輸出の振興のための措置

- 海外取引等がある場合の輸出割増償却の償却範囲額を、普通償却範囲額に輸出割合を乗じた金額(現行その八〇%)に引き上げることとしている。
- 海外投資損失準備金制度の適用対象に、海外投資法人が受けた出資以外の資金で新開発地域法人に対して行なう出資を加えることとしている。
- 技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に、第一次産品の輸出収入及び外貨による旅行あつせん手数料を加え、控除限度を収入金額の三%又はその収入による所得金額の八〇%のいずれか少ない金額とすることとしている。
- 外航船等の船内販売用品(指定物品に限る)について、現行の指定飲料(ジュース、サイダー等)に準じ物品税を免除することとしている。

所得税については、現行の控除額(三〇万円ないし一五万円)のほかに、五〇万円の特別控除を行なうこととしている。

なお、同事業団が譲渡又はあつせんした農地等の取得登記の登録税を軽減(千分の五〇)を千分の六)することとしている。

2 農地等の生前贈与について贈与税の納期の延長を受けている場合において、受贈者が贈与者よりも先に死亡したときは、その贈与税を免除することとしている(現行の相続人が納付する)。

なお、本年四月一日から四十三年末までの間に農地等を生前贈与した場合における贈与登記の登録税を軽減(千分の一五を千分の六)にすることとしている。

3 農業生産法人が現物出資により取得した農地等の取得登記の登録税の軽減措置(千分の五〇)を千分の六)について、その適用期限を二年間(四十三年三月末まで)延長することとしている。

4 従業員(役員等を除く)が本年四月一日から四十五年末までの間に勤務先から有利な条件で住宅等の分譲又は住宅賃金の貸付けを受けた場合の経済的益については、所得税を課さないこととしている。

2 地震保険については、異常危険準備金を、商品取引については、商品取引責任準備金をそれぞれ設定することができるとしている。

3 株式の売買による損失に備えるため、一定期間(本年四月一日以後五年間)証券会社について売買損失準備金を設定することができるとしている。

4 農業の構造改善等のための措置

1 個人が農地管轄事務に對し又はそのあつせんにより農地等を譲渡した場合の譲渡

金額」に、「八万円」を「十万円」に、「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「必要な経費」を「必要経費」に、「給与所得の」を「給与所得に係る」に改め、同条第四項中「第十二条の二第一項」を「第五十六条」に、「その者と生計を一にする親族(年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者)を」「その納税義務者と生計を一にする配偶者又は扶養親族とされる者」に改め、「その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り」を削り、「不動産所得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「控除する」を「必要経費とみなす」に、「五万円」を「六万円」に改める。

第三十二条中第七項を削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「よる控除額」を「より必要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係る」と改め、同項の次に次の二項を加える。

6 第四項の規定は、第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。第八項において同じ。)に同項第二号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。

ただし、同項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、

卷二

第三十二条第九項を削り、同条第八項中「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額（同項の規定により前年において控除されたものを除く。）」に、「当該年を「当該各年」に、「変動所得の計算上の」を「変動所得の金額の計算上生じた」に、「で前年の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」を「に係るもので政令で定めるもの」に、「で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額」を「いい、本項又は同条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。」に、「同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ」を「同条第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」に改め、「連續してこれらの申告書」の下に「（その提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送得の金額又は山林所得の金額）を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の二項を加える。

該納稅義務者の前年前三年間ににおける総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第二条第一項第二十五号の純損失の金額（本項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該純損失の金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき同条第一項第三十九号に規定する青色申告書（以下本項において「青色申告書」といいう。）を提出することについて國の税務官署の承認を受けている場合において、当該純損失を得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に提出し、かつ、その後において第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書を連続して提出している限り、当該納稅義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

第三十二条第十項中「前八項」を「第二項から前項まで」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

令で定める災害をいり、以下本款において同一じ。)による損失の金額(その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。)で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三十三条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族(当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族)のうちに合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得割の額は、主たる所得者が自己の所得のはかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるもののほか、所得税法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するものとする。この場合は、同法第九十六条、第九十七条第二項及び第三項、第九十九条並びに第百一条の規定を準用する。

一 夫と妻

二 父又は母とその子(子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の関係がない者を含む。)

三 祖父又は祖母とその孫(孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。)

第三十三条第二項中「第十一条の三第三項及び第四項を第九十八条第五項」と改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「第三十六条及び第三十七条の二」を「並びに第三十七条の

二」に改める。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得の金額又は山林所得金額」に改め、同項第一号中「震災、風水害、火災その他政令で定める」を削り、「により資産」を「により自己」又は「自己」と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産に、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして政令で定める」を第三十二条第十項に規定するに、「当該損失額」を「当該損失の金額」に、「損害賠償金等によりうめられた金額」を「損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額」に、「当該損失の金額」に、「損害賠償金等によりうめられた金額」を「損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部の金額」に、「が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一に相当する金額」に改め、同項第二号中「その扶養親族に係る政令で定める」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る」に、「又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）を支出し、その支出した金額」を「（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供で政令で定めるものの対価をいふ。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）の合計額」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五」を「退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金

額」に改め、同項第三号中「その扶養親族」を「自己と生計を一にする配偶者その他の親族」に、「第八条第八項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第四号中「生命保険料の金額」の下に「の合計額」を加え、「その年」を「同年」に改め、「生命共済に係る契約」の下に「（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 撤除対象配偶者を有する所得割の納稅義務者 六 扶養親族を有する所得割の納稅義務者 各扶養親族につき四万円

第三十四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 道府県は、所得割の納稅義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十万円を控除するものとする。

3 第一項第六号の金額は、扶養親族を有する所得割の納稅義務者に係る扶養親族配偶者がない場合は、その扶養親族のうち一人について同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 前年の中途において所得割の納稅義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納稅義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

第三十四条第四項中「生命保険料控除額」との下に、「同項第五号及び前項の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額と」を加え、「同項第五号及び前項」を「第一項第六号、第三項及び前項」に、「第一項第六号の規定」を「第二項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 二以上の所得割の納稅義務者が生計を一している場合において、次の各号に掲げる事項に関する事項」と総称する。」を「又は第三項の規

定期による道府県民税に關する申告書（その提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）にこれらの控除に關する事項に改め、「又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合」を削り、「ただし、第四十五条の二」を「ただし、同条に、「申告書に控除」を「申告書にこれらの控除」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたこと」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、「山林所得の金額又は退職所得の金額」を「山林所得金額又は退職所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第五号」の下に「の控除対象配偶者」を「配偶者控除額」を加え、「山林所得の金額」に改め、同項を同条第七項とし、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 道府県は、所得割の納稅義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十万円を控除するものとする。

3 第一項第六号の金額は、扶養親族を有する所得割の納稅義務者に係る扶養親族配偶者がない場合は、その扶養親族のうち一人について同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 前年の中途において所得割の納稅義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納稅義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

第三十四条第四項中「生命保険料控除額」との下に、「同項第五号及び前項の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額と」を加え、「同項第五号及び前項」を「第一項第六号、第三項及び前項」に、「第一項第六号の規定」を「第二項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 二以上の所得割の納稅義務者が生計を一している場合において、次の各号に掲げる事項に関する事項」と総称する。」を「又は第三項の規

合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養親族については、前項の規定は、適用しない。

一 これらの納稅義務者のうち控除対象配偶者を有する者がある場合 当該納稅義務者のうち控除対象配偶者を有しない納稅義務者の扶養親族

二 これらの納稅義務者のすべてが控除対象配偶者を有せず、かつ、これらの納稅義務者のうち二以上のものが扶養親族を有する場合 政令で定めるところにより、当該二つの納稅義務者のうちの一人を除く他の扶養親族が前年に支給を受けた給与で第三十二条第三項の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その控除対象配偶者は扶養親族に係る第一項第五号又は第六号の金額は、これらの規定にかかわらず、八万円又は四万円（第三項の規定の適用がある場合には、七万円又は六万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額とする。

5 所得割の納稅義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が前年に支給を受けた給与で第三十二条第三項の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その控除対象配偶者は扶養親族に係る第一項第五号又は第六号の金額は、これらの規定にかかわらず、八万円又は四万円（第三項の規定の適用がある場合には、七万円又は六万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額とする。

6 第三十四条に次の二項を加える。

11 前各項に定めるもののはか、第一項各号に掲げる金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

第三十五条第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三十六条第一項中「第十四条」を「第八十四

第三十七条第一項中「課税総所得金額(前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においては、同項の規定により所得税法第十四条を「課税総所得金額(前条第一項の規定による道府県民税に関する申告書の提出があつた場合には、同項の規定により所得税法第八十四条に、「所得税法別表第一」を「同法別表第二」に、「総所得金額(前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においては、同項の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額)、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する」を「課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に係る」に、「よつて計算した金額によらず、その者の」を「かかわらず、当該」に、「によるものとする」を「とする」に改める。

第三十七条の二第一項中「障害者である」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、同条第三項中「納税義務者の」の下に「控除対象配偶者若しくは」を加え、同条第四項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第八条第七項の」を第二条第一項第三十三号のに、「所得税法第八条第七項第二号」を「同条第一項第三十三号ロ」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六項中「第十五年の九第一項の外国税控除限度額」を「第九十五条第一項の控除限度額」に改める。

第三十七条の三第三項中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削り、「徴収される所得税額」の下に「及び同法第八条の四第一項に規定する配当所得に係る所得税額」を加える。

第四十五条の二第一項第一号中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は

山林所得金額」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び」を「並びに」に改め、「を含む。」の下に「及び第三百二十一条の六第一項」を加える。

第五十一条第一項中「百分の五・五」を「百分の五・八」に、「百分の六・六」を「百分の七」に改める。

第五十三条第一項中「以下本節において同じく、第八十八条を「以下第十項を除き、本節において同じく、第八十八条」に改め、同条第四項中「總損益金」を「損金の額が益金の額」に改め、「第八十一条の下に「(同法第一百四十五条において準用する場合を含む。次項において同じく)、第八十八条」に改め、同条第四項中「總損益金」を「損金の額が益金の額」に改め、「第八十二条の下に「(同法第一百四十五条において準用する場合を含む。次項において同じく)」を加え、「損金に」を「損金の額に」改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第八項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

10 法人税法第七十条の二に規定する更正が行なわれた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をしたときは、当該更正に係る事業年度の法人税額として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十

七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第五十五条第五項の規定にかかわらず、当該

更正の日の属する事業年度開始の日から五年

山林所得金額」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

第十四条第一項第一号中「本項及び第二項」を「第三項まで」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は前項」を「第二項」に、「これが」を「修正し若しくは決定した三項まで」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五十三条」の下に「第一項、第二項又は第三項」を「第一項、第二項若しくは第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前二項」の下に「又は前三項」とができる「ものとする」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 道府県知事は、第一項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によって、確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

第五十六条第一項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第一項の規定による決定」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二

項中「前条第一項の規定による更正」の下に「(当該更正に係る同条第三項の規定による更正を含む)」を加え、同条第三項中「又は第二項の規定による更正又は決定」を「若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定」に改める。

第五十八条の見出し中「修正」を「基準となる従業者数の修正又は決定」に改め、同条第四項中「又は前項」を「第二項、第三項若しくは前項」に、「修正」、「これを」を「修正し若しくは決定した場合」に、「これが」を「前項の規定によつて当該従業者数を」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」の下に「又は第一項、第二項若しくは第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前二項」の下に「又は前三項」とができる「ものとする」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の道府県知事は、同項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定による申告書を提出した場合を除く。)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異

なることを発見したときは、これを修正するものとする。

第五十九条第一項中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第六十四条第一項中「又は第五十三条第三項の規定による申告」の下に「同条第八項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。」

を加え、「第五十三条」を「同条」に、「更正又は決定」を「更正若しくは決定」に、「因り第五十三条」を「より同条」に、「当該期間の末日の翌日から第五十三条第三項の規定による申告」を「同項の規定による申告が同項の納期限内にされて

いるときは当該控除された期間の末日の翌日から当該申告」に改め、「当該税額のうち第十五条の規定によって徴収猶予を受けた税額がある場合には、当該徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)」を削る。

第七十二条の四に次の二項を加える。

3 道府県は、農事組合法人で農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たしているものが行なう農業に対する、事業税を課することができる。

第七十二条の五第一項第四号中「設備処理組合及び設備処理組合連合会」を削り、同項第五号中「海外移住組合及び海外移住組合連合会並びに」を「及び」に改める。

第七十二条の十三第七項中「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等又

は外国法人で清算中のものを」を「清算中の法人」に改め、同条第八項中「清算中の法人」の下に「(第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。次条第三項、第七十二条の二十三の二及び第七十二条の二十九から第七十二条の三十一までにおいて同じ。)」を加える。

第七十二条の十四第一項中「総益金」を「益金の額」に、「総損金」を「損金の額」に改め、同条第三項中「法人が解散した場合において」を「清算中の法人が」に、「当該解散」を「解散」に改め

第七十二条の十七第一項中「第九条第一項第三号及び第四号」を「第二十六条及び第二十七条(同法第六十五条の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。)」に改め、同条第三項中「金額は」を「金額については」に、「年に」を「年分につき」に改め、「第六項」の下に「第七項」を加え、「をし、かつ」を「をして」いる場合(道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納稅通知書が送達される時までに申告をしたるもの)を含む。」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産(事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く。)でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。)所得税法第二十六条に規定する不動産所得若しくは同法第二十七条に規定する事業所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。)所得税法第二十六条に規定する不動産の金額(その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうちられた部分の金額を除く。)をいう。

第七十二条の十八第一項中「二十四万円」を

「十五万円」に改め、同条第二項中「年の中途第四項において準用する場合を含む。以下次項及び次条第二項において同じ。」の規定による青色申告書を提出している」を「当該個人が、所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書(以下本節において「個人の青色申告書」と

いう。)を提出することについて国の税務官署の承認を受けている者である」に改め、同条第四項中「金額は、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書の提出がない」を「金額についてによる青色申告書の提出がない」に、「年に」を「年分につき」に、「による申告をし」を「による申告をして」いる場合(道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納稅通知書が送達される時までに申告をした場合を含む。)を改め、「中の申告」を「年に」の下に「第六項の控除、」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の二十九から第七十二条の三十一までにおいて同じ。」を加える。

7 第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人の前年前三年間における所得の計算上生じた前項の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額については、当該損失の生じた年分につき第七十二条の五十五の規定による申告をしている場合(道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納稅通知書が送達される時までに申告をした場合を含む。)を加え、同条第五項を次のように改める。

5 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産(事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く。)でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。)所得税法第二十六条に規定する不動産所得若しくは同法第二十七条に規定する事業所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。)所得税法第二十六条に規定する不動産の金額(その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうちられた部分の金額を除く。)をいう。

第七十二条の十七第六項中「申告をした場合

を「申告している場合(道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納稅通知書が送達される時までに申告をした場合を含む。)に改め、「中の申告」を「年に」に、「第七十二条の五十五の規定による申告をした場合に限り、政令の定

めることによつて、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人については八万円を「個人の青色申告書を提出することについて國の稅務官署の承認を受けている個人にあつては十万円」に、「その他の個人については五万円」を「その他の個人にあつては第七十二条の五十五の規定による申告(当該申告に係る期限後において事業税の納稅通知書が送達される時までにされたものを含む。)をしている場合(同条の規定により申告すべき事項のうち事業専従者控除に関する事項の申告がないことについてやむを得ない事情があると道府県知事が認める場合を含む。)には六万円」に改め、後段を削り、同条第三項中「二十四万円、八万円又は五万円」を「二十五万円、十万円又は六万円」に改める。

第七十二条の二十二第四項第八号中「漁業会」を削る。

第七十二条の二十三の二の次に次の一条を加える。

(仮装經理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除)

第七十二条の二十三の三 事業を行なう法人が第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した申告書に記載された

各事業年度の所得又は収入金額が当該事業年度の課税標準とされるべき

度の課税標準とされるべき所得又は収入金額をとえ、かつ、そのこえる金額のうちに事實

を仮装して経理したところに基づくものがあ

る場合において、道府県知事が当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得又は收

入金額に対する事業税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第七十二条の三十九第四項及び第七十二条の四十一第五項の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税額(第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額に限る。)から須次控除するものとする。

2 前項に規定する更正をしたこととに伴い当該

更正に係る事業年度後の各事業年度の所得又は収入金額を減少させる更正があつた場合に

おいて、その更正により減少する所得又は収入金額のうちに同項に規定する更正に係る事

業年度において仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年

度において同項に規定する法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、同項の規定を適用する。

第七十二条の二十六第五項中「第七項」の下に「本文」を加え、同条第六項中「一月に満たないときは、一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる」を「一月に満たない端数を生じたときは、一月とする」に改める。

第五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除くものとし、これらの法人以外の清算中の法人の合併法人を含む。以下本条

において同じ。」を削り、「又は第七十二条の二十一を「第七十二条の二十又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項(清算所得に係る部分を除く。)」に改める。

第七十二条の三十三の二第一項から第三項までの規定中「一月」を「二月」に改め、同条第四項中「所得若しくは収入金額」を「課税標準額」に改める。

第七十二条の三十五第一項後段及び第三項後段を削る。

第七十二条の四十一第一項から第三項までの規定中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第一項の法人が第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した申告書に記載された各事業年度の所得又は収入金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得又は収入金額をこえている場合において、そのこえる金額のうちに事業を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、道府県知事は、当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税につき、その法人が当該事業年度後の各事業年度の確定した決算において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づく申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

第七十二条の四十三第一項中「収入金額若しくは所得」を「課税標準額」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「(当該税額のうち第十五条の三第一項の規定によつて微取扱子

を受けた税額がある場合においては、当該微取扱子を受けた税額については、その徵收猶予を受けた期間に応じ、当該徵收猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額」を削る。

第七十二条の五十第一項中「第九条第一項第三号及び第四号」を「第二十六条及び第二十七条」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第二百四号」を「同法第二十六条若しくは第二十七号」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第二十条(同法第二百六十六条规定に準用する場合を含む。)」に、「不動産所得及び事業所得から」を「当該申告した所得から」に、「第十一條の四から第十二條まで」を「第七十二条から第七十八条まで及び第八十条(同法第二百六十五条の四から第十二條まで)」に改める。

第七十二条の五十五第一項中「及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第七十三条の二第二項中「最初に使用又は譲渡が行われた日」を「最初の使用又は譲渡」に、「譲渡の日」をもつて「を譲渡。以下本項において同じ。」が行なわれた日において「に、ついて同一の」が行なわれた日において「に、ついて最初の使用又は譲渡」を「ついて最初の使用又は譲渡」に、「日をもつて」を「日において」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「及び民法第三十四条の法人」を「民法第三十四条の法人又は政令で定める医療法人」に改め、「直接教育の用に供する不動産」の下に「民法第三十四条の法人で職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十号)第二条第二項に規定する職業訓練を行なうことを目的するものがその職業訓練施設にお

いて直接職業訓練の用に供する不動産」を加える。

第七十三条の五第一項中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

第七十三条の六第三項中「第六項」の下に「(日本住宅公團法第四十二条において適用する場合を含む。)」を、「第九項」の下に「(日本住宅公團法第四十二条において適用する場合を含む。)」を加える。

第七十三条の十四に次の二項を加える。

10 病院若しくは診療所又は助産所の用に供する家屋を建築した場合において、当該家屋のうち患者等を収容する政令で定める施設(以下「病とう」という。)が耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第一条第九号の一に規定する耐火建築物をいう。以下本項において同じ。)であるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)第二十条に規定する業務方法書において定められるところによつて算出した耐火建築物と木造の建築物との單位面積当たりの標準建設費の差額に政令で定める率を乗じて得た額に当該病とうの床面積の合計を乗じた額を価格から控除するものとする。

11 防災建築街区造成組合(以下本項において「組合」という。)の組合員が組合から防災建築物又はその敷地を取得した場合において、当該組合員が当該組合に対し土地を出資していたときは、当該組合員の当該防災建築物又はその敷地の取得に対する不動産取得

税の課税標準の算定については、当該組合員が出資した土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十四第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「一年以内」を「二年以内」に、「新築し、又は当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上に住宅を新築していた」を「新築した」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上に住宅を新築していた場合

第七十三条の二十五第一項中「前条」の下に「第一項第一号」を加え、「一年」を「二年」に、「同条第一項」を「同号」に改める。

第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項」の下に「第一号」を加える。

第七十三条の二十七第一項中「第七十三条の二十四」の下に「第一項第一号」を加え、「同条第一項」を「同号」に改める。

第七十八条の二第二項中「四百円」を「六百円」に改める。

第二章第五節に次の二款を加える。

第六款 交付

(建築施設利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付)

第一百十二条の一 道府県は、当該道府県内のゴ

ルフ場所在の市町村に対し、自治省令で定めるとところにより、当該道府県に納入され、又は納付された当該市町村に所在するゴルフ場に係る娯楽施設利用税の額の六分の一に相当する額を交付するものとする。

第一百十四条の三の見出し中「旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る」を「旅館及び飲食店等における」に改め、同条中「旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条に規定するホテル及び旅館その他政令で定める場所に限る。以下第百十四条の五及び第百二十九条第三項において同じ。」を削り、同条に次の二号を加える。

二 道府県は、旅館及び飲食店その他これに類する場所で政令で定める要件を備えるものと

して道府県知事が指定するものにおける宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為(政令で定める旅館における飲食及びその他の利用行為並びに遊興に伴う飲食及びその他の利用行為を除く。以下本項において同じ。)に対して課する料理飲食等消費税の課税標準の算定については、当該宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金に含まれる奉仕料の額が、それぞれ、当該料金から当該奉仕料の額を控除した額の百分の十以下であるときは、当該奉仕料(第百二十九条第一項又は第二項の規定によつて領収証を交付すべき場合における奉仕料にあつては、当該領収証に記載されているものに限る。)の額を、それぞれ、宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金から控除する。

第一百十四条の四第一項中「五百円」を「六百円」に改め、「利用行為」の下に「(遊興に伴う飲食及びその他の利用行為を除く。)」を加え、同条第二項中「二百五十円」を「三百円」に改める。

第一百十四条の五第一項中「千円」を「千二百円」に改める。

第一百二十九条第三項中「千円」を「千二百円」に、「利用行為で」を「利用行為(遊興に伴う飲食及びその他の利用行為を除く。)」に、「五百円」を「六百円」に改める。

第一百八十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業

権の鉱区についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する税率の三分の二とする。

第二百九十二条第一項第四号中「及び第百条」を、「第七十条の二及び第百条並びに租税特別措置法第四十二条の三から第四十二条の五まで」に改め、同項第五号中「第九条第一項第五号」を「第二十八条第一項」に、「同条第二項において給与所得とみなされるものを同法第二十九条において給与所得とみなされるもの」を「同法第二十九条において給与所得とみなされる年金に係る所得」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「所得税法第八条第五項に規定する老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び失明者その他の身体障害者」を「失明者その他の精神又は身体に障害がある者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「と生計を一にする配偶者そ

の他の親族で、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）を「の親族（その納稅義務者の配偶者を除く。）でその納稅義務者と生計を一にするもののうち、前年」に改め、同号後段を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 指除対象配偶者 市町村民税の納稅義務者

者の配偶者でその納稅義務者と生計を一にするもののうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

第二百九十二条第一項第十号中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 寡婦 次に掲げる者で、扶養親族その他

その者の生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、老年者に該当しないものをいう。

イ 夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻

をしていない者

ロ 夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

第二百九十二条第二項中「引用する場合」の下に「（第三百七条の六及び第三百二十二条の四において引用する場合を除く。）」を加え、同項

を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 市町村民税の納稅義務者の配偶者がその納稅義務者の指除対象配偶者に該当し、かつ、

他の市町村民税の納稅義務者の扶養親族にも

該当する場合には、その配偶者は、政令で定めることにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

3 二以上の市町村民税の納稅義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納稅義務者のうちいずれか一の納稅義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

第二百九十四条の三第二項を次のように改め。

2 前項の規定の適用については、受益者が特

定していない場合又は存在していない場合に

は、委託者を受益者とみなす。この場合において、受益者が特定しているかどうか又は存

在しているかどうかの判定に関し必要な事項

は、政令で定める。

第二百九十四条の四の見出し中「公社債」を

「無記名公社債」に改め、同条本文中「公債、社

債」を「無記名の公債、無記名の社債」に、「そ

の所有者」を「その元本の所有者」に改め、「収益」

の下に「（以下本条において「利子等」という。）」

を加え、同条ただし書を削り、同条に後段とし

て次のように加える。

この場合において、利子等の生ずる期間

中にその元本の所有者に異動があつたとき

は、最後の所有者をその利子等の支払を受け

る者とみなす。

第二百九十五条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、この法律の施行地に住所を有しな

い者については、この限りでない。

第二百九十五条第一項中「前項第三号の者が」

の下に「所得稅法第五十六条に規定する事業を

経営している場合において、」を加え、「所得稅法第十二条の二の規定の適用を受ける者」を「当該

事業から対価の支払を受けるもの」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「普通水利組合及び普通水利組合連合」及び「北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会」を削る。

第二百九十七条第一号中「義務がある」の下に「指除対象配偶者又は」を加える。

第二百九十三条第一項中「退職所得の金額又は山林所得の金額による」を「退職所得金額及び山林所得金額とする」に改め、同条第二項中「退職所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得の金額」に、「（以下本条において「利子等」という。）」

を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、利子等の生ずる期間

中にその元本の所有者に異動があつたとき

は、最後の所有者をその利子等の支払を受け

る者とみなす。

第二百九十五条第一項に次のただし書を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

第二百九十三条中第七項を削り、第六項を第七

項とし、同条第五項中「よる指除額」を「より必

要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する

金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係

る」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第二百九十三条中第七項を削り、第六項を第七

項とし、同条第五項中「よる指除額」を「より必

要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する

金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係

る」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第二百九十五条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

る金額」に、「八万円」を「十万円」に、「不動産所

得、事業所得」を「不動産所得の金額、事業所得の金額」に、「必要な経費」を「必要経費」に、

「給与所得の」を「給与所得に係る」に改め、同条第四項中「第十二条の二第一項」を「第五十六条」

に、「その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及び扶養親族の指除額の対象とさ

れた者」を「その納稅義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいすれかの所得割の納稅義務者の指除対象配偶者又は扶養親族とされる者」に改め、「その

者が第三百七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り」を削り、「不動産所得、事業所得」を「不動産

所得の金額、事業所得の金額」に、「指除する」を「必要経費とみなす」に、「五万円」を「六万円」に改める。

第二百九十三条中第七項を削り、第六項を第七

項とし、同条第五項中「よる指除額」を「より必

要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する

金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係

る」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第二百九十五条第一項に次のただし書を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

第二百九十三条中第七項を削り、第六項を第七

項とし、同条第五項中「よる指除額」を「より必

要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する

金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係

る」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第二百九十五条第一項に次のただし書を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

第二百九十三条中第七項を削り、第六項を第七

項とし、同条第五項中「よる指除額」を「より必

要経費とみなされた金額」に改め、「に相当する

金額」を削り、「給与所得の」を「給与所得に係

る」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第二百九十五条第一項に次のただし書を加え、同条第三号中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

第三百三十三条第九項を削り、同条第八項中「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額」を「退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年における純損失の金額」に、「前年において控除されたものを除く。」に、「当該年」を「当該各年」に、「変動所得の計算上生じた」に、「で前年以前の総所得金額」を「退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」に係るもので政令で定めるもの」に、「をいう。」で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額」をいい、本項又は同条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。」に、「同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ」を「同条第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において」に改め、「連續してこれららの申告書」の下に「(その提出期限において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)」を加え、「場合に限り」を「ときに限り」に、「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の二項を加える。

金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第二条第一項第二十五号の純損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該純損失の金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき同条第一項第三十九号に規定する青色申告書（以下本項において「青色申告書」という。）を提出することについて国の税務官署の承認を受けている場合において、当該純損失が生じた年分の所得税につき青色申告書をその提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に提出し、かつ、その後において第三百七十七条の二第一項の規定による申告書を連続して提出しているときに限り、当該納稅義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

10 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産政令で定める災害をいう。以下同じ。）による

損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

第三百十四条第一項を次のように改める。

生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族）のうちに合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対しても課する所得割の額は、主たる所得者が自らの所得のはかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして、政令で定めるものとのほか、所得稅法第九十八条第一項から第四項までの規定の例によつて算定するものとすらる。この場合においては、同法第九十六条、第九十七条第二項及び第三項、第九十九条並びに第一百一条の規定を準用する。

一 夫と妻

二 父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の関係がない者を含む。）

三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にする者を除く。）

第三百十四条第二項中「第十一條の三第三項及び第四項」を「第九十八條第五項」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「第三百十四条の四及び第三百十四条の七」を「並びに第三百十四条の七」に改める。

中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第三号中「その扶養親族」を「一号中「震災、風水害、火災その他政令で定める」を削り、「により資産」を「により自己」又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産」に、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準するものとして政令で定める」を「第三百十三条第十項に規定する」に、「当該損失額」を「当該損失の金額」に、「損害賠償金等に限りうめられた金額」を「損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額」に、「が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額」に改め、同項第二号中「その扶養親族に係る政令で定める」を「自己」と生計を一にする配偶者その他の親族に係る」に、「又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額）を除く）を支出し、その支出した金額」を「（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人件役務の提供で政令で定めるものによりうめられた部分の金額を除く。）の合計額に、「退職所得の金額及び山林所得金額の合計額の百分の五」を「退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額」に改め、同項第三号中「その扶養親族」を「己」と生計を一にする配偶者その他の親族」に、

「第八条第八項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第四号中「生命保険料の金額」の下に「の合計額」を加え、「その年」を「同年」に改め、「生命共済に係る契約で政令で定めるものと除く。」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 指除対象配偶者を有する所得割の納稅義務者 八万円

六 扶養親族を有する所得割の納稅義務者 各扶養親族につき四万円

第三百十四条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 市町村は、所得割の納稅義務者について所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十万円を控除するものとする。

3 第一項第六号の金額は、扶養親族を有する所得割の納稅義務者に指除対象配偶者がない場合には、その扶養親族のうち一人については、七万円（当該納稅義務者に前年の合計所得金額が五万円を超える配偶者があるときは、六万円）とする。

第三百十四条の二第七項中「生命保険料控除額又は扶養控除額」を「又は生命保険料控除額に、若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき難損控除額若しくは医療費控除額による申告書（その提出期限後において市町村民税の納稅通知書が送達される時まで

に提出されたものを含む。）にこれらの控除に関する事項に改め、「又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合」を削り、「ただし、第三百十七条の二を「ただし、同条」に、「申告書に指除」を「申告書にこれら指除」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたこと」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、「山林所得の金額又は退職所得の金額」を「山林所得金額又は退職所得金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第五号」の下に「の指除対象配偶者であるかどうか又は同項第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 前年の中途において所得割の納稅義務者の配偶者が死亡し、同年中にその納稅義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る指除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

第三百十四条の二第四項中「生命保険料控除額」との下に「同項第五号及び前項の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額」とを加え、「同項第五号及び前項」を「第一項第六号、第三項及び前項」に、「第一項第六号の規定」を「第二項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

11 前各項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

第三百十四条の三第二項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

4 二以上の所得割の納稅義務者が生計を一に合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養親族については、前項の規定は、適用しない。

「に提出されたものを含む。）にこれらの控除に関する事項に改め、「又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合」を削り、「ただし、第三百十七条の二を「ただし、同条」に、「申告書に指除」を「申告書にこれら指除」に改め、「若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたこと」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、「山林所得の金額又は退職所得の金額」を「山林所得金額又は退職所得金額」に改め、「課税総所得金額、課税退職所得金額に対する」を「課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に係る」に、「よつて計算した金額によらず、その者の」を「かかわらず、当該」に、「によるものとする」を「とする」に改める。

第三百十四条の六第一項中「百分の八・四」を「百分の八・九」に、「百分の十・一」を「百分の十・七」に改める。

第三百十四条の七第一項中「障害者である」の下に「指除対象配偶者又は」を加え、同条第三項中「納稅義務者の」の下に「指除対象配偶者若しくは」を加え、同条第四項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第八条第七項の」を「第二条第一項第三十三号の」に、「所得税法第八条第七項第二号」を「同条第一項第三十三号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六項中「第十五号の」に、「所得税法第八条第七項第二号」を「第九十五条第一項の控除限度額」に改める。

第三百十四条の八第三項中「徴収される所得税額」の下に「及び同法第八条の四第一項に規定する配当所得に係る所得税額」を加える。

第三百十五条中「退職所得の金額」を「退職所

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(二) 議案に關する報告書

新編

第三百一十七条中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百一十七条の二第一項第一号中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改め、同項第三号中「第七

第三項中「第六号」を「第九号」に改め、同条第五項中「前年中において給与所得又は退職所得」の所 得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得 (同条第二項において民謡所得となきられるも

得税法第六十二条第一項の規定によつて交付さ
れを含む。)をいう。)の支払を受けたものに、所

取票を交付されるものに、当該」に改める。

第三百七十三条の三中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に改める。

第三百十七条の六第一項中「第三十八条第一

項」を「第一百八十三条」に改める。
第三百二十二条の二第一項中「及び第三百二
十八条第一項」を削る。

第三百二十二条の四第一項及び第六項中「第三百二十二条第一項」を「第一百八十三条」に改める。

第三百二十二条の八第一項中「以下本節において同じ。」、第八十八条」を「以下第十項を除き、本節において同じ。」、第八十八条」に改

め、同条第四項中「総損金が総益金」を「損金の額が益金の額」に改め、「第八十一条」の下に「(同法第百四十五条)において準用する場合を含む。次項において同じ。」を加え、「損金に」を「損金の額に」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第八項中「第三百二十二条の十一第三項」を「第三百二十二条の十一第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

10 法人税法第七十条の二に規定する更正が行なわれた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をしたときは、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるものは、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四並びに第三百二十二条の十一第五項の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の法人税割額(法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額に限る)から順次控除するものとする。

11 前二項の規定による法人税割額からの控除については、まず第九項の規定による控除をした後において、前項の規定による控除をするものとする。

第三百二十二条の十一第一項中「本項及び第二項」を「第三項まで」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第

五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第三百二十二条の八第一項、第二項又は第六項の規定による」に、「第三百二十二条の八第一項後段」を「同条第一項後段」とができる「ものとする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項中「前条の規定において」を「前条第一項の法人が第三百二十二条の八の規定による申告書を提出した場合において、当該」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の市町村長は、同項の法人が第三百二十二条の八の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）には、関係市町村ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の市町村長は、同項若しくは本項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

第三百二十二条の十五第一項中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第三百二十七条第一項中「第三百二十一条の八第三項の規定による申告」の下に「同条第八

項の規定による申告を含む。以下本項において同じ。」を加え、「当該期間の末日の翌日から第三百二十二条の八第三項の規定による申告」と「同項の規定による申告が同項の納期限内にされているべきは当該控除された期間の末日の翌日から

当該申告に改め、「(当該税額のうち第十五条の三第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)」を削る。

三百四十八条第二項第六号の二中「汚水処理施設」の下に「及び下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、自治省令で定めるもの」を加え、同項第六号の中「防爆壁」の下に「並びに高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項又は第六条の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者で政令で定めるものが公共の危害防止のため設置する障壁その他の構築物で自治省令で定めるものを」を加え、同項第十四号中「日本商工会議所」の下に「並びに商工会及び商工会連合会」を加え、同項に次の三号を加える。

二十五 農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林法による組合及び連合会並びに政令で定める民法第三十四条の法人が所有し、かつ、有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第二百三十五号)第二条に規定する有線放送電話業務の用に供する資本と資産で政令で定めるもの

二十六 民法第三十四条の法人で学生又は生

徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋

二十七 日本鉄道建設公團が日本鉄道建設公團法(昭和三十九年法律第三号)第二十三条第一項の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産

三百四十八条第四項中「及び商店街振興組合法」を「商店街振興組合法及び環境衛生関係業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十四号)」に改め、「私立学校教職員共済組合」の下に「農林漁業団体職員共済組合」を加える。

三百四十九条の三第二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条中第六項を削り、第七項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項中(昭和三十九年法律第三号)及び「及び同項第二号の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産」を削り、「前二条」を「第三百四十九条」に、「当該固定資産を当該土地」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

一百八十九条第二項に次の二号を加える。
八 さく酸(揮発油を原料とするものに限る。)

三百四十九条第二項を第十五項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同項の次に次の二号を加える。

三百四十九条第二項に次の二号を加える。
九 前二項に定めるもののほか、製氷設備に係る製氷能力が政令で定める基準以上の製氷工場において直接水の製造に使用する電気又は冷凍能力が政令で定める基準以上の冷蔵倉庫(もつばら農産物、畜産物及び水産物以外の物の冷蔵又は凍結の用に供するものを除く。)において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に対しても、電気ガス税を課することができない。

七百二条第二項中「第九項、第十項、第十一項又は第十三項」を「第九項、第十項、第十二項又は第十六項」に改める。

七百三条の三第五項中「第九条第一項第五号」を「第二十八条第二項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「第一項第六号」を「第二項」に改め、同条第六項中「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「第十一条の二第二項、第三項又は第四項」を「第五十七条第一項、第二項又は第三項」に改め、同条第七項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第八項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「第十一条の二第二項、第三項又は第四項」の下に「及び同条第二項」を加える。

七百三条の四中「当該年度分の道府県民税の所得割に係る第三十二条第一項」を「第三百十一条第三項」に、「第十一条の二第二項、第三項又は第四項」を「第五十七条第一項、第二項又は第三項」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、

九 前二項に定めるもののほか、製氷設備に係る製氷能力が政令で定める基準以上の製氷工場において直接水の製造に使用する電気又は冷凍能力が政令で定める基準以上の冷蔵倉庫(もつばら農産物、畜産物及び水産物以外の物の冷蔵又は凍結の用に供するものを除く。)において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に対しても、電気ガス税を課することができない。

三百四十九条第七項中「当該冰」を「冰」に改め、同条第八項中「直接水産物」を「直接」に改め、同条第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の

一百八十九条第七項中「当該冰」を「冰」に改め、同条第八項中「直接水産物」を「直接」に改め、同条第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の二第一項に、「同条第三項」を「第三百十一条第三項」に、「第十一条の二第二項、第三項又は第四項」を「第五十七条第一項、第二項又は第三項」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、

改めにより敷設された当該橋りょうに係る線路設備又は電路設備(第二項の規定の適用を

「第一項第六号に掲げる」を「第二項に規定する」に改める。

第七百六条の二第一項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に改める。

「百分の八・九」に、「百分の十・一」を「百分の十・七」に、「百分の十三・九」を「百分の十四・七」に、「百分の十六・七」を「百分の十七・七」に改める。

「一項第二号」を「第二十四条」に改め、附則第六項及び第七項を削り、附則第八項中「とする」を「とし、租税特別措置法第六十六条の十の規定による第五十三条第四項及び第三百二十二条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは「八年」と、「法人税法第五十七条」とあるのは「法人税法第五十七条及び租税特別措置法第六十六条の十」とするに改め、同項を附則第六項とし、附則第九項から第十一項までを二項ずつ繰り上げ、附則第十二項中「第九条第一項第二号」を「第二十四条」に改め、同項を附則第十項とし、附則中第十三項を削り、第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とし、第十六項を第十三項とし、附則第十七項中「附則第三十五項」を「附則第二十九項」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十八項中「改正前の法」を「昭和三十七年改正前の法」に、「附則第十七項」を「附則第十四項」に改め、同項

を附則第十五項とし、附則第十九項中「改正前の法」を昭和三十七年改正前の法に、「附則第十七項又は附則第三十項」を「附則第十四項又は附則第二十七項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第二十項中「附則第二十四項」を「附則第二十項」に、「附則第二十三項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第二十一項中「附則第二十項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十二項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げ、附則第二十五項中「附則第十九項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第二十六項中「附則第二十五項」を「附則第六項」に、「改正前の法」を昭和三十七年改正前の法に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十七項を附則第二十五項とし、附則第二十八項を附則第二十四項とし、附則第二十九項中「附則第十七項」を「附則第十四項」に、「附則第二十五項」を「附則第二十二項」に、「附則第二十七項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第二十六項とし、附則中第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項から第五十三項までを二十一項ずつ繰り上げ、附則第四十一項までを削り、第五十七項を第七十六項とし、第五十四項を第七十五項とし、第五十項から第五十三項までを二十一項とし、「法令の規定」とあるのは、「法令の規定」(租税特別措置法第八条の三の規定を除く。)に改め、同項を附則第七十項とし、附則八条の三」を「法令の規定」とあるのは、「法令とあるのは、「第十七条及び租税特別措置法第八条の三」を「法令の規定」とあるのは、「法令の規定」(租税特別措置法第八条の三の規定を除く。)に改め、同項を附則第七十項とし、附則第四十八項を削り、附則第四十七項中「第十七号議案に関する報告書

条」とあるのは、「第十七条及び租税特別措置法第八条の三」を「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(租税特別措置法第八条の三の規定を除く。)」に改め、同項を附則第六十九項とし、附則第四十六項中「採掘権となつたものとみなされ」の下に「又は鉱業法施行法第十七条第一項の規定により鉱業法による採掘権の設定の出願とみなされて設定され」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を附則第六十八項とし、附則第四十五項を附則第六十七項とし、附則第四十四項中「昭和二十五年法律第二百一号」を削り、同項を附則第六十六項とし、附則第四十三項を附則第六十五項とし、附則第四十二項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を附則第六十四項とし、同項の前に次の三十五項を加える。

〔土地に付して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義〕

の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

農地 田又は畠をいや ただし 農地沙
第四条第一項又は第五条第一項の規定によ
り許可を受けた田若しくは畠又は田若しく
は畠のうち田及び畠以外のものにすること
について同法第四条第一項又は第五条第一
項の許可を受けることを要しないもので政

二 宅地等 農地以外の土地をいう。
三 農地比準価格 農地について当該農地に類似する農地の昭和三十八年度分の固定資
令で定めるものを除く。

産税の課税標準の基礎となつた価格に比準

する術格として市町村長が昭和三十七年改正前の法第三百八十八条第二項第一号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じ

て算定したものをいう。

地等に類似する宅地等の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価

格に比準する価格として市町村長が昭和三十七年改正前の法第三百八十八条第二項第

二号の基準並びに同項第三号の方法及び手

統に準じて算定したものという。

類する特別の事情をいう。

資産税の課税標準となるべき価格を当該宅地等に係る昭和三十八年度分の固定資産税

の課税標準の基礎となつた価格（昭和三十一年五月三十日）

九年度以降の各年度において新たに固定資産税を課され、又は課することとなる宅地

等については、当該宅地等の宅地等比準価格とし、また、昭和三十九年度以降の各年

度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（第二年度若しくは第三年度又

は昭和四十二年度に係る賦課期日において

地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし

書若しくは第五項ただし書又は附則第四十

（第一回がたて青の走矢の道をくわぐる
ものに限る。）については、当該宅地等の宅
地等比準価格とする。）で除して得た数値を
いう。

宅地等に對して課する昭和四十一年度以降

の各年度分の固定資産税の特例

宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度
分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当

上昇率	負担調整率
三倍未満	一・一
三倍以上八倍未満	一・二
八倍以上	一・三

(農地に對して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

一 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準額¹⁾とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

（前年度分の固定資産税の課税標準額）とは、次年度分の固定資産税に係る地方税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二号）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五項に規定する昭和三十一年度分の課税標準額（当該宅地等が昭和四十年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三第十項又は第十七項の規定の適用を受けるものであるときは、これらに規定に定める率を乗ずる前の額とする。）に一・二を乗じて得た額

二 昭和四十二年度 前号の額に、昭和四十一年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三 昭和四十三年度以降の各年度 第一号の額に、昭和四十一年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

昭和四十一年度において新たに固定資産税を課すこととなる宅地等（附則第三十六項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

二 昭和四十一年度 前号の額を基礎として
準価格に一・二を乗じて得た額

三 昭和四十二年度 前項第二号の算定方法に準じて算定した額

前項第二号の算定方法に準じて算定した額

三 昭和四十三年度以降の各年度 第一号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、附則第三十項の「前年度分の固定資産税額」とは、次の各号に掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十二年度 当該宅地等の宅地等比率価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等と比準価格の算定に用いられたものとする。)に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

二 昭和四十三年度 前号の額に、昭和四十二年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

三 昭和四十四年度以降の各年度 第一号の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を運乗して得た額

35 昭和四十三年度以降の各年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等(次項の規定の適用を受けるものを除く。)については、附則第三十項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいり。
一 新たに固定資産税を課することとなる年
度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二乗して得た額に、昭和四十一年度から当該年度の前年度までの各年度において附則第三十項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。)に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額
二 新たに固定資産税を課することとなる年
度の翌年度 前号の額に、当該新たに固定
資産税を課することとなる年度において附
則第三十項の規定により当該宅地等に係る
宅地等調整固定資産税額を算定する場合に
用いられた負担調整率を乗じて得た額
三 新たに固定資産税を課することとなる年
度の翌翌年度以降の各年度 第二号の額
に、当該新たに固定資産税を課することと
なる年度から当該年度の前年度までの各年
度において附則第三十項の規定により当該
宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算
定する場合に用いられた負担調整率を連乗
して得た額
四 该年度の前年度において旧法附則第三十
項又は附則第三十項の規定の適用を受けな

ただし、当該土地のうち、昭和四十二年度に係る賦課期日において次に掲げる事情があるため、昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税率上著しく均衡を失すると市町村長が認めるものにあつては、当該土地に類似する土地の昭和三十九年度に係る賦課期日における価格に比準する価格（以下「昭和三十九年度の比準価格」という。）で上地課税台帳等に登録されたものとする。

ロ 市町村の廃置分合又は境界変更
イ 地目の変換等

ハ 街路事業の施行により生じた土地の価格の著しい変動その他の政令で定める特別の事情

讀替規定

43 土地に対し課する昭和四十三年度分又は昭和四十四年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書及び第六項中「基準年度の価格」とあるのは、「昭和三十九年度に係る賦課期日における価格」と読み替えるものとする。

土地に對して課する昭和四十二年度分、昭和四十三年度分又は昭和四十四年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

二 昭和四十二年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地 当該土地に類似する土地の昭和三十九年度の比準価格で

44 土地に對して認
に限り、次の表の
字句に読み替える

基準年度の価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若し第四項第五項ただし書若し第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格(以下「比準価格」と総称す)。

昭和三十九年度に係る賦課期日における
価格若しくは附則第四十一項第一号たゞし書若しくは第二号の規定により当該価格に比準するものとされる。価格は第三百四十九条第二項たゞし書若しくは第三項たゞし書、第九四項、第五項たゞし書若しくは第六項の規定により同年度に係る賦課期日ににおける価格に比準するものとされる。

第三項、三百八十一條第一項及び第二項

基準年度の価格又は比準価格

1

第四百十一条第一項

基準年度の価格

第四百十一條第二項

基準年度の価格

100

比準術格

第四百三十六条

基準年度の価格又は比準価格

104

附則第三十項又は第

第三十一項の規定の適用

がある各年度分の固定

定資産税に限り、第四百

とあるのは「価格、宅地等比準価格若しくは農地比準価格」と読み替えるものとする。

(免税点の適用及び納税通知書の記載にに関する特例)

46 附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第三百五十二条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額及び第三百六十四条第二項に規定する土地の価額は、附則第三十項の規定の適用を受ける宅地等(以下「調整対象宅地等」という。)についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額によるものとし、附則第三十一項の規定の適用を受ける農地(以下「調整対象農地」という。)についてはその昭和三十八年度分の課税標準額によるものとする。

(固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の更正の特例)

47 附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第四百二十条又は第四百三十五条第二項の規定は、調整対象宅地等又は調整対象農地については、第四百十九条第二項又は第四百三十五条第一項の規定によつて土地課税台帳等に登録された価格等の修正が行なわれたことにより、当該調整対象宅地等若しくは調整対象農地が附則第三十項若しくは第三十一項の規定の適用を受けないこととなる場合又は当該調整対象宅地等に係る宅地等調整固定資産税額に変動がある場合を除き、適用しない。

(宅地等に対して課する昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度分の都市計画税

の特例)

48 昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度分の都市計画税に限り、宅地等に係る都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税に係る上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額をその当該年度分の都市計画税の課税標準額とする。

49 (農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の都市計画税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額をそのまま課することとなる。當該年度分の都市計画税の課税標準額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)をこえる場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

上昇率	負担調整率
三倍以上八倍未満	一・三
八倍以上	一・九
三倍以上八倍未満	一・六

50 (前年度分の都市計画税の課税標準額)

昭和四十年度に係る賦課期日に所在する宅地等(附則第五十五項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の都市計画税に係る旧法附則第三十項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額(当該宅地等が昭和四十一年度分の都市計画税について旧法第三百四十九条の第三十項の規定の適用を受けるものであるときは、同項に定める率を乗ずる前の額とする。)に一・二を乗じて得た額。

二 昭和四十二年度 前号の額に、昭和四十一年度において附則第四十八項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。)に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額。

三 昭和四十三年度 前号の額に、昭和四十一年度ににおいて附則第四十八項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度ににおいて附則第四十八項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。)に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額をいう。

51 (前号の額に、昭和四十一年度において新たに都市計画税を課することとなる宅地等(附則第五十四項又は第五十五項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次のように掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

52 (前号の額を基礎として定めた額)

一 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額を、附則第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額。

二 昭和四十二年度 前号の額を基礎として前項第二号の算定方法に準じて算定した額。

三 昭和四十三年度 前号の額を基礎として前項第三号の算定方法に準じて算定した額。

53 (前号の額を基礎として定めた額)

一 昭和四十三年度 前号の額を基礎として前項第二号の算定方法に準じて算定した額。

二 昭和四十三年度 前号の額を基礎として前項第五十項第三号の算定方法に準じて算定した額。

三 昭和四十三年度において新たに都市計画税を課することとなる宅地等(次項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、当該宅地等の宅地等比準価格に一・二を乗じて得た額に、昭和四十一年度及び昭和四十二年度において附則第四十八項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当

該宅地等比準価格の算定に用いられたものとする。)に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を連乗して得た額をいう。

54 昭和四十一年度の固定資産税の賦課期日に所 在する宅地等で昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度において新たに都市計画税を課することとなるもの(次項の規定の適用を受けるものを除き、以下「都市計画税新設宅地等」という。)にあつては、附則第四十八項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区間における各号に定める額をいう。

一 昭和四十一年度分の都市計画税の課税標準額

とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

ロ 昭和四十一年度 当該宅地等の新設宅地等となる宅地等 年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

ハ 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

ハ 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

ハ 昭和四十一年度 当該宅地等の昭和四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額に一・二を乗じて得た額

課税標準額(昭和四十一年度に係る賦課

期日において地目の変換等がある宅地等については、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区間における各号に定める額をいう。

一 附則第四十八項の規定の適用を受けることとなる年度 当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準額の基礎となつた価格として、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 附則第四十八項の規定の適用を受けることとなる年度の翌年度 年度の区分に応する次に掲げる額

イ 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等の課税標準額に一・二を乗じて得た額

ハ 昭和四十一年度 当該宅地等の宅地等の課税標準額に一・二を乗じて得た額

55 当該年度の前年度において旧法附則第四十一年度分の固定資産税に係る旧法附則第三十二号(1) 議案に関する報告書

昭和四十一年三月二十五日 衆議院会議録第三十二号(一) 議案に關する報告書

課税標準の特例の

じて算定した額

附則第四十九項から前項までの場合において、当該土地が当該年度分の都市計画税について三百四十九条の三第九項又は第十六項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該土地の附則第四十八項の前年度分の都市計画税の課税標準額及び附則第四十九項の昭和三十八年度分の課税標準額は、同項から前項までの規定により定められる額に同条第九項

又は第十六項に規定する率を乗じて得た額とする。

(土地課税台帳等の登録事項等の特例)
附則第三十項若しくは第三十一項又は第四十八項若しくは第四十九項の規定の適用がある各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、市町村長は、第三百八十二条に定めるものほか、次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる額を土地課税台帳等に登録しなければならない。

土 地 年 度	調整対象宅地等 当該年度に係る賦課期日に おいて地目の変換等がある 年又は新たに固定資産税 を課することとなる 年度	基準年度 当該年度に係る賦課期日に おいて地目の変換等がある 年又は新たに固定資産税 を課すこととなる 年度	基準年度 当該調整対象宅地等の当該基準年度の固 定資産税に係る前年度分の固定資産税の固 定課税標準額に、当該調整対象宅地等の附 則第三十項の表の上欄に掲げる上昇率の 区分に応じ、同表の下欄に掲げる下 降率を乗じて得た額	宅地等比準価格 当該調整対象農地に係る昭和三十八年度 の課税標準額 当該調整対象農地に係る昭和三十八年度 の課税標準額に、当該基準年度の都市計划 税額に係る前年度分の都市計划税の課税標準 額に、当該宅地等の当該基準年度の都市計划 税の下欄に掲げる上昇率に応じ、同表の表 の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額
調整対象農地 定期の適用を受ける宅地等	基準年度 当該年度に係る賦課期日に おいて地目の変換等がある 年又は新たに固定資産税 を課すこととなる 年度	基準年度 当該年度に係る賦課期日に おいて地目の変換等がある 年又は新たに固定資産税 を課すこととなる 年度	基準年度 当該調整対象宅地等の当該基準年度の固 定資産税に係る前年度分の固定資産税の固 定課税標準額に、当該調整対象宅地等の附 則第三十項の表の上欄に掲げる上昇率の 区分に応じ、同表の下欄に掲げる下 降率を乗じて得た額	宅地等比準価格 当該調整対象農地に係る昭和三十八年度 の課税標準額 当該調整対象農地に係る昭和三十八年度 の課税標準額に、当該基準年度の都市計划 税額に係る前年度分の都市計划税の課税標準 額に、当該宅地等の当該基準年度の都市計划 税の下欄に掲げる上昇率に応じ、同表の表 の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額
附則第四十八項の規定 地等	基準年度 当該年度に係る賦課期日に おいて地目の変換等がある 年又は新たに固定資産税 を課すこととなる 年度	基準年度 当該年度に係る賦課期日に おいて地目の変換等がある 年又は新たに固定資産税 を課すこととなる 年度	基準年度 当該調整対象宅地等の当該基準年度の固 定資産税に係る前年度分の固定資産税の固 定課税標準額に、当該調整対象宅地等の附 則第三十項の表の上欄に掲げる上昇率の 区分に応じ、同表の下欄に掲げる下 降率を乗じて得た額	宅地等比準価格 当該調整対象農地に係る昭和三十八年度 の課税標準額 当該調整対象農地に係る昭和三十八年度 の課税標準額に、当該基準年度の都市計划 税額に係る前年度分の都市計划税の課税標準 額に、当該宅地等の当該基準年度の都市計划 税の下欄に掲げる上昇率に応じ、同表の表 の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

59 附則第三十項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土地課税

台帳等に登録された土地のうち調整対象宅地等については、土地課税台帳等に当該調整対

62 昭和四十一年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、市町村長は、第三百六十四条第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合においては、土地に対しても課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものと

(葉たばこ乾燥施設の取得に対する不動産取
得税の課税標準の特例)

葉たばこの乾燥のため共同利用に供される
施設で政令で定めるものを日本車両公社の補
助を受けて取得した場合における当該施設の
取得に対して課する不動産取得税の課税標準

象宅地等の同項の表の上欄に掲げる上昇率の区分を明らかにする表示をしなければならぬ

(政令への委任)

附則第三十項又は第三十一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、固定資産税の納税者は、附則第五十八項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額（当該年度に係る賦課期日において地目の交換等がある年度又は新たに固定資産税を課すこととなる年度の宅地等比準価格及び農地比準価格を除く。）及び前項の規

附則に次の九項を加える。
(林地の交換分合による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

定により土地請充當者等にされた表示に置いては、第四百三十二条第一項の規定にかかわらず、審査の申出をすることができない。

77
國の行政機關の作成した諸書に基く政府の補助を受けて市町村又は森林組合が行なうるあつせんによる林地の交換分合により土地を取得した場合において、当該土地の取得に對

定資産税に限り
固定資産税の納稅者は
三百八十一條第一項又は第二項の規定により
土地課稅台帳等に登録された附則第四十一項
第一号本文に規定する昭和四十一年度分の固

して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に

定資本額の認証標準との基準となつた価格については、同号ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、第四百三十二条第一項の規定にかかる

登録された価格（当該交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていなき場合にあつては、政令で定めることにより、道府県知事が第三百八十八条第一

（土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の通知）

項の固定資産評価基準によつて決定した価格に相当する額を価格から控除するものとする。

画税に限り、市町村長は、第三百六十四条第
七項の規定により納税者に納稅通知書を交付
する場合においては、土地に対する固

78 得税の課税標準の特例)
　葉たばこの乾燥のため共同利用に供される
施設で政令で定めるものを日本専売公社の輔

定資産税及び都市計画税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものと

助を受けて取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準

の算定については、当分の間、当該補助を受けた額に相当する額を価格から控除するものとする。

(贈与により農地及び採草放牧地を取得した場合の不動産取得税の特例)

79 税特別措置法第七十条の四第一項の規定によつて贈与税の納期限の延長を受ける者の同項に規定する農地及び採草放牧地の取得に対する不動産取得税については、政令で特別の定めをするもの除き、同条第二項から第三項までの規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

80 前項の規定により不動産取得税の納期限の延長をする場合には、税特別措置法第七条の四第五項から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的訳替えは、政令で定めること。

81 附則第七十九項の規定による不動産取得税の納期限の延長があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地及び採草放牧地の贈与者又は受贈者が死亡したとき(その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる税特別措置法第七十条の四第一項ただし書の規定の適用があつた場合、前項による繰上徵収があつた場合を除く)は、道府県は、当該不動産取得税(附則第七十九項の規定によりその例によるものとされる同法第七十条の四第二項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く)の

納稅義務を免除するものとする。

82 前三項に定めるもののほか、附則第七十九項の規定による不動産取得税の納期限の延長に因る必要な事項は、政令で定める。

(航空機に対して課する固定資産税に関する特例)

83 第三百四十九条の三第八項に規定する航空機のうち昭和四十一年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新たに就航した航空機で政令で定める構造及び性能を有するものとして自治大臣が指定するものに対して課する。

固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三第八項の規定にかかるわらず、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

(營業用倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する特例)

84 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百二十一号)第三条の規定による許可を受けて倉庫業を営む者(これらの者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人でこれらとの共同の出資に係るものと含む)で政令で定めるものが昭和四十年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新設し、又は増設した倉庫(増設した倉庫にあつては、当該増設部分とし、また、これらの倉庫に附屬する機械設備で政令で定めるものを含む。以下本項において同じ)で政令で定める規

第四項若しくは第十四項又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、当該倉庫に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

85 市町村は、電気事業法第二条第二項の一般電気事業者(以下「一般電気事業者」という。)が、農山漁村電気導入促進法、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)、奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)又は山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)に基づく助成その他の措置で政令で定めるものにより農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体その他の政令で定める団体(以下「農林漁業団体等」という。)が建設し、又は改良した発電所、変電所、送電施設又は配電施設の用に供する家屋(もっぱら発電、変電、送電又は配電の用に供する機械器具を収容するものに限る。)及び償却資産で当該農林漁業団体等の所有に係るものと、昭和四十年四月一日から昭和四十六年一月一日までの間に、国の行政機関の作成した計画に基づき、当該農林漁業団体等から取得して引き続き事業の用に供する

場合には、当該家屋及び償却資産に對しては、その取得の日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年)の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、第三百四十二条第一項の規定にかかるわらず、固定資産税を課することができる。この場合において、当該家屋及び償却資産について前段の規定が適用された後最初に固定資産税が課されることとなる年度以降の各年度分の固定資産税については、

当該家屋又は償却資産が第三百四十九条の三第一項に規定する家屋又は償却資産に該当することとなるときにおいても、同項の規定は、適用しない。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十三条 新法第四百八十九条第七項から第九項まで○の規定は、昭和四十一年六月一日以後の(及び第十四項)規定は、昭和四十一年六月一日以後の分(特別徵収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)から適用し、同年五月三十一日までの分(特別徵収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

(別紙)

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり左の諸点について留意すべきである。

一 税負担の均衡をはかるため、昭和四十二年度以降の固定資産税については、免稅点、基礎控除、税率調整を含め、根本的な検討を行ない、

必要な措置を講ずること。

二 本法案の修正によつて生ずる減収額について
は、政府の責任において完全に補てんするこ
と。

三 宅地に対する固定資産税の負担の増加が、地
代、家賃等の不当な増額の口実を生じさせない
よう必要な措置を講ずること。
右決議する。

**厚生省設置法の一部を改正する法律案（内
閣提出）に関する報告書**

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 医療内容の向上に伴い、衛生検査業務の重
要性が増大しているにかかわらず、衛生検査
技師の数が全国的に不足している状況にある
ので、国立病院に衛生検査技師養成所を附置
することができることとし、その養成を図る
こと。

2 社会保険庁の附属機関である社会保険研修
所の名称を、社会保険大学校に改めること。
議案の可決理由

本案は、厚生行政の適正かつ能率的運営を図
るために、妥当な措置と認め、原案のとおり可決
すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十一年
度特別会計予算に約八百三十万円計上されてい
る。

右報告する。

昭和四十一年三月二十五日

衆議院議長 山口喜久一郎殿
内閣委員長 木村 武雄

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(たゞ良質紙は三十円)
(配達料込)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)